

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月20日

【計算期間】 第9期（自 平成25年5月21日 至 平成26年5月20日）

【ファンド名】 ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド
(Nomura Multi Currency Japan Stock Fund)

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼コンダクティング・オフィサー ジャンフランソワ・カプラス
(Jean-François Caprasse, Director & Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A,33,rue de Gasperich,L-5826 Hesperange,Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 一木 剛太郎
弁護士 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 一木 剛太郎
弁護士 竹野 康造
弁護士 岡田 綾子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません

（注1）外貨の円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、平成26年9月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.45円、1豪ドル＝95.19円、1ユーロ＝138.87円、1英ポンド＝177.74円、1NZドル＝84.89円、1カナダドル＝98.04円）によります。

（注2）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド（「野村通貨選択型日経225投信」と称することがあります。）（以下「ファンド」といいます。）は、異なる6つの外貨（米ドル、豪ドル、ユーロ、英ポンド、NZドルおよびカナダドル）から、主に日本の株式に投資し、日本の株式市場全体の動きを概ねとらえることをめざして運用を行います。

ファンドはその資産の90%以上を、日経平均株価に採用されている銘柄に分散投資することを基本とします。

運用の効率化を図るために、一定の範囲において株価指数の先物取引を活用することがあります。

株式の組入比率は、高位を基本とします。

各コースは、日本円を売り各々の表示通貨を買う為替取引を行ないます。当該為替取引における日本円売りの額の比率は、純資産総額の円建て部分の90～110%を基本とします。

日経平均株価「日経225」を各コースの表示通貨に換算したものを運用にあたって参照する指標とします。

純資産総額10%の額を上限とし、借入れを行なうことができます。

ファンドはルクセンブルグの法律に基づいて設定された契約型の外国投資信託です。

ファンドは追加型で、ファンドの受益証券は記名式無額面、AおよびBコース証券は米ドル建て、CおよびDコース証券は豪ドル建て、EおよびFコース証券はユーロ建て、GおよびHコース証券は英ポンド建て、IおよびJコース証券はNZドル建て、KおよびLコース証券はカナダドル建てです。

ファンドは信託期間中でも原則として換金（ファンド証券の買戻し）ができるタイプ（オープン・エンド型）です。

なお、ファンドは日本国内では税法上「株式投資信託」に分類されます。

受益証券は、日本国内において、販売会社により個人および法人に対して販売されます。

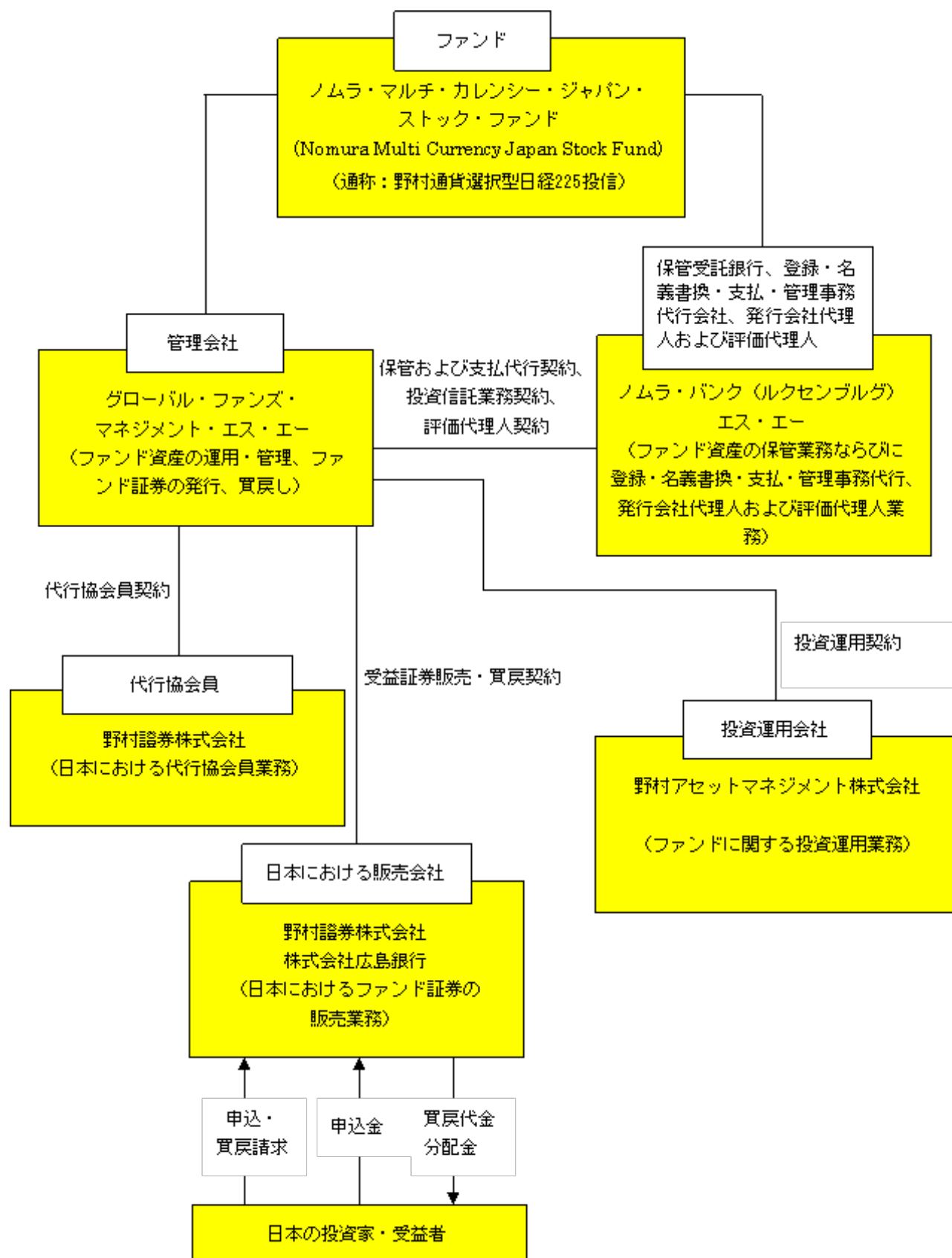
ファンドは、一定のリスクを負担しつつ、為替取引および投資先企業からの配当による高い投資総収益と、日経225の動きに関連しての資産の成長を期待する投資家のために設定されています。ファンドは、包括的な投資プログラムとして予定されたものではなく、またその投資目的が達成されるという保証はありません。投資家の方々は、後述の「投資リスク」に記載されるリスクを十分ご検討ください。

（２）【ファンドの沿革】

平成3年7月8日	管理会社の設立
平成17年10月11日	ファンド約款締結
平成17年11月18日	運用開始
平成18年11月6日	修正ファンド約款締結
平成18年11月17日	修正ファンド約款の効力発生
平成21年10月20日	修正ファンド約款締結
平成21年11月20日	修正ファンド約款の効力発生
平成26年2月7日	修正ファンド約款締結
平成26年2月20日	修正ファンド約款の効力発生
平成26年10月20日	修正ファンド約款締結
平成26年11月20日	修正ファンド約款の効力発生

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み～管理・運用関係～



管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメン ト・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	平成17年10月11日付で締結され、平成 18年11月6日付（平成18年11月17日効 力発生）、平成21年10月20日付（平成 21年11月20日効力発生）、平成26年2 月7日付（平成26年2月20日効力発 生）および平成26年10月20日付（平成 26年11月20日効力発生）で修正された 約款。
保管受託銀行、登録・名義書換・ 支払・管理事務代行会社、発行会 社代理人および評価代理人	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ） エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	平成26年2月20日付の管理会社との保 管契約 ^(注1) に基づく、ファンド資産 の保管業務。 平成26年2月20日付の管理会社との投 資信託業務契約 ^(注2) に基づく、ファン ド証券の発行・買戻し、登録、名義書 換および純資産価格の計算業務ならび に記帳等の管理業務。 平成26年4月30日付の管理会社との評 価代理人契約 ^(注3) に基づく、ファンド の資産および純資産額の評価業務。
投資運用会社	野村アセットマネジメント株式会社	平成26年2月20日付の管理会社との投 資運用契約 ^(注4) に基づく、ファンド に関する投資運用および顧問業務。
代行協会員	野村證券株式会社	平成17年10月11日付で管理会社との間 で締結された代行協会員契約 ^(注5) （平成22年1月29日付変更契約により 変更済）に基づく、日本における代行 協会員業務。
日本における販売会社	野村證券株式会社	平成17年10月11日付で管理会社との間 で締結された受益証券販売・買戻契約 ^(注6) （平成18年11月17日付変更契約 および平成22年1月29日付変更契約に より変更済。）に基づく、日本におけ るファンド証券の販売業務。
	株式会社広島銀行	平成22年1月29日付で管理会社との間 で締結された受益証券販売・買戻契約 ^(注6) に基づく、日本におけるファン ド証券の販売業務。

（注1）保管および支払代行契約とは、約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務および分配金の支払い等を行うことを約する契約をいいます。

（注2）投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された登録・名義書換事務・管理事務代行会社および発行会社代理人が、記録の維持、券面の処分、申込み、買戻しの取扱い、純資産価格の計算等を行うことを約する契約をいいます。

（注3）評価代理人契約とは、管理会社によって任命された評価代理人が、ファンドの資産および純資産額の評価を行うことを約する契約をいいます。

（注4）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約をいいます。

- （注５）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の送付、ファンド証券１口当りの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配付等を行うことを約する契約をいいます。
- （注６）受益証券販売・買戻契約とは、販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠してファンド証券を販売することを約する契約をいいます。

管理会社の概要

管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
代表者の役職氏名	取締役兼コンダクティング・オフィサー ジャンフランソワ・カブラス
本店の所在の場所	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)
設立準拠法	ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて平成３年７月８日に設立されました。ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。 管理会社は、2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）（以下「2010年法」といいます。）第16章のもとで、管理会社として２種類の認可を取得することができます。 ・オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年６月８日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）の範囲内におけるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）以外の投資ビークルの運用に責任を負うか、外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）を任命しているAIFの管理会社として行為するか、または、一定の許容条件の範囲で一もしくは複数のAIFの管理に責任を負う管理会社。 ・外部のAIFMを任命することなくAIFMDの規定に基づくAIFの管理に責任を負う管理会社。 管理会社は、AIFMDに従うAIFMとして認可されています。
事業の内容	管理会社は、2013年７月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（以下「2013年法」といいます。）第１条第46項に定義されるAIFMです。 管理会社の主な目的は、以下のとおりです。 ・ルクセンブルグ国内外において設立された、AIFMDで言うところのAIFに関し、2013年法第５条第（２）項及び同法別紙Iに基づき、AIFの資産に関する運用、管理、販売及びその他の業務を行うこと。 ・2010年法第125 - 2条に従い、ルクセンブルグで設立され、AIFMDで言うところのAIFとしての資格を有する契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する管理会社としての役割の遂行。
資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ（約5,208万円）で、平成26年９月末日現在全額払込済です。なお、１株25,000ユーロ（約347万円）で記名式株式15株を発行済です。
沿革	平成３年７月８日設立
大株主の状況	大株主は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟のノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）で、15株全株を所有しています。

本邦における代理人	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 上記代理人は、管理会社から日本国内において (1) 管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、 (2) 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。 また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、 弁護士 一木 剛太郎 弁護士 竹野 康造 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 です。
-----------	--

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

(1) ファンドの名称

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド(Nomura Multi Currency Japan Stock Fund)
(「野村通貨選択型日経225投信」と称することがあります。)

(2) ファンドの形態

ファンドは、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」といいます。)の法律および2010年法パート の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行および受益者との間の契約関係を定める約款によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型投資信託(fonds commun de placement)です。ファンド証券は需要に応じて、純資産価格で販売され、また、毎評価日に、受益者の要求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が買い戻すという仕組みになっています。

(3) 準拠法

ファンドの設立準拠法は、ルクセンブルグの民法です。

また、ファンドは2010年法、大公規則、ルクセンブルグの金融監督委員会(Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「C S S F」といいます。)の規則および通達に従っており、2013年法第1条第39項の範囲内におけるA I Fとしての資格を有しています。

(4) 2013年法

(イ) 2013年法は主にA I F Mを規制しますがさらに、運用会社のみならず運用会社が運用する投資ピークル(A I F)に関連する多くの規定により構成されています。

2013年法は、A I F M Dを施行し、主に 2010年法、 特殊投資信託(S I F)に関するルクセンブルグ法および リスク・キャピタルに投資する投資法人(S I C A R)に関するルクセンブルグ法を改訂するもので、A I F M Dに関するこれらの法律における「商品」に関する要件を反映しています。

(ロ) 2013年法は、A I Fを以下の投資コンパートメントを含む投資信託として定義しています。

多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

U C I T S 通達に基づき認可を必要としない投資信託(即ちU C I T Sとしての資格を有しない投資信託)。

(ハ) 2013年法はさらに、A I Fの販売に関する規定を含みます。A I F Mは2013年法に基づく認可を一度受ければ、当該A I F Mは、規制当局間の簡易通知制度を利用することにより、A I Fの株式または受益証券をE Uの他の加盟国で販売することができます。

(ニ) 既存の運用会社に適用される経過規定は、2013年法の末尾に記載されています。 2013年7月22日現在存続するか、または 2013年7月22日以降2014年7月22日以前に設定された投資信託、S I FおよびS I C A Rに適用される経過措置は、かかる各法律の末尾に記載されています。

(５) 【開示制度の概要】

(1) ルクセンブルグにおける開示

(a) C S S F に対する開示

ルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、C S S F への登録およびその承認が要求されます。この場合、目論見書、年次報告書および半期報告書等をC S S F に提出しなければなりません。

さらに、年次報告書に含まれている年次財務書類は、公認監査人により監査され、C S S F に提出されなければなりません。ファンドの公認監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ（PricewaterhouseCoopers Société coopérative）です。さらに、ファンドは、ルクセンブルグ金融庁（現C S S F）の1997年6月13日付通達97/136（旧ルクセンブルグ金融庁により発行され、2008年4月17日付通達08/348にて改訂済）に基づき、C S S F に対して、月次報告書を提出することを要求されています。

(b) 受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において、受益者はこれ入手することができます。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができます。ファンドの運用履歴、日々の純資産価額、受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といったファンドおよび管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行の登記上の事務所において公表されます。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲において「メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」（メモリアル）に公告されます。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとします。受益者の権利については、英文目論見書および約款に記載されています。

2013年法に従い、および英文目論見書に開示されない範囲について、以下の情報は、ファンドの年次および半期報告書における開示により、または管理会社のウェブサイトにおいて、受益者に対し定期的に提供され、また、重要と判断される場合、受益者に対して通知がなされます。

- ・ファンド資産のうち、その非流動性により特別な指針の対象となる資産の比率
- ・ファンドの流動性の管理に係る新規の指針
- ・ファンドのリスク特性の変更および管理会社がそのリスクの管理に用いるリスク管理システムの変更
- ・(1) ファンドのために管理会社が使用することができるレバレッジの上限、(2) その上限の変更、(3) レバレッジ使用可能な条件およびレバレッジの使用制限、(4) 関連するリスクに対し使用できるレバレッジの種類
- ・担保を再利用する権利やレバレッジを組む場合に付与される保証
- ・ファンドが用いるレバレッジの総額

(2) 日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資家およびその他希望する者は、かかる書類を金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）等において、これを閲覧することができます。

ファンド証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資家に交付します。また、投資者から請求があった場合には、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。

管理会社は、財務状況等を開示するために、ファンドの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資家およびその他希望する者は、かかる書類をE D I N E T等において閲覧することができます。なお、代行協会員は、日本証券業協会に外国証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社はファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変

更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各事業年度終了後、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの約款の変更をしようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、C S S Fの監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

(1) 登録の届出の受理

(a) ルクセンブルグに所在するすべての投資信託は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければなりません。

(b) 欧州連合(以下「EU」といいます。)加盟国の監督官庁により認可されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」といいます。)は、欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達の2009/65/ECの要件(改正済)に適合しなければなりません。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づきC S S Fに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができます。UCITS所在国の所轄官庁からC S S Fに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となります。

ファンドは、2010年法上のパート の投資信託として設定されており、EU加盟国においては公衆に対する販売は行われません。

2010年法第88条第1項のもとで、ファンドは、AIFMDおよびその施行規則(以下「AIFM規則」といいます。)ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則で規定する、AIFとしての資格を有しています。

(c) 外国法に準拠して設立または運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその受益証券を販売するためには、当該投資信託が設立された国において、投資家の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければなりません。

さらにこれらの投資信託は、C S S Fにより、2010年法に規定されるものと同等と見なされる監督に服していなければなりません。

(d) E UおよびE U以外のA I Fのルクセンブルグの機関投資家への販売は、A I F M規則に規定される適用規則ならびにA I F M規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとします。

(2) 登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令、C S S Fの通達を遵守しない場合、公認監査人を有しない場合またはその公認監査人が受益者に対する報告義務もしくはC S S Fに対する開示義務を怠った場合を含め、登録が拒絶または取り消されることがあります。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がC S S Fにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されることがあります。

登録が拒絶または取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されることがあります。また、ルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ個人投資家に対しての販売が中止されます。

(3) 目論見書に対する査証の交付

投資信託証券の販売に関する目論見書は、事前にC S S Fに提出されなければなりません。C S S Fは、書類が適用される法律、規則および通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に電子査証を付してそれを証明します。

(4) 財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資家およびC S S Fに提供された情報の正確性を確保するため、投資信託は、公認監査人の監査を受けなければなりません。公認監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨をC S S Fに報告する義務を負います。公認監査人は、C S S Fが要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含みます。）をC S S Fに提出しなければなりません。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ファンドの投資目的は、日本の株式市場のパフォーマンスを、異なる６つの外貨（米ドル、豪ドル、ユーロ、英ポンド、NZドルおよびカナダドル）で追求することです。

通常の市場環境においては、ファンドはその資産の少なくとも90%を、日本株式市場の典型的な指標の一つである日経平均株価「日経225」に沿うパッシブ（受動的）な投資方法に基づき、日本の株式に分散投資し、および一定の範囲において日本株の株価指数先物取引にも投資します。

12のコースの全資産は、一つのプール（「共通ポートフォリオ」。以下に定義されます。）で運用され、プール内の資産は、各々のコースの純資産総額に基づき12のコースに帰属します。さらに、ファンドの各コースは、日本円を売り各々の表示通貨を買い為替取引を行うために、為替先渡取引を利用します。

この為替先渡取引の利用により、ファンドの各コースにおいては、二通貨間（日本円と各表示通貨）の為替先渡取引期間の金利差から利益またはコストが発生します。一般的に、それぞれの表示通貨の金利よりも日本円金利が低い場合には、利益が発生し、逆にそれぞれの表示通貨の金利よりも日本円金利が高い場合には、コストが発生します。

ファンドは通常の市場環境においては、上記の投資方針に従うべく努めますが、日本の株式に投資される実際のファンドの資産比率はしばしば変動することがあります。ファンドは、ファンドの効率的な運用のために、日経225株価指数先物取引のような日本の株価指数先物取引を利用することがあります。

ファンドは、「投資制限」に記載された投資制限を遵守します。

ファンドは、一時的な防衛的手段として、またはファンド証券の買戻しへの対応もしくは為替の実現損に備えて、現金や銀行預金を保有し、短期国債、CD、CPなどのような質の高い短期投資対象に投資することがあります。

ファンドは、日本株や株価指数先物取引への投資の目標として日経225を使用しますが、ファンドの各コースのパフォーマンスはそれぞれの表示通貨ベースで見た場合、この目標（日経225）のパフォーマンスと必ずしも一致するものではありません。目標とファンドの各コースのパフォーマンスの相違は、各コースについて行われる為替取引や、ファンドが行う流動資産への投資などにより生じる場合があります。

管理会社は、ファンドの共通ポートフォリオの日本株や株価指数先物取引への投資のパフォーマンス（諸費用控除前）は、日本円ベースで見た場合、目標に近いものとなるよう考えていますが、野村アセットマネジメント株式会社（以下「投資運用会社」または「野村アセットマネジメント」といいます。）は、このパフォーマンスが目標のパフォーマンスに対して一定の範囲内となることの保証をするものではありません。

投資目的および方針の変更

管理会社が、ファンドの投資目的および／または投資方針に関する重大な変更を行う場合、CSSFの承認を受領後に、当該事項を英文目論見書に盛り込み、かつ、当該重大な変更の効力が発生する1ヶ月前までに、受益者に対し通知されるものとします。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該ファンド受益証券の買戻しを行うことができます。

（２）【投資対象】

ファンドは、典型的な日本株式市場の指標の一つである日経平均株価「日経225」に沿うパッシブ（受動的）な投資方法に基づき、主に、日本の株式に分散投資し、一定の範囲において日本株の株価指数先物取引にも投資します。

受益証券のコース

ファンド証券は、6つの異なった通貨建てで、12種類の受益証券として発行されます。

各通貨毎に分配型・成長型の2つのコースがあります。

各コース証券の為替取引

各コース証券に帰属するファンド資産（その大半は日本円建てです。）は、日本円を売り各コース証券の表示通貨を買い為替取引を（可能な範囲で）行います。

これら6通貨での12種類のコース証券の資産は同一の有価証券の共通ポートフォリオに投資されます。6通貨のコースの違いは、日本円と各表示通貨との間で行う為替取引に、異なる通貨を使用する点です。

各コース証券の純資産総額と当該為替取引における日本円売りの額はかならずしも一致しませんが、管理会社は、通常、当該日本円売りの額の純資産総額の円建て部分に対する比率が90%から110%となるよう調整を行う意向です。また、管理会社は、共通ポートフォリオの価値の変動または各コース証券の販売・買戻しの水準の変動によ

り、当該為替取引の比率が純資産総額の当該コースの円建て部分の90%を下回ったり110%を超える場合にはいつでも、当該範囲内（通常約100%）に戻す意向です。

各コース証券は、当該コースの表示通貨に対し円安時においても円高時においても上記の通り特に為替取引が行われるものであり、したがって、各コース証券は当該コースの表示通貨に対する円安から投資家を実質的に保護する一方、円高による利益の享受についても大きく制限されます。

ファンド証券に投資するため日本円を該当する表示通貨に交換する投資家は、当該表示通貨と日本円との為替変動の直接の影響を受けることに留意する必要があります。

「日経平均株価（日経225）」の著作権等について

「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。

「野村通貨選択型日経225投信」は、管理会社等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および「野村通貨選択型日経225投信」の取引に関して、一切の責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

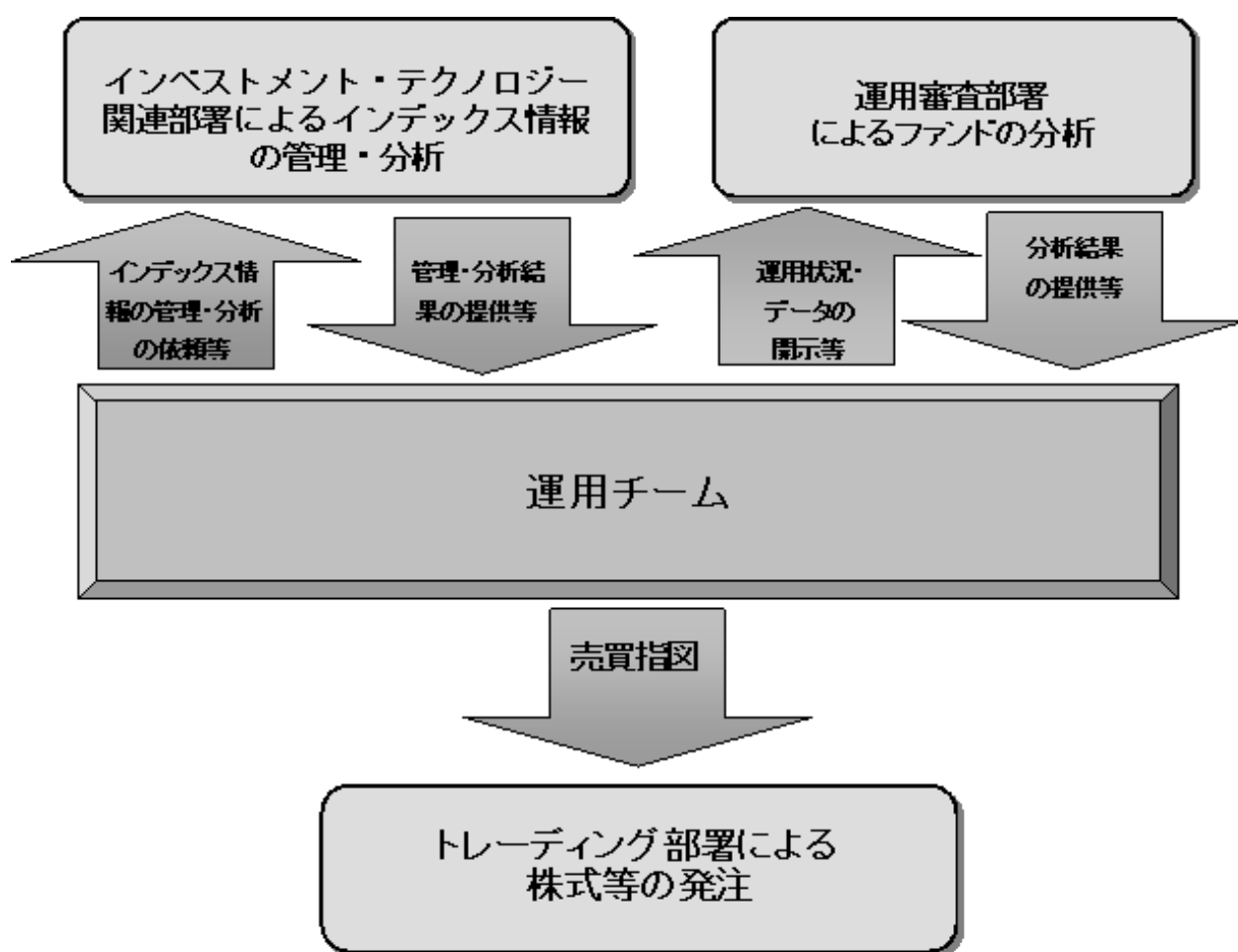
（３）【運用体制】

管理会社は、ファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、ファンド資産の運用を野村アセットマネジメントに委託しており、野村アセットマネジメントはその裁量により、ファンド資産の運用などを行います。

野村アセットマネジメントは、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。野村アセットマネジメントは、昭和34年野村證券投資信託委託株式会社として設立され、平成9年10月1日に投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して商号を野村アセット・マネジメント投信株式会社と変更し、平成12年11月1日に野村アセットマネジメント株式会社となりました。野村アセットマネジメントは、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。平成26年6月末日時点において、野村アセットマネジメントの運用資産の総額は、国内外における株式および債券を含め約32兆7,748億円です。

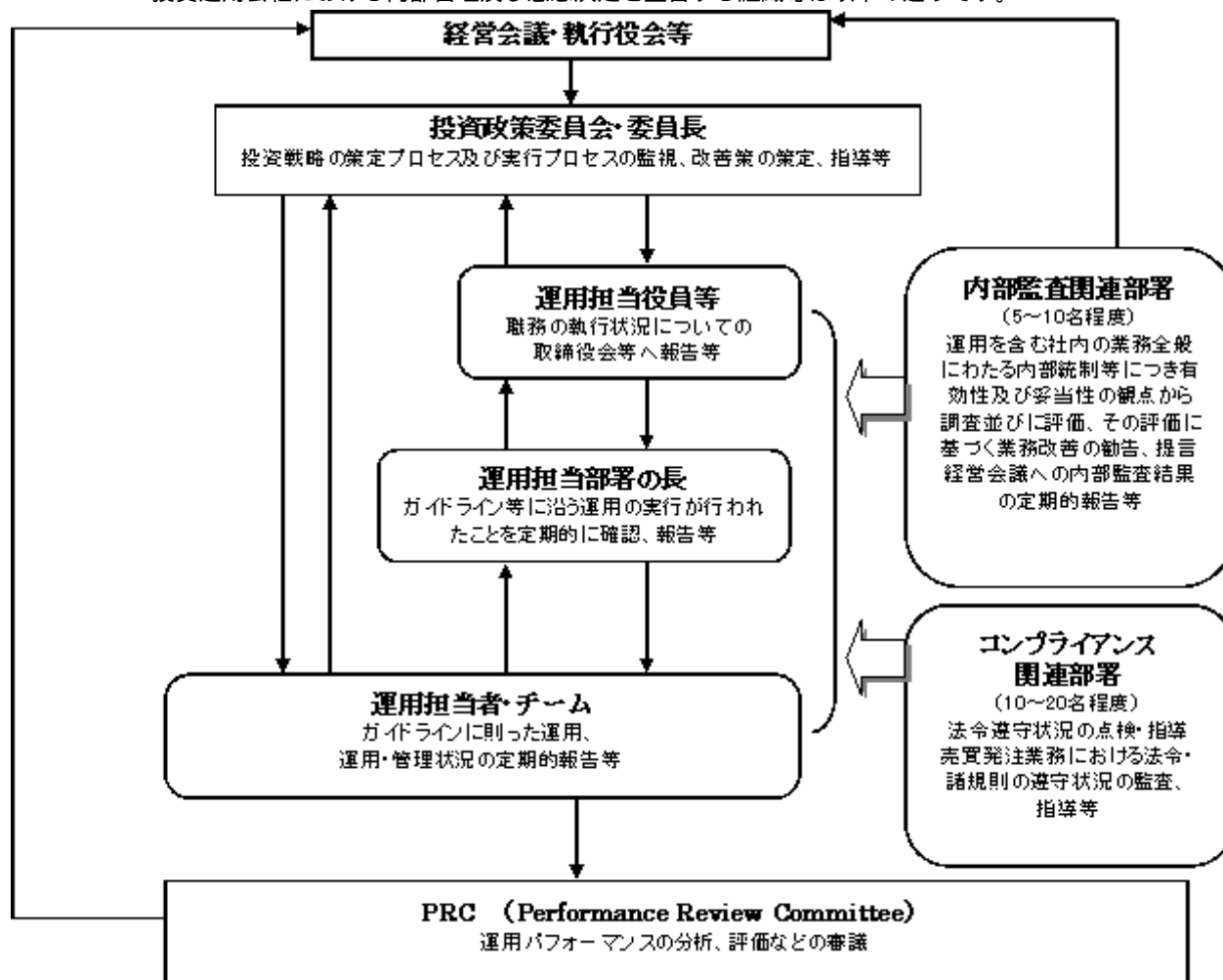
投資運用契約は、他方当事者への3ヶ月前までの書留郵便で書面による予告通知をもって投資運用会社または管理会社によって解約することができます。

また、ファンドの管理および保管に関するその他の委任事務は、関係する契約書に定められた条項に基づき、管理会社の取締役会が管理権限を有し、最終的な責任を負います。



野村アセットマネジメントでは、ファンドの運用に関する社内規程として、投資顧問業務に係るポートフォリオマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、外国為替予約取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

投資運用会社における内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



ファンドの運用体制等は平成26年9月末日現在のものであり、随時変更されます。

（４）【分配方針】

Aコース証券、Cコース証券、Eコース証券、Gコース証券、Iコース証券、Kコース証券：

ファンドの投資収益および実現・未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から、毎月あるいは随時、分配を行うことができますが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なファンドの他の資産からも分配を行うことができます。

これら分配型の各コースは、毎月10日（当日が評価日でない場合はその直前の評価日。以下「分配基準日」といいます。）現在のファンド受益証券の保有者（以下「受益者」といいます。）に対して、安定的な分配を行う予定です。なお、1月と7月には純資産価格水準を勘案して追加的に分配を行う場合があります。

（注）「安定的な分配を行う予定」としてありますが、これは、運用による収益が安定したものになることや純資産価格が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、純資産価格の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意下さい。

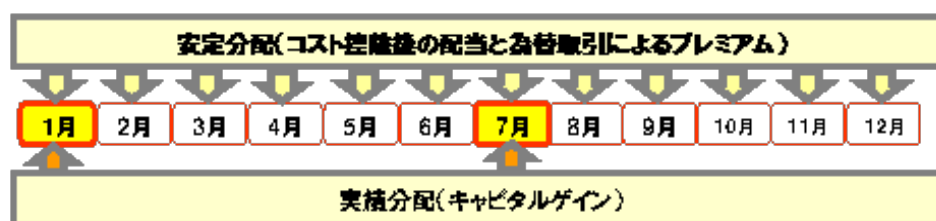
Bコース証券、Dコース証券、Fコース証券、Hコース証券、Jコース証券、Lコース証券：

ファンドの投資収益および実現・未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から、毎年あるいは随時、分配を行うことができますが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なファンドの他の資産からも分配を行うことができます。

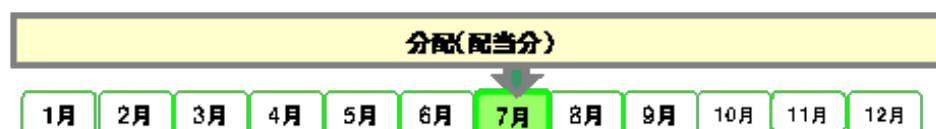
これら成長型の各コースは、毎年7月10日（当日が評価日でない場合はその直前の評価日。以下「分配基準日」といいます。）現在のファンド受益証券の保有者（受益者）に対して、分配を行う予定です。

「評価日」とは、ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークでの銀行営業日（毎年12月24日を除きます。）で、かつ日本での販売会社の営業日をいいます。

分配型



成長型



- ・ 分配後のファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律で規定された投資信託の最低額（1,250,000ユーロ）の日本円相当額を下回る場合には分配は行うことができません。
- ・ 分配の行われる日から5年が経過しても請求がなされない場合、ファンド証券の保有者（受益者）は当該分配を受け取る権利を失い、分配金はファンド資産に組み込まれます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

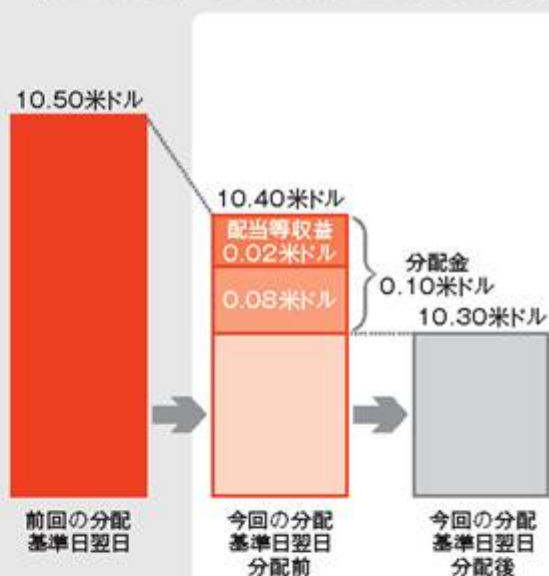
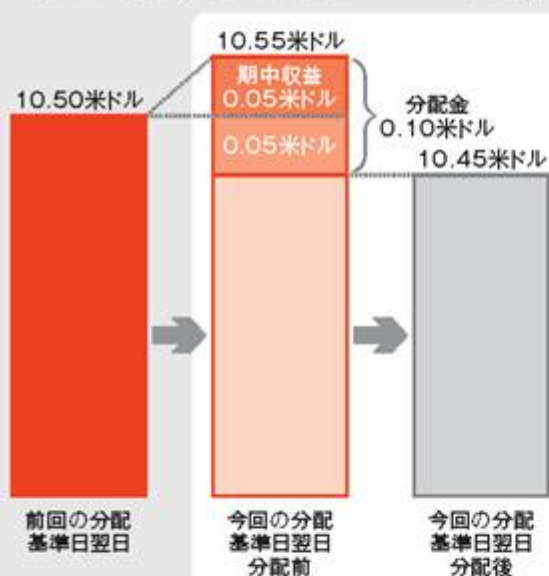


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と純資産価格の関係（イメージ）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が上昇した場合）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が下落した場合）



※ 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※ 上記イメージ図は、便宜上米ドルで表記しておりますが、コースによって表示通貨が異なります。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



（５）【投資制限】

・有価証券への投資

- １．管理会社は、同一発行体の証券へのファンドの投資総額がファンドの純資産総額の10%を超える場合、当該発行体の発行する証券にファンド資産を投資することはできません。ただし、本制限は、経済協力開発機構（以下「OECD」といいます。）加盟国もしくはその地方機関、地域的または世界的なEUの公的国際機関が発行または保証する証券には適用されません。
- ２．管理会社は、ファンドのために、同一の発行体の発行済証券の15%を超えて取得することはできません。ただし、かかる制限は関連する証券の取得時に適用されるものとします。かかる15%の上限を超える場合、市況および流動性に照らし投資運用会社が慎重に検討し是正すべきであるとみなした場合には、ファンドの受益者の利益を考慮して、管理会社はかかる状況の是正を優先しなければなりません。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関、地域的または世界的なEUの公的国際機関が発行または保証する証券には適用されません。
- ３．管理会社は、ファンドのために、支配権または経営権を目的とする投資は行いません。また、そのような購入の結果ファンドと管理会社が管理する他のファンドと合わせて、いずれかの会社または法人のいずれかの種類の株式を発行済み総数の15%を超えて所有することとなるような購入はできません。もっとも、この制限は、OECD加盟国、EUの現地当局や地域的または世界的な公的国際機関が発行または保証する証券には適用されません。
- ４．管理会社は、ファンドのために不動産を購入しません。
- ５．管理会社は、商品、商品取引、または商品もしくは商品についての権利を表章する証券に関する取引を行ってはならず、本制限上、かかる商品には、貴金属およびこれらを表章する証書も含まれます。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資または商品を取引きする会社の証券を売買することができます。ただし、本制限は、適用法令および約款の定める範囲内で管理会社が金融商品、株価指数ならびに外国為替の金融先物取引および先物予約（ならびにこれらに関するオプション取引）の売買を行うことを妨げるものではありません。
- ６．管理会社は、証券を信用で購入しません（ただし、管理会社は組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができます。）。また、証券の空売りを行いません。ただし、管理会社は、先物取引および先物予約（ならびにこれらに関するオプション取引）に関し、当初および継続証拠金を預託することができます。
- ７．管理会社が借入れを行う場合、その総額は、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。借入れは、一時的措置としてなされる場合に限るものとします。
- ８．管理会社は、上記７．の借入れに関連して必要な場合を除いては、ファンドのために所有または保有される証券に担保権、質権または抵当権を設定し、またいかなる方法であれ当該証券を債務の担保として譲渡しないものとします。ただし、将来発行時もしくは後日引渡約定による証券の売買、およびオプションの売り、または先物予約もしくは先物取引の売買に関する担保設定は、資産への担保権設定とはみなされません。
- ９．欧州連合加盟国（以下「EU加盟国」ということがあります。）または欧州連合非加盟国におけるその他の市場同様、金融商品取引市場においてEC通達2004/39の第4条1項14号にいう公認の証券取引所またはその他の市場並びに定期的に取引が行われ、一般に認められかつ開かれている他国における規制市場（以下「規制ある市場」といいます。）で取引されていない証券にファンドの純資産総額の15%を超えて投資することはできません。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関、地域的または世界的なEUの公的国際機関が発行または保証する証券には適用されません。
- 10．管理会社は、ファンドの資産をもって証券を引受けまたは下引受けを行うことはできません。ただし、組入証券の処分に関し、管理会社が適用される証券法に基づき引受人であるとみなされる場合についてはこの限りではありません。
- 11．管理会社は、他のオープン・エンド型の投資信託の受益証券にファンドの純資産総額の10%を限度として投資することができます。管理会社により運用されている、または共通の経営もしくは管理により、または直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と関係ある会社により運用されている、投資信託の受益証券の取得は、当該投資信託が特定の地域または経済分野への投資を専門とする場合にのみ許されます。その場合、管理会社は、当該受益証券に関する取引に対しいかなる手数料または費用も課しません。

・投資の技法と手段

1．管理会社は、法律、規則または行政上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある証券に関する技法と手段を用いることができます。ただし、この技法と手段は、効率的な組入証券の運用の目的で使用される場合に限りです。

a) 管理会社は、以下の場合を除いて、証券のオプションを購入することはできません。

- ）当該オプションが証券取引所に上場されているか、または規制ある市場で取引されている場合で、かつ
- ）当該オプションの取得価格（プレミアム）が、ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。

b) 管理会社は、ファンドのために、当該証券がすでに保有されているか、ファンドが同等のコール・オプションまたはかかる契約から生じる責任を十分にカバーすることを確保できるワラント等の他の手段を有している場合、証券のコール・オプションを売却することができます。

2．管理会社は、ファンドのために、ヘッジ目的以外にあらゆる金融商品の先物契約やオプションの取引を行うことができます。ただし、当該売買契約の総額と譲渡性証券に関するコール・オプションとプット・オプションの付与に関する契約総額は、常にファンドの純資産総額を超えないものとします。

上記において、譲渡性証券に関するコール・オプションを付与する場合でファンドが対象となる証券を保有する場合は、上記の総額の計算に含めないものとします。

かかる文脈において、譲渡性証券に関するオプション以外の契約総額とは、以下のように定義されるものとします。

- 当該契約にかかる契約総額とは、各々の満期を考慮せずに、同一の金融商品にかかる契約のネット未払い額（売買ポジション相殺後）とします。
- オプションにかかる取引総額とは、各々の満期を考慮せずに、個別の対象資産にかかるネットのカバーされていないポジションの行使価格の総額とします。

現存するコール・オプションおよびプット・オプションの取得に支払ったプレミアムの総額は、上記1．での譲渡性証券にかかるコール・オプションまたはプット・オプション取得に支払ったプレミアムと合計して、ファンド純資産総額の15%を超えてはならないものとします。

3．管理会社は、ファンドのために、為替リスクのヘッジを目的として、為替の予約・先物取引を行い、コール・オプションを売り、プット・オプションを買うことができます。ただし、一通貨に関する取引は、ヘッジされる通貨建てのファンドの証券およびその他の資産の総評価額を超えてはならず、また当該資産が保有される期間を超えてはなりません。ただし、当該証券および他の資産の通貨建てに関する上記の制限は、「投資方針」に記載された異なったコース証券のヘッジのための特定の通貨取引には適用されません。管理会社は、当該コストがファンドにとり有利である場合（同一の取引相手方との契約により）クロス取引を通じ関係通貨を買いまたは通貨スワップ契約を締結することができます。これらの取引または為替は、証券取引所に上場されているか、または規制ある市場で取引されているもののみを対象として行うものとします。ただし、管理会社は、当該種類の取引に習熟した格付けの高い金融機関と為替予約またはスワップ契約を行うことができます。

4．ルクセンブルグの適用法令（2010年法、2013年法および現行もしくは今後の関係ルクセンブルグ法、または施行令、通達、C S S Fといった、具体的には投資信託が利用する譲渡性証券や短期金融商品に係する手法および商品に適用されるC S S F通達08 / 356の規定）（これらの法令が随時改正または代替される新法令））により許容される最大限の範囲およびそれらに定められる限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出す目的またはコストもしくはリスクを軽減する目的で、証券貸付取引および買戻し権付の売買取引、レボ契約・逆レボ契約の取引を行うことができます。

これらの取引に関連してファンドのために管理会社が受領する現金担保を、場合に依り、上記のC S S F通達のセクション（c）a）に記載される規定に従い、（a）日々純資産価額を計算し、かつA A Aまたはそれと同等に格付けされるマネー・マーケット・ファンドにより発行される株式または受益証券、（b）短期性銀行預金、（c）2008年2月8日付のルクセンブルグ規制で定義される短期金融商品、（d）EU加盟国、スイス、カナダ、日本、もしくは米国、またはそれらの地方自治体、または地域的もしくは世界規模のEUに関わる国際機関が発行または保証する短期債券、（e）十分な流動性を提供する一流の発行体が発行または保証する債券、および（f）逆レボ契約取引に対し、ファンドの投資目的と相容れる方法で再投資することができます。

管理会社は、ファンドのために、上記2．および3．にいう取引を行うことができますが、これらの取引は、規制ある市場で取引されている契約を対象とする場合に限り行うものとします。上記1．ないし3．のオプションに関しては、管理会社は、ファンドのために、当該取引がファンドにとってより有利である場合または必要とされる性質のオプションが取引されていない場合、この種の取引に参加している信用力のある金融機関とOTCオプション取引を行うことができます。

管理会社は、ファンド資産の一部である証券に付随する引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はありません。

管理会社の不可抗力により、または新株等引受権の行使の結果、上記の比率を超えた場合、管理会社は、証券の売却に際して、ファンドの受益者の利益に留意しつつ、かかる事態の是正を優先させます。

保有制限の適合性判断においては、レボ契約は、担保として機能する裏付証券への投資対象とのみみなされません。

管理会社は、ファンドのために、（a）管理会社、（b）その関係法人、（c）管理会社もしくはその関係法人の取締役、または（d）それらの主要株主（自己もしくは他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除きます。）の売買もしくは貸付をなし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、（ ）公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または（ ）競争価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

上記制限に従った債務証券または証書の取得による場合を除き、管理会社は、金銭の貸付けを行いまたは第三者の保証人となることはできません。

管理会社は、ファンド受益者以外の自己または第三者の利益を目的とする取引などの、ファンドの受益者の利益保護に反し、またはファンド資産の公正な運用に反するような取引は行いません。

管理会社は、ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となる、または利益に反しない投資制限を随時課することができます。

ファンドは、先物ポジションへの投資を通じてレバレッジを利用することができます。

ファンドのレバレッジ利用により、市場および金利変動リスクが増大することがあります。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

一般事項

管理会社は、リスク管理システムを用いており、また、ファンドのリスクを監視する様々なリスク管理プロセスも有しています。

投資家はファンドの投資目的を十分に理解してください。投資家は（投資を行う前に）本書に記載された投資目的全般にともなうリスクを理解してください。

投資家は、ファンドの受益証券の値段、またそこからの収入は、値上がり・上昇し、あるいは値下がり・下落するものであることを理解してください。ファンドは投資元本が保証されているものではありません。過去の実績は必ずしも将来の結果を示すものではなく、ファンドは中長期的な投資としてお考えください。ファンドの資産は外貨建てとなっていますので、日本円から投資する場合は、その投資価値はその時々の為替レートにも左右されます。また、為替レートの変動により、投資先の海外の投資対象の価値が増減します。場合によっては、投資家の保有する証券の価値がなくなることもあります。

ファンドの投資目的が達成されるという保証はありません。ファンドの信託財産に生じた損益は全て受益者の皆様に帰属します。

市場変動および集中リスク

ファンドは主に日本株式や株価指数先物取引に投資しますので、ファンドの受益証券の純資産価格は日本の証券市場の価格変動に大きく影響されます。

為替変動リスク

各コースは6通貨（米ドル、豪ドル、ユーロ、英ポンド、NZドルまたはカナダドル）のいずれかで表示され、各コースの資産の大半について、日本円を売り各コース証券の表示通貨を買う為替取引が行われますが、各コースの純資産価格は、当該コースの表示通貨の日本円に対する為替変動の影響を受けることがあります。

為替交換リスク

各コースは6通貨（米ドル、豪ドル、ユーロ、英ポンド、NZドルまたはカナダドル）のいずれかで表示されます。しかし、通常の状態においては、ファンドは（受益証券の発行に際し）受領する外貨を日本円に交換し投資を行い、投資家から受益証券買戻しの請求があった場合には日本円を当該受益証券の表示通貨に交換します。このような為替取引が常に発生し、投資家に多大な不都合（為替取引コスト）を生じさせるかもしれません。

先物取引とオプション

ファンドは、その効率的な運用のために、「投資制限」に記載ある証券の先物取引やオプションあるいは証券指数の先物取引を利用します。また、ファンドは市場リスク・為替リスクを回避等するために先物取引やオプション、為替先渡契約を利用します。

ファンドの資産は、「投資制限」に記載ある範囲でのみ投資されます。

先物取引は高いリスクが伴います。先物取引の建て玉に対して当初証拠金は比較的少額であり、この取引は「レバレッジが効いている」あるいは「ギアがかかって」います。比較的小さな市場の動きでも大きな作用があり、投資家にとって有利にも不利にも働きます。損切り幅を小さくする意図で一定の注文を出したくても、市場環境でこれらの注文の執行が不可能であり、注文が出せないことがあります。

オプションの取引にも高いリスクが伴います。一般に、オプションの売りはオプションの買いに比べてかなり大きなリスクを伴います。オプションの売り手は固定のプレミアムを得ますが、オプションの売り手はその額を上回る損失を被ることがあります。

ファンドが先物取引やオプションの空売りで証拠金を必要とする場合、為替レートや価格が逆に動くと、ファンドにとってそのような支払いが経済的に不利な場合であっても、追加証拠金や変動証拠金を支払わなければならないことがあります。ファンドは、ポジションを維持するためのオプションや先物取引の委託証拠金率を満たすために、その他の資産を売却しなければならないことや、経済的に不利な時期にポジションを解消しなければならないこともあります。

税制

投資家は、特に、ある市場での証券の売却代金や利子配当の受け取り代金は、その市場の当局により源泉徴収課税を含めて、税金、課徴金、公課あるいは他の手数料や費用が課されるかもしれないことにご注意ください。現在の法解釈や実務の理解が変わり、また、法律が遡及的に改正される可能性もあります。したがって、そのような国では、ファンドは、本書日付現在あるいは投資がなされ、評価されあるいは売却された時点では予測できなかった追徴課税を課されることがあり得ます。

潜在的な利益相反

投資運用会社および投資運用会社の最終的持株会社あるいはその（世界的に見て）関連子会社等（以下「関連子会社等」という。）は、投資運用会社あるいは関連子会社等が直接・間接に利害を有し、それがファンドに対する投資運用会社の義務と潜在的に利益相反となるような取引を行う場合があります。

ルクセンブルグの法律（2013年法を含みます。）の特段の定めがない限り、投資運用会社もその関連子会社等も、ファンドに対して、このような潜在的利益相反について事前通知する必要はありませんし、このような取引あるいは関連する取引に関して得た利益や手数料・報酬をファンドに支払う義務も、その他特段の取り決めがない限り投資運用報酬を割り引く義務もありません。

投資運用会社は、潜在的利益相反がなければファンドにとって同等以上の条件で、このような取引を行うようにします。

当局の規制や内部方針により、管理会社は、投資運用会社が運用する他の口座または投資信託では利用可能な投資機会を得られないことがあります。

利益相反はまた、保管銀行と評価代理人が、同一の事業体であるということによって発生することがあります。しかし、保管受託銀行の業務は、評価代理人の業務とは機能的かつ階層的に分離されています。潜在的な利益相反の特定、管理および監視は、管理会社の方針および手法に基づき実施されますが、保管受託銀行および評価代理人の業務を行うにあたっては、2013年法の規定を遵守し、また、当該利益相反の公正かつ対等な立場での解決を目指します。

管理会社は、特定された利益相反を、自社の利益相反方針に従い管理および監視し、要求される範囲において2013年法に従い受益者に開示します。

証券貸付、買戻取引権の売買およびレボ・逆レボ契約の取引に関連した特定のリスク

これらの手法や商品の利用は一定のリスクを伴っており、かかるリスクの一部については本項の各文節に挙げられていますが、その利用により得ることを追求する目的が達成されとの確約はできません。

ファンドが買付人として行為する逆レボ取引や買戻権の売買取引に関しては、証券の買付先である取引相手の破綻の場合は、（Ａ）買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格付け、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用格付の悪化、または当該証券の取引市場の非流動性によるかを問わず、当初支払われた資金を下回ることになるというリスク、（Ｂ）（ ）過剰な規模もしくは期間の取引における資金の焦付き、（ ）満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券買付、もしくはより一般的には再投資に対応する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

ファンドが売付人として行為するレボ取引や買戻権の売買に関しては、証券の売付先である取引相手の破綻の場合は、（Ａ）取引相手に売付けられた証券の価格が、当該証券の価格の市場での値上がりまたはその発行体の信用格付の向上によるかを問わず、当初の受取資金を上回ることになるというリスク、（Ｂ）（ ）過剰な規模もしくは期間の取引における投資持分の焦付き、（ ）売付け証券の満期時の回収の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

証券貸付取引に関しては、投資家は、（Ａ）ファンドにより貸し付けられる証券の借り手が当該証券を返還することができない場合は、受け取った担保物件が、当該担保物件の不適正な価格付け、当該担保物件の価格の不利な市場動向、当該担保物件の発行体の信用格付の悪化、または当該担保物件の取引市場の非流動性によるかを問わず、貸し出された証券の価格を下回る価格で換金されることになりうるというリスク、（Ｂ）現金担保の再投資の場合は、かかる再投資は、（ ）相応のリスクを伴ったレバレッジおよび損失リスクやボラティリティ・リスクを生み出すことがあり、（ ）ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことがあり、または（ ）回収額が担保物件の金額を下回るというリスク、また（Ｃ）貸付証券の返還の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限するというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

ファンドのリスク特性

ファンドは、日本の上場株式への投資により、日経225のボラティリティおよび価格変動にさらされます。このリスクは、流動性のある投資対象への投資、また分散投資することで軽減されます。先物ポジションへのエクスポージャーにより、ファンドはレバレッジをかけることがあります。ファンドの純資産総額の範囲で行われる限定的なものです。ファンドの信用リスクは限定的です。ファンドの信用リスクは、日本市場への集中リスクに限定されます。

ファンドの投資対象（上場株式、先物および為替先渡）の特性により、ファンドのカウンターパーティーリスクは限定的です。

ファンドは、日本の極めて流動性の高い株式に投資します。ファンドの投資対象の流動性リスクは限定的です。

流動性リスクに関しては、市場が緊迫し流動性が欠如する場合を除き、ファンドの投資対象が、評価リスクにさらされることはありません。

レバレッジ

委員会委任規則（ＥＵ）第231／13号（以下「委員会委任規則」といいます。）および2013年法に従い、「レバレッジ」は、現金もしくは証券の借入れを通じて、もしくはデリバティブ・ポジションの使用によるもの、またはその他の方法によるかを問わず、ＡＩＦＭの管理するＡＩＦのエクスポージャーを増加させる手法として定義されます。

委員会委任規則は、委員会委任規則第7条に定める「グロス法」および委員会委任規則第8条に定める「コミットメント法」の2種類の計算方法に基づいてＡＩＦＭがレバレッジを監視することを要求しています。どちらの方法においても、レバレッジは、ファンドのポジションの市場価格の絶対値の合計として計算され、ファンドの純資産総額に対する割合として表示されます。個々の金融デリバティブ商品の市場価格は、同等の対象ポジションの個々の市場価格（絶対値で表示）により転換されるものとします。金融デリバティブ商品の転換規則は、委員会委任規則別紙に定める既定の算式に基づいています。

コミットメント法では、ＡＩＦのエクスポージャーを計算する際、以下の条件のすべてを満たす場合には、ヘッジ取引が考慮されるものとします。

- a) ヘッジ取引に関するポジションがリターンを生み出すことを目的とせず、かつ、一般的リスクおよび特定のリスクが相殺されていること。
- b) ＡＩＦのレベルにおいて市場リスクの検証可能な軽減があること。
- c) デリバティブ商品に関連する一般的リスクおよび特定のリスク（もしあれば）が相殺されていること。
- d) 同一の資産クラスに関連するヘッジ取引であること。
- e) ヘッジ取引がストレスのかかった市場状況において有効であること。

前項に従い、為替ヘッジの目的で用いられ、増分エクスポージャー、レバレッジまたはその他のリスクを追加しないデリバティブ商品は、計算に含まれないものとします。

委員会委任規則の意味する範囲では、ファンドは、大幅なレバレッジをかけられていないと考えられています。したがって、ＡＩＦＭがファンドのために用いることができるレバレッジの予想最大レベルは、通常の市場状況において、かつ、受益証券の発行および買戻しにより要求される場合を除き、「コミットメント」法を用いた場合は純資産総額の130%を超えないものとし、「グロス」法を用いた場合は純資産総額の300%を超えないものとします。

ファンドのレバレッジを計算する目的において、

- コミットメント法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するためにＡＩＦＭ法に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションのエクスポージャーを考慮し、デリバティブ商品を当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、ネットティングおよびヘッジ取引を適用し、借入れ（これがエクスポージャーを増加させ、レバレッジを生み出すその他の取引を含む場合）の再投資により生じるエクスポージャーを計算します（以下「コミットメント法」といいます。）。
- グロス法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するためにＡＩＦＭ法に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションの価値を考慮し、デリバティブ商品を当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、借入れ（これがエクスポージャーを増加させ、レバレッジを生み出すその他の取引を含む場合）の再投資により生じるエクスポージャーを計算しますが、ネットティングおよびヘッジ取引は考慮せず、ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物は除外します（以下「グロス法」といいます。）。

グロス法は、ファンドの純資産総額（NAV）と比較したファンド資産の全体的なエクスポージャーを強調するのに対し、コミットメント法は、投資運用会社が用いるヘッジおよびネットティングの技法の見方を提供します。受益者は、レバレッジがファンドに対する特有のリスク指標であると考えてはなりません。高いレバレッジが必ずしも高いリスクを意味するものではなく、逆に、低いレバレッジが必ずしも低いリスクを意味するものではありません。レバレッジに関する情報は、投資家がファンドに投資する前に完全なリスク／リターン分析を行うことに利用できるものではありません。

疑義を避けるために付言すると、上記のレバレッジ計算方法および関連する制限は、委員会委任規則およびルクセンブルグの適用法に基づいており、約款に定められた投資制限とは無関係です。したがって、ファンドは、引き続き約款に定められた投資制限を遵守して管理されます。

その他留意事項

* ファンドは、市場の急変時において、本書に記載する投資プロセスに従った運用を一時的に行うことができない場合があります。

* コンピュータ・システム関連の不慮の出来事に起因する市場リスクまたはシステム上のリスクが生じる可能性があります。

* 分配額は変動しますので、状況によっては、分配金が支払われないことがあります。

(2) リスクに対する管理体制

投資運用会社である野村アセットマネジメントにおけるリスクマネジメント体制は以下の通りです。

リスク管理関連の委員会

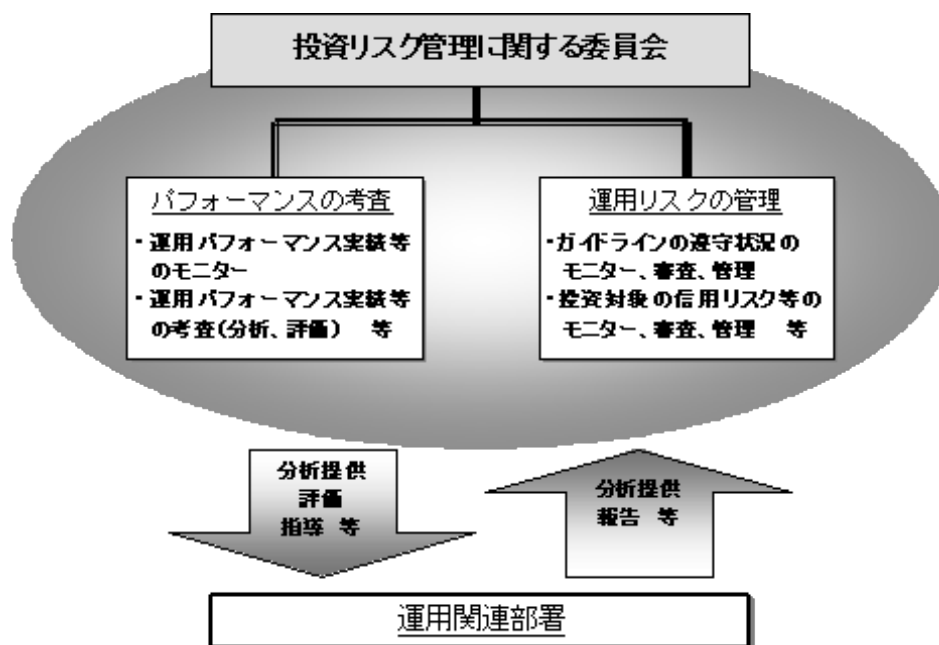
パフォーマンスの考査

パフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行います。

運用リスクの管理

運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

リスク管理体制図



上記の管理体制等は平成26年9月末日現在のものであり、随時変更されます。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

純資産価格の３％以下です。

日本国内における申込手数料

申込金額に対して、2.16％（税込）以内

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外において買戻し手数料は、徴収されません。

日本国内における買戻し手数料

日本国内において買戻し手数料は、徴収されません。

（３）【管理報酬等】

管理報酬および投資運用報酬

管理会社は、四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.03％の日本円による管理報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有します。

投資運用会社である野村アセットマネジメントは、四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.40％の日本円による投資運用報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有します。

第９会計年度中の管理報酬は26,247,420円、投資運用報酬は349,952,106円でした。

保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.07％の日本円による保管報酬を、ファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有します。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがそれらに限定されません。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用は、ファンドが負担します。

第９会計年度中の保管報酬は62,313,248円でした。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.05％の日本円による管理事務代行報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有します。管理事務代行会社が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがそれらに限定されません。）は、ファンドが負担します。

第９会計年度中の管理事務代行報酬は43,721,405円でした。

評価代理人報酬

評価代理人はその役割についていかなる報酬も受領しません。

代行協会員報酬

日本における代行協会員は、四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.30％の日本円による代行協会員報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有します。

第９会計年度中の代行協会員報酬は262,311,436円でした。

販売会社報酬

各販売会社は、ファンドの資産から、四半期中のファンドの日々の純資産総額（ただし、関係する日本における販売会社が販売し、当該四半期中に買戻されていない受益証券に帰属するもの）の平均額の年率0.20％の日本円による報酬を各四半期末毎に後払で受領する権利を有します。

第９会計年度中の販売会社報酬は174,806,488円でした。

（４）【その他の手数料等】

ファンドまたは各コースは、次の費用を負担します。

- (a) ファンド資産および収益に課せられる一切の税金。
- (b) ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。
- (c) 代行協会員が負担した合理的な額の立替費用および実費。
- (d) 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った法律関係費用。
- (e) その他、次の費用を含む管理費用。
 - ・ 券面または確認書の準備・印刷費。

- ・ファンドまたはファンド証券の販売に関し管轄権を有する一切の監督当局（各地の証券業協会を含みます。）に対し約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含むファンドに関するその他一切の書類を作成、提出および印刷する費用。
- ・上記監督当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質的な受益者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配付する費用。
- ・日本のブローカーおよび販売取扱会社に対し販売会社が販売用として有価証券届出書および目論見書を印刷・送付するための費用。
- ・会計、記帳および毎日の純資産価格計算に要する費用。
- ・受益者への通知・公告を作成しかつ配付する費用。
- ・弁護士および監査人の報酬。
- ・日本の適用法上求められる書類および各国の証券業協会の諸規則上、管理会社で作成すべき書類の作成費用。
- ・以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、ファンド証券の募集または販売に関して直接生じた一切の広告宣伝費およびその他の費用は除きます。

ファンドの純資産価額に対する比率で表示されない報酬・費用は、各コースに帰属する純資産価額の割合に応じて各コース証券に帰属します。

すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除されます。その他の経費は5年を超えない期間にわたり償却することができます。

第9会計年度中のその他の費用は92,257,984円でした。

（５）【課税上の取扱い】

本ファンドは、日本の税制上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1 月 1 日以後	2038年 1 月 1 日以後
所得税	15.315% ^(注)	15%
住民税	5 %	5 %
合計	20.315%	20%

(注) 復興特別所得税を含みます。以下同じです。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。）を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。なお、益金不算入の適用は認められません。

	2014年 1 月 1 日以後	2038年 1 月 1 日以後
所得税	15.315%	15%

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5 %	5 %
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限り、）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れた上場株式等の配当所得の金額に限り、）との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。

- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2014年9月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
普通株式	日本	77,453,770,320	88.18
現金・その他の資産（負債控除後）		10,381,531,068	11.82
合計（純資産総額）		87,835,301,388	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】（上位30銘柄）

(2014年9月末日現在)

順位	銘柄	種類	国名	業種	保有株数 (株)	取得価額(円)		時価(円)		投資 比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	
1	ファーストリテイリング	株式	日本	小売・百貨店	188,000	9,780.18	1,838,673,145	36,705.00	6,900,540,000	7.86
2	ソフトバンク	株式	日本	インターネットおよびソフトウェアサービス	564,000	2,802.01	1,580,331,676	7,689.00	4,336,596,000	4.94
3	ファナック	株式	日本	電気製品および部品	188,000	9,954.00	1,871,352,751	19,810.00	3,724,280,000	4.24
4	KDDI	株式	日本	通信	376,000	3,387.64	1,273,753,976	6,593.00	2,478,968,000	2.82
5	京セラ	株式	日本	電子および半導体	376,000	4,375.18	1,645,065,876	5,111.00	1,921,736,000	2.19
6	アステラス製薬	株式	日本	医薬品、化粧品、医療品	940,000	898.30	844,405,857	1,633.00	1,535,020,000	1.75
7	本田技研工業	株式	日本	自動車	376,000	3,357.69	1,262,492,946	3,800.00	1,428,800,000	1.63
8	信越化学工業	株式	日本	化学	188,000	6,141.34	1,154,572,203	7,168.00	1,347,584,000	1.53
9	東京エレクトロン	株式	日本	電子および半導体	188,000	6,874.02	1,292,315,878	7,158.00	1,345,704,000	1.53
10	ダイキン工業	株式	日本	機械および産業設備	188,000	3,911.76	735,410,368	6,798.00	1,278,024,000	1.46
11	セコム	株式	日本	その他サービス	188,000	5,709.94	1,073,468,979	6,533.00	1,228,204,000	1.40
12	トヨタ自動車	株式	日本	自動車	188,000	5,690.38	1,069,790,620	6,463.00	1,215,044,000	1.38
13	TDK	株式	日本	電子および半導体	188,000	8,208.93	1,543,278,365	6,120.00	1,150,560,000	1.31
14	日東電工	株式	日本	電気製品および部品	188,000	7,437.13	1,398,179,691	6,015.00	1,130,820,000	1.29
15	キヤノン	株式	日本	電子および半導体	282,000	4,724.06	1,332,183,661	3,570.50	1,006,881,000	1.15
16	テルモ	株式	日本	医薬品、化粧品、医療品	376,000	2,056.54	773,259,913	2,629.00	988,504,000	1.13
17	デンソー	株式	日本	自動車	188,000	3,740.09	703,136,063	5,055.00	950,340,000	1.08
18	武田薬品工業	株式	日本	医薬品、化粧品、医療品	188,000	6,335.46	1,191,067,243	4,768.00	896,384,000	1.02
19	エーザイ	株式	日本	医薬品、化粧品、医療品	188,000	4,586.51	862,264,164	4,435.00	833,780,000	0.95
20	花王	株式	日本	医薬品、化粧品、医療品	188,000	2,980.89	560,406,758	4,276.50	803,982,000	0.92
21	セブン&アイ・ホールディングス	株式	日本	金融、投資その他多角化企業	188,000	3,771.77	709,092,090	4,254.00	799,752,000	0.91
22	電通	株式	日本	その他サービス	188,000	3,112.32	585,116,622	4,175.00	784,900,000	0.89

順位	銘柄	種類	国名	業種	保有株数 (株)	取得価額 (円)		時価 (円)		投資 比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	
23	エヌ・ティ・ティ・データ	株式	日本	インターネットおよびソフトウェアサービス	188,000	4,613.14	867,269,730	3,950.00	742,600,000	0.85
24	オリンパス	株式	日本	写真および光学	188,000	3,195.17	600,691,759	3,935.00	739,780,000	0.84
25	住友不動産	株式	日本	不動産	188,000	2,424.54	455,813,767	3,902.50	733,670,000	0.84
26	トレンドマイクロ	株式	日本	インターネットおよびソフトウェアサービス	188,000	3,890.64	731,440,191	3,710.00	697,480,000	0.79
27	スズキ	株式	日本	自動車	188,000	2,469.63	464,290,965	3,635.50	683,474,000	0.78
28	富士重工業	株式	日本	自動車	188,000	614.38	115,504,354	3,626.00	681,688,000	0.78
29	ブリヂストン	株式	日本	ゴムおよびタイヤ	188,000	2,279.87	428,614,681	3,622.00	680,936,000	0.78
30	日本たばこ産業	株式	日本	タバコおよびアルコール飲料	188,000	2,077.59	390,587,643	3,567.00	670,596,000	0.76

【投資不動産物件】

該当事項ありません（2014年9月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項ありません（2014年9月末日現在）。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2014年9月末日および同日前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

A コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(千米ドル)	(百万円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2006年5月19日)	755,594	82,700	10.21	1,117
第2会計年度末 (2007年5月20日)	737,144	80,680	10.31	1,128
第3会計年度末 (2008年5月20日)	701,923	76,825	7.80	854
第4会計年度末 (2009年5月20日)	374,925	41,036	4.97	544
第5会計年度末 (2010年5月20日)	292,076	31,968	5.21	570
第6会計年度末 (2011年5月20日)	234,760	25,694	4.84	530
第7会計年度末 (2012年5月20日)	167,442	18,327	4.22	462
第8会計年度末 (2013年5月20日)	233,607	25,568	7.19	787
第9会計年度末 (2014年5月20日)	195,633	21,412	6.50	711
2013年10月末日	217,763	23,834	6.72	736
11月末日	231,476	25,335	7.31	800
12月末日	229,902	25,163	7.58	830
2014年1月末日	211,062	23,101	6.91	756
2月末日	210,912	23,084	6.87	752
3月末日	208,156	22,783	6.88	753
4月末日	198,502	21,726	6.61	723
5月末日	203,211	22,241	6.75	739
6月末日	206,924	22,648	6.99	765
7月末日	210,335	23,021	7.18	786
8月末日	204,309	22,362	7.08	775
9月末日	209,223	22,899	7.42	812

B コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(千米ドル)	(百万円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2006年5月19日)	320,373	35,065	11.04	1,208
第2会計年度末 (2007年5月20日)	191,205	20,927	12.33	1,350
第3会計年度末 (2008年5月20日)	192,092	21,024	10.08	1,103
第4会計年度末 (2009年5月20日)	128,413	14,055	6.37	697
第5会計年度末 (2010年5月20日)	104,482	11,436	6.65	728
第6会計年度末 (2011年5月20日)	95,323	10,433	6.22	681
第7会計年度末 (2012年5月20日)	82,752	9,057	5.55	607
第8会計年度末 (2013年5月20日)	152,825	16,727	9.57	1,047
第9会計年度末 (2014年5月20日)	160,274	17,542	8.78	961
2013年10月末日	173,826	19,025	8.99	984
11月末日	179,429	19,639	9.80	1,073
12月末日	181,288	19,842	10.17	1,113
2014年1月末日	169,615	18,564	9.29	1,017
2月末日	169,306	18,531	9.24	1,011
3月末日	168,943	18,491	9.28	1,016
4月末日	163,224	17,865	8.92	976
5月末日	167,891	18,376	9.13	999
6月末日	172,218	18,849	9.46	1,035
7月末日	173,917	19,035	9.72	1,064
8月末日	167,664	18,351	9.58	1,049
9月末日	167,470	18,330	10.07	1,102

Cコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(千豪ドル)	(百万円)	(豪ドル)	(円)
第1会計年度末 (2006年5月19日)	705,913	67,196	10.23	974
第2会計年度末 (2007年5月20日)	624,738	59,469	10.33	983
第3会計年度末 (2008年5月20日)	723,360	68,857	7.70	733
第4会計年度末 (2009年5月20日)	495,200	47,138	4.23	403
第5会計年度末 (2010年5月20日)	321,163	30,572	4.46	425
第6会計年度末 (2011年5月20日)	243,260	23,156	4.28	407
第7会計年度末 (2012年5月20日)	161,062	15,331	3.81	363
第8会計年度末 (2013年5月20日)	217,842	20,736	6.69	637
第9会計年度末 (2014年5月20日)	165,496	15,754	6.15	585
2013年10月末日	192,737	18,347	6.26	596
11月末日	203,445	19,366	6.85	652
12月末日	200,106	19,048	7.12	678
2014年1月末日	180,317	17,164	6.50	619
2月末日	178,084	16,952	6.47	616
3月末日	177,332	16,880	6.49	618
4月末日	168,753	16,064	6.25	595
5月末日	171,596	16,334	6.40	609
6月末日	174,785	16,638	6.63	631
7月末日	176,832	16,833	6.83	650
8月末日	172,304	16,402	6.74	642
9月末日	177,061	16,854	7.11	677

Dコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(千豪ドル)	(百万円)	(豪ドル)	(円)
第1会計年度末 (2006年5月19日)	215,801	20,542	11.09	1,056
第2会計年度末 (2007年5月20日)	128,005	12,185	12.46	1,186
第3会計年度末 (2008年5月20日)	146,115	13,909	10.28	979
第4会計年度末 (2009年5月20日)	118,146	11,246	5.86	558
第5会計年度末 (2010年5月20日)	82,246	7,829	6.25	595
第6会計年度末 (2011年5月20日)	69,648	6,630	6.06	577
第7会計年度末 (2012年5月20日)	53,031	5,048	5.54	527
第8会計年度末 (2013年5月20日)	86,911	8,273	9.87	940
第9会計年度末 (2014年5月20日)	65,815	6,265	9.23	879
2013年10月末日	77,874	7,413	9.28	883
11月末日	81,180	7,728	10.18	969
12月末日	76,717	7,303	10.60	1,009
2014年1月末日	70,985	6,757	9.68	921
2月末日	70,966	6,755	9.65	919
3月末日	71,151	6,773	9.71	924
4月末日	67,256	6,402	9.36	891
5月末日	67,595	6,434	9.60	914
6月末日	70,259	6,688	9.96	948
7月末日	71,600	6,816	10.25	976
8月末日	67,232	6,400	10.13	964
9月末日	69,095	6,577	10.69	1,018

E コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(千ユーロ)	(百万円)	(ユーロ)	(円)
第1会計年度末 (2006年5月19日)	19,141	2,658	10.22	1,419
第2会計年度末 (2007年5月20日)	21,035	2,921	10.30	1,430
第3会計年度末 (2008年5月20日)	21,734	3,018	7.84	1,089
第4会計年度末 (2009年5月20日)	14,354	1,993	4.64	644
第5会計年度末 (2010年5月20日)	12,442	1,728	4.84	672
第6会計年度末 (2011年5月20日)	10,782	1,497	4.49	624
第7会計年度末 (2012年5月20日)	8,075	1,121	3.87	537
第8会計年度末 (2013年5月20日)	11,953	1,660	6.52	905
第9会計年度末 (2014年5月20日)	9,442	1,311	5.88	817
2013年10月末日	10,616	1,474	6.09	846
11月末日	11,334	1,574	6.65	923
12月末日	11,177	1,552	6.89	957
2014年1月末日	10,246	1,423	6.27	871
2月末日	10,133	1,407	6.23	865
3月末日	10,034	1,393	6.24	867
4月末日	9,647	1,340	5.99	832
5月末日	9,887	1,373	6.12	850
6月末日	10,169	1,412	6.33	879
7月末日	10,334	1,435	6.51	904
8月末日	10,114	1,405	6.41	890
9月末日	10,597	1,472	6.74	936

F コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(千ユーロ)	(百万円)	(ユーロ)	(円)
第1会計年度末 (2006年5月19日)	18,498	2,569	10.94	1,519
第2会計年度末 (2007年5月20日)	15,779	2,191	11.99	1,665
第3会計年度末 (2008年5月20日)	13,989	1,943	9.81	1,362
第4会計年度末 (2009年5月20日)	10,855	1,507	5.86	814
第5会計年度末 (2010年5月20日)	10,467	1,454	6.09	846
第6会計年度末 (2011年5月20日)	10,020	1,391	5.71	793
第7会計年度末 (2012年5月20日)	7,926	1,101	5.02	697
第8会計年度末 (2013年5月20日)	8,175	1,135	8.62	1,197
第9会計年度末 (2014年5月20日)	5,794	805	7.91	1,098
2013年10月末日	6,474	899	8.09	1,123
11月末日	6,754	938	8.84	1,228
12月末日	6,729	934	9.18	1,275
2014年1月末日	6,115	849	8.37	1,162
2月末日	6,262	870	8.33	1,157
3月末日	6,172	857	8.36	1,161
4月末日	5,906	820	8.04	1,117
5月末日	6,034	838	8.22	1,142
6月末日	6,212	863	8.52	1,183
7月末日	6,369	884	8.76	1,217
8月末日	6,247	868	8.64	1,200
9月末日	6,262	870	9.10	1,264

Gコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(千英ポンド)	(百万円)	(英ポンド)	(円)
第1会計年度末 (2006年5月19日)	3,554	632	10.24	1,820
第2会計年度末 (2007年5月20日)	3,272	582	10.29	1,829
第3会計年度末 (2008年5月20日)	3,240	576	7.76	1,379
第4会計年度末 (2009年5月20日)	2,336	415	4.64	825
第5会計年度末 (2010年5月20日)	1,842	327	4.84	860
第6会計年度末 (2011年5月20日)	1,721	306	4.47	794
第7会計年度末 (2012年5月20日)	1,504	267	3.88	690
第8会計年度末 (2013年5月20日)	2,073	368	6.58	1,170
第9会計年度末 (2014年5月20日)	1,456	259	5.98	1,063
2013年10月末日	1,748	311	6.17	1,097
11月末日	1,787	318	6.72	1,194
12月末日	1,720	306	6.96	1,237
2014年1月末日	1,589	282	6.36	1,130
2月末日	1,578	280	6.31	1,122
3月末日	1,576	280	6.33	1,125
4月末日	1,488	264	6.08	1,081
5月末日	1,514	269	6.21	1,104
6月末日	1,553	276	6.43	1,143
7月末日	1,595	283	6.61	1,175
8月末日	1,572	279	6.51	1,157
9月末日	1,635	291	6.84	1,216

Hコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(千英ポンド)	(百万円)	(英ポンド)	(円)
第1会計年度末 (2006年5月19日)	2,164	385	11.08	1,969
第2会計年度末 (2007年5月20日)	1,487	264	12.31	2,188
第3会計年度末 (2008年5月20日)	1,726	307	10.17	1,808
第4会計年度末 (2009年5月20日)	1,562	278	6.17	1,097
第5会計年度末 (2010年5月20日)	1,517	270	6.41	1,139
第6会計年度末 (2011年5月20日)	1,714	305	5.98	1,063
第7会計年度末 (2012年5月20日)	1,166	207	5.31	944
第8会計年度末 (2013年5月20日)	1,845	328	9.17	1,630
第9会計年度末 (2014年5月20日)	1,497	266	8.46	1,504
2013年10月末日	1,711	304	8.64	1,536
11月末日	1,820	323	9.42	1,674
12月末日	1,800	320	9.78	1,738
2014年1月末日	1,653	294	8.94	1,589
2月末日	1,650	293	8.89	1,580
3月末日	1,656	294	8.93	1,587
4月末日	1,676	298	8.59	1,527
5月末日	1,568	279	8.79	1,562
6月末日	1,611	286	9.11	1,619
7月末日	1,631	290	9.36	1,664
8月末日	1,620	288	9.24	1,642
9月末日	1,646	293	9.73	1,729

I コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(千NZドル)	(百万円)	(NZドル)	(円)
第1会計年度末 (2006年5月19日)	2,226,735	189,028	10.23	868
第2会計年度末 (2007年5月20日)	1,230,471	104,455	10.30	874
第3会計年度末 (2008年5月20日)	1,017,764	86,398	7.68	652
第4会計年度末 (2009年5月20日)	567,200	48,150	4.31	366
第5会計年度末 (2010年5月20日)	402,091	34,134	4.49	381
第6会計年度末 (2011年5月20日)	287,784	24,430	4.25	361
第7会計年度末 (2012年5月20日)	191,864	16,287	3.70	314
第8会計年度末 (2013年5月20日)	258,246	21,923	6.41	544
第9会計年度末 (2014年5月20日)	191,844	16,286	5.89	500
2013年10月末日	223,726	18,992	6.01	510
11月末日	236,786	20,101	6.56	557
12月末日	236,002	20,034	6.82	579
2014年1月末日	213,131	18,093	6.22	528
2月末日	209,685	17,800	6.19	525
3月末日	207,677	17,630	6.22	528
4月末日	196,053	16,643	5.98	508
5月末日	197,714	16,784	6.13	520
6月末日	200,694	17,037	6.35	539
7月末日	203,218	17,251	6.55	556
8月末日	196,214	16,657	6.46	548
9月末日	201,596	17,113	6.81	578

Ｊコース証券

	純資産総額		１口当りの純資産価格	
	（千NZドル）	（百万円）	（NZドル）	（円）
第１会計年度末 （2006年５月19日）	349,107	29,636	11.19	950
第２会計年度末 （2007年５月20日）	107,601	9,134	12.68	1,076
第３会計年度末 （2008年５月20日）	88,906	7,547	10.62	902
第４会計年度末 （2009年５月20日）	56,853	4,826	6.23	529
第５会計年度末 （2010年５月20日）	46,389	3,938	6.56	557
第６会計年度末 （2011年５月20日）	37,452	3,179	6.28	533
第７会計年度末 （2012年５月20日）	28,085	2,384	5.60	475
第８会計年度末 （2013年５月20日）	39,485	3,352	9.89	840
第９会計年度末 （2014年５月20日）	25,933	2,201	9.23	784
2013年10月末日	34,354	2,916	9.31	790
11月末日	36,273	3,079	10.18	864
12月末日	31,616	2,684	10.59	899
2014年１月末日	28,877	2,451	9.69	823
２月末日	28,438	2,414	9.65	819
３月末日	28,013	2,378	9.71	824
４月末日	26,619	2,260	9.36	795
５月末日	26,835	2,278	9.60	815
６月末日	27,320	2,319	9.97	846
７月末日	27,409	2,327	10.27	872
８月末日	26,660	2,263	10.16	862
９月末日	27,631	2,346	10.74	912

Kコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(千カナダドル)	(百万円)	(カナダドル)	(円)
第1会計年度末 (2006年5月19日)	4,824	473	10.22	1,002
第2会計年度末 (2007年5月20日)	5,751	564	10.31	1,011
第3会計年度末 (2008年5月20日)	6,991	685	7.75	760
第4会計年度末 (2009年5月20日)	4,123	404	4.64	455
第5会計年度末 (2010年5月20日)	3,479	341	4.80	471
第6会計年度末 (2011年5月20日)	2,671	262	4.42	433
第7会計年度末 (2012年5月20日)	2,097	206	3.84	376
第8会計年度末 (2013年5月20日)	3,269	320	6.56	643
第9会計年度末 (2014年5月20日)	2,537	249	5.96	584
2013年10月末日	3,035	298	6.14	602
11月末日	3,245	318	6.69	656
12月末日	3,045	299	6.95	681
2014年1月末日	2,774	272	6.31	619
2月末日	2,771	272	6.28	616
3月末日	2,724	267	6.30	618
4月末日	2,581	253	6.06	594
5月末日	2,632	258	6.19	607
6月末日	2,676	262	6.41	628
7月末日	2,642	259	6.59	646
8月末日	2,587	254	6.50	637
9月末日	2,700	265	6.83	670

L コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(千カナダドル)	(百万円)	(カナダドル)	(円)
第1会計年度末 (2006年5月19日)	3,915	384	10.99	1,077
第2会計年度末 (2007年5月20日)	2,718	266	12.20	1,196
第3会計年度末 (2008年5月20日)	3,483	341	9.92	973
第4会計年度末 (2009年5月20日)	2,488	244	5.92	580
第5会計年度末 (2010年5月20日)	2,105	206	6.09	597
第6会計年度末 (2011年5月20日)	1,811	178	5.68	557
第7会計年度末 (2012年5月20日)	2,016	198	5.05	495
第8会計年度末 (2013年5月20日)	3,777	370	8.77	860
第9会計年度末 (2014年5月20日)	2,743	269	8.09	793
2013年10月末日	3,314	325	8.25	809
11月末日	3,525	346	9.01	883
12月末日	3,468	340	9.36	918
2014年1月末日	3,205	314	8.52	835
2月末日	3,185	312	8.48	831
3月末日	2,916	286	8.52	835
4月末日	2,810	275	8.21	805
5月末日	2,840	278	8.41	825
6月末日	3,333	327	8.71	854
7月末日	3,430	336	8.96	878
8月末日	3,419	335	8.84	867
9月末日	3,433	337	9.31	913

【分配の推移】

	Aコース証券		Bコース証券	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度	0.82	89.75	0.00	0.00
第2会計年度	1.16	126.96	0.12	13.13
第3会計年度	0.86	94.13	0.13	14.23
第4会計年度	0.06	6.57	0.15	16.42
第5会計年度	0.06	6.57	0.10	10.95
第6会計年度	0.12	13.13	0.10	10.95
第7会計年度	0.12	13.13	0.04	4.38
第8会計年度	0.12	13.13	0.06	6.57
第9会計年度	0.12	13.13	0.03	3.28
2013年10月	0.01	1.09	-	-
11月	0.01	1.09	-	-
12月	0.01	1.09	-	-
2014年1月	0.01	1.09	-	-
2月	0.01	1.09	-	-
3月	0.01	1.09	-	-
4月	0.01	1.09	-	-
5月	0.01	1.09	-	-
6月	0.01	1.09	-	-
7月	0.01	1.09	0.02	2.19
8月	0.01	1.09	-	-
9月	0.01	1.09	-	-

	Cコース証券		Dコース証券	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度	0.85	80.91	0.00	0.00
第2会計年度	1.21	115.18	0.12	11.42
第3会計年度	1.07	101.85	0.14	13.33
第4会計年度	0.28	26.65	0.15	14.28
第5会計年度	0.12	11.42	0.09	8.57
第6会計年度	0.13	12.37	0.10	9.52
第7会計年度	0.12	11.42	0.04	3.81
第8会計年度	0.12	11.42	0.06	5.71
第9会計年度	0.12	11.42	0.03	2.86
2013年10月	0.01	0.95	-	-
11月	0.01	0.95	-	-
12月	0.01	0.95	-	-
2014年1月	0.01	0.95	-	-
2月	0.01	0.95	-	-
3月	0.01	0.95	-	-
4月	0.01	0.95	-	-
5月	0.01	0.95	-	-
6月	0.01	0.95	-	-
7月	0.01	0.95	0.03	2.86
8月	0.01	0.95	-	-
9月	0.01	0.95	-	-

	Eコース証券		Fコース証券	
	ユーロ	円	ユーロ	円
第1会計年度	0.71	98.60	0.00	0.00
第2会計年度	0.99	137.48	0.12	16.66
第3会計年度	0.81	112.48	0.13	18.05
第4会計年度	0.14	19.44	0.14	19.44
第5会計年度	0.06	8.33	0.09	12.50
第6会計年度	0.12	16.66	0.09	12.50
第7会計年度	0.12	16.66	0.04	5.55
第8会計年度	0.12	16.66	0.05	6.94
第9会計年度	0.12	16.66	0.03	4.17
2013年10月	0.01	1.39	-	-
11月	0.01	1.39	-	-
12月	0.01	1.39	-	-
2014年1月	0.01	1.39	-	-
2月	0.01	1.39	-	-
3月	0.01	1.39	-	-
4月	0.01	1.39	-	-
5月	0.01	1.39	-	-
6月	0.01	1.39	-	-
7月	0.01	1.39	0.02	2.78
8月	0.01	1.39	-	-
9月	0.01	1.39	-	-

	Gコース証券		Hコース証券	
	英ポンド	円	英ポンド	円
第1会計年度	0.83	147.52	0.00	0.00
第2会計年度	1.16	206.18	0.12	21.33
第3会計年度	0.97	172.41	0.13	23.11
第4会計年度	0.18	31.99	0.15	26.66
第5会計年度	0.06	10.66	0.09	16.00
第6会計年度	0.12	21.33	0.10	17.77
第7会計年度	0.12	21.33	0.04	7.11
第8会計年度	0.12	21.33	0.05	8.89
第9会計年度	0.12	21.33	0.03	5.33
2013年10月	0.01	1.78	-	-
11月	0.01	1.78	-	-
12月	0.01	1.78	-	-
2014年1月	0.01	1.78	-	-
2月	0.01	1.78	-	-
3月	0.01	1.78	-	-
4月	0.01	1.78	-	-
5月	0.01	1.78	-	-
6月	0.01	1.78	-	-
7月	0.01	1.78	0.02	3.55
8月	0.01	1.78	-	-
9月	0.01	1.78	-	-

	I コース証券		J コース証券	
	N Z ドル	円	N Z ドル	円
第 1 会計年度	0.94	79.80	0.00	0.00
第 2 会計年度	1.33	112.90	0.12	10.19
第 3 会計年度	1.18	100.17	0.14	11.88
第 4 会計年度	0.33	28.01	0.16	13.58
第 5 会計年度	0.12	10.19	0.09	7.64
第 6 会計年度	0.12	10.19	0.10	8.49
第 7 会計年度	0.12	10.19	0.04	3.40
第 8 会計年度	0.12	10.19	0.06	5.09
第 9 会計年度	0.12	10.19	0.03	2.55
2013年10月	0.01	0.85	-	-
11月	0.01	0.85	-	-
12月	0.01	0.85	-	-
2014年 1 月	0.01	0.85	-	-
2 月	0.01	0.85	-	-
3 月	0.01	0.85	-	-
4 月	0.01	0.85	-	-
5 月	0.01	0.85	-	-
6 月	0.01	0.85	-	-
7 月	0.01	0.85	0.03	2.55
8 月	0.02	1.70	-	-
9 月	0.02	1.70	-	-

	Kコース証券		Lコース証券	
	カナダドル	円	カナダドル	円
第1会計年度	0.77	75.49	0.00	0.00
第2会計年度	1.10	107.84	0.12	11.76
第3会計年度	0.87	85.29	0.13	12.75
第4会計年度	0.07	6.86	0.14	13.73
第5会計年度	0.06	5.88	0.09	8.82
第6会計年度	0.12	11.76	0.09	8.82
第7会計年度	0.12	11.76	0.04	3.92
第8会計年度	0.12	11.76	0.05	4.90
第9会計年度	0.12	11.76	0.03	2.94
2013年10月	0.01	0.98	-	-
11月	0.01	0.98	-	-
12月	0.01	0.98	-	-
2014年1月	0.01	0.98	-	-
2月	0.01	0.98	-	-
3月	0.01	0.98	-	-
4月	0.01	0.98	-	-
5月	0.01	0.98	-	-
6月	0.01	0.98	-	-
7月	0.01	0.98	0.02	1.96
8月	0.01	0.98	-	-
9月	0.01	0.98	-	-

		設定来累計 (2014年 9 月末日現在)
A コース証券	米ドル	3.48
B コース証券	米ドル	0.75
C コース証券	豪ドル	4.06
D コース証券	豪ドル	0.76
E コース証券	ユーロ	3.23
F コース証券	ユーロ	0.71
G コース証券	英ポンド	3.72
H コース証券	英ポンド	0.73
I コース証券	N Z ドル	4.44
J コース証券	N Z ドル	0.77
K コース証券	カナダドル	3.39
L コース証券	カナダドル	0.71

【収益率の推移】

	会計年度	収益率 (注)
A コース証券	第 1 会計年度	10.3%
	第 2 会計年度	12.3%
	第 3 会計年度	- 16.0%
	第 4 会計年度	- 35.5%
	第 5 会計年度	6.0%
	第 6 会計年度	- 4.8%
	第 7 会計年度	- 10.3%
	第 8 会計年度	73.2%
	第 9 会計年度	- 7.9%
B コース証券	第 1 会計年度	10.4%
	第 2 会計年度	12.8%
	第 3 会計年度	- 17.2%
	第 4 会計年度	- 35.3%
	第 5 会計年度	6.0%
	第 6 会計年度	- 5.0%
	第 7 会計年度	- 10.1%
	第 8 会計年度	73.5%
	第 9 会計年度	- 7.9%
C コース証券	第 1 会計年度	10.8%
	第 2 会計年度	12.8%
	第 3 会計年度	- 15.1%
	第 4 会計年度	- 41.4%
	第 5 会計年度	8.3%
	第 6 会計年度	- 1.1%
	第 7 会計年度	- 8.2%
	第 8 会計年度	78.7%
	第 9 会計年度	- 6.3%
D コース証券	第 1 会計年度	10.9%
	第 2 会計年度	13.4%
	第 3 会計年度	- 16.4%
	第 4 会計年度	- 41.5%
	第 5 会計年度	8.2%
	第 6 会計年度	- 1.4%
	第 7 会計年度	- 7.9%
	第 8 会計年度	79.2%
	第 9 会計年度	- 6.2%
E コース証券	第 1 会計年度	9.3%
	第 2 会計年度	10.5%
	第 3 会計年度	- 16.0%
	第 4 会計年度	- 39.0%
	第 5 会計年度	5.6%
	第 6 会計年度	- 4.8%
	第 7 会計年度	- 11.1%
	第 8 会計年度	71.6%
	第 9 会計年度	- 8.0%
F コース証券	第 1 会計年度	9.4%
	第 2 会計年度	10.7%
	第 3 会計年度	- 17.1%
	第 4 会計年度	- 38.8%
	第 5 会計年度	5.5%
	第 6 会計年度	- 4.8%
	第 7 会計年度	- 11.4%
	第 8 会計年度	72.7%
	第 9 会計年度	- 7.9%

Gコース証券	第1会計年度	10.7%
	第2会計年度	11.8%
	第3会計年度	- 15.2%
	第4会計年度	- 37.9%
	第5会計年度	5.6%
	第6会計年度	- 5.2%
	第7会計年度	- 10.5%
	第8会計年度	72.7%
	第9会計年度	- 7.3%
Hコース証券	第1会計年度	10.8%
	第2会計年度	12.2%
	第3会計年度	- 16.3%
	第4会計年度	- 37.9%
	第5会計年度	5.3%
	第6会計年度	- 5.1%
	第7会計年度	- 10.5%
	第8会計年度	73.6%
	第9会計年度	- 7.4%
Iコース証券	第1会計年度	11.7%
	第2会計年度	13.7%
	第3会計年度	- 14.0%
	第4会計年度	- 39.6%
	第5会計年度	7.0%
	第6会計年度	- 2.7%
	第7会計年度	- 10.1%
	第8会計年度	76.5%
	第9会計年度	- 6.2%
Jコース証券	第1会計年度	11.9%
	第2会計年度	14.4%
	第3会計年度	- 15.1%
	第4会計年度	- 39.8%
	第5会計年度	6.7%
	第6会計年度	- 2.7%
	第7会計年度	- 10.2%
	第8会計年度	77.7%
	第9会計年度	- 6.4%
Kコース証券	第1会計年度	9.9%
	第2会計年度	11.6%
	第3会計年度	- 16.4%
	第4会計年度	- 39.2%
	第5会計年度	4.7%
	第6会計年度	- 5.4%
	第7会計年度	- 10.4%
	第8会計年度	74.0%
	第9会計年度	- 7.3%
Lコース証券	第1会計年度	9.9%
	第2会計年度	12.1%
	第3会計年度	- 17.6%
	第4会計年度	- 38.9%
	第5会計年度	4.4%
	第6会計年度	- 5.3%
	第7会計年度	- 10.4%
	第8会計年度	74.7%
	第9会計年度	- 7.4%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当りの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当りの純資産価格

(第1会計年度の場合、当初申込時の1口当りの純資産価格：AおよびBコース証券10米ドル、CおよびDコース証券10豪ドル、EおよびFコース証券10ユーロ、GおよびHコース証券10英ポンド、IおよびJコース証券10NZドル、KおよびLコース証券10カナダドル。)

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間		収益率（％）
2005年	Aコース証券	8.6
	Bコース証券	8.6
	Cコース証券	8.5
	Dコース証券	8.5
	Eコース証券	8.3
	Fコース証券	8.3
	Gコース証券	8.8
	Hコース証券	8.8
	Iコース証券	8.6
	Jコース証券	8.6
	Kコース証券	8.3
	Lコース証券	8.3
2006年	Aコース証券	10.8
	Bコース証券	11.7
	Cコース証券	11.4
	Dコース証券	12.5
	Eコース証券	9.0
	Fコース証券	9.6
	Gコース証券	10.8
	Hコース証券	11.6
	Iコース証券	12.7
	Jコース証券	14.0
	Kコース証券	10.4
	Lコース証券	11.2
2007年	Aコース証券	- 6.7
	Bコース証券	- 8.1
	Cコース証券	- 6.6
	Dコース証券	- 8.1
	Eコース証券	- 7.9
	Fコース証券	- 9.3
	Gコース証券	- 6.7
	Hコース証券	- 8.1
	Iコース証券	- 6.0
	Jコース証券	- 7.5
	Kコース証券	- 7.4
	Lコース証券	- 8.8
2008年	Aコース証券	- 43.1
	Bコース証券	- 43.2
	Cコース証券	- 46.2
	Dコース証券	- 47.4
	Eコース証券	- 44.8
	Fコース証券	- 45.0
	Gコース証券	- 43.9
	Hコース証券	- 44.5
	Iコース証券	- 43.1
	Jコース証券	- 44.6
	Kコース証券	- 45.8
	Lコース証券	- 45.8

2009年	Aコース証券	17.4
	Bコース証券	17.2
	Cコース証券	17.5
	Dコース証券	17.6
	Eコース証券	15.8
	Fコース証券	15.8
	Gコース証券	16.6
	Hコース証券	16.2
	Iコース証券	15.1
	Jコース証券	15.2
	Kコース証券	15.3
	Lコース証券	15.0
2010年	Aコース証券	- 3.6
	Bコース証券	- 3.6
	Cコース証券	- 0.6
	Dコース証券	- 0.6
	Eコース証券	- 4.1
	Fコース証券	- 4.3
	Gコース証券	- 4.1
	Hコース証券	- 4.0
	Iコース証券	- 1.7
	Jコース証券	- 1.6
	Kコース証券	- 4.5
	Lコース証券	- 4.3
2011年	Aコース証券	- 17.3
	Bコース証券	- 17.5
	Cコース証券	- 14.9
	Dコース証券	- 15.0
	Eコース証券	- 18.0
	Fコース証券	- 17.9
	Gコース証券	- 17.8
	Hコース証券	- 17.9
	Iコース証券	- 16.7
	Jコース証券	- 16.8
	Kコース証券	- 17.6
	Lコース証券	- 17.8
2012年	Aコース証券	22.4
	Bコース証券	22.8
	Cコース証券	25.9
	Dコース証券	26.2
	Eコース証券	21.6
	Fコース証券	21.6
	Gコース証券	22.0
	Hコース証券	22.4
	Iコース証券	23.9
	Jコース証券	24.1
	Kコース証券	23.1
	Lコース証券	23.2

2013年	Aコース証券	53.7
	Bコース証券	54.1
	Cコース証券	57.4
	Dコース証券	57.9
	Eコース証券	53.7
	Fコース証券	54.3
	Gコース証券	54.2
	Hコース証券	54.7
	Iコース証券	56.3
	Jコース証券	56.6
	Kコース証券	54.7
	Lコース証券	55.2
2014年	Aコース証券	- 0.9
	Bコース証券	- 0.8
	Cコース証券	1.1
	Dコース証券	1.1
	Eコース証券	- 0.9
	Fコース証券	- 0.7
	Gコース証券	- 0.4
	Hコース証券	- 0.3
	Iコース証券	1.5
	Jコース証券	1.7
	Kコース証券	- 0.4
	Lコース証券	- 0.3

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末（2014年については、9月末日）の1口当りの純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該暦年の直前の暦年末（2005年については当初発行価格）の1口当りの純資産価格（分配落の額）

ファンドにはベンチマークはありません。

< 参考情報 >

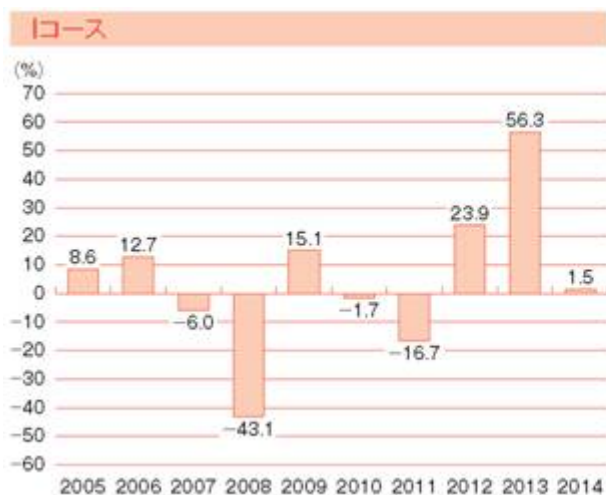
純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移（2014年9月末日現在）





収益率の推移（暦年ベース）*2005年は11月18日から、2014年は9月末日まで。





ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用実績等については別途月次レポート等が作成されている場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績、ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
A コース証券	第 1 会計年度	76,597,520 (76,597,520)	2,620,890 (2,620,890)	73,976,630 (73,976,630)
	第 2 会計年度	40,618,422 (40,618,422)	43,080,492 (43,080,492)	71,514,560 (71,514,560)
	第 3 会計年度	38,234,444 (38,234,444)	19,776,768 (19,776,768)	89,972,236 (89,972,236)
	第 4 会計年度	5,112,927 (5,112,927)	19,610,424 (19,610,424)	75,474,739 (75,474,739)
	第 5 会計年度	2,871,707 (2,871,707)	22,232,687 (22,232,687)	56,113,759 (56,113,759)
	第 6 会計年度	4,493,842 (4,493,842)	12,079,572 (12,079,572)	48,528,029 (48,528,029)
	第 7 会計年度	2,603,176 (2,603,176)	11,479,670 (11,479,670)	39,651,535 (39,651,535)
	第 8 会計年度	2,780,398 (2,780,398)	9,923,054 (9,923,054)	32,508,879 (32,508,879)
	第 9 会計年度	4,242,962 (4,242,962)	6,632,655 (6,632,655)	30,119,186 (30,119,186)
B コース証券	第 1 会計年度	33,685,381 (33,685,381)	4,666,083 (4,666,083)	29,019,298 (29,019,298)
	第 2 会計年度	9,280,069 (9,280,069)	22,790,153 (22,790,153)	15,509,214 (15,509,214)
	第 3 会計年度	10,849,235 (10,849,235)	7,292,784 (7,292,784)	19,065,665 (19,065,665)
	第 4 会計年度	6,412,228 (6,412,228)	5,330,733 (5,330,733)	20,147,160 (20,147,160)
	第 5 会計年度	3,149,588 (3,149,588)	7,573,655 (7,573,655)	15,723,093 (15,723,093)
	第 6 会計年度	2,685,252 (2,685,252)	3,095,033 (3,095,033)	15,313,312 (15,313,312)
	第 7 会計年度	2,549,160 (2,549,160)	2,943,776 (2,943,776)	14,918,696 (14,918,696)
	第 8 会計年度	7,327,468 (7,327,468)	6,283,563 (6,283,563)	15,962,601 (15,962,601)
	第 9 会計年度	9,914,249 (9,914,249)	7,621,289 (7,621,289)	18,255,561 (18,255,561)
C コース証券	第 1 会計年度	70,320,542 (70,320,542)	1,286,249 (1,286,249)	69,034,293 (69,034,293)
	第 2 会計年度	30,468,053 (30,468,053)	39,042,715 (39,042,715)	60,459,631 (60,459,631)
	第 3 会計年度	49,369,693 (49,369,693)	15,874,559 (15,874,559)	93,954,765 (93,954,765)
	第 4 会計年度	44,587,943 (44,587,943)	21,414,277 (21,414,277)	117,128,431 (117,128,431)
	第 5 会計年度	3,862,398 (3,862,398)	49,007,822 (49,007,822)	71,983,007 (71,983,007)
	第 6 会計年度	3,733,920 (3,733,920)	18,816,450 (18,816,450)	56,900,477 (56,900,477)
	第 7 会計年度	1,483,437 (1,483,437)	16,128,802 (16,128,802)	42,255,112 (42,255,112)
	第 8 会計年度	1,840,236 (1,840,236)	11,520,622 (11,520,622)	32,574,726 (32,574,726)
	第 9 会計年度	1,073,527 (1,073,527)	6,750,273 (6,750,273)	26,897,980 (26,897,980)

Dコース証券	第1会計年度	22,590,021 (22,590,021)	3,122,941 (3,122,941)	19,467,080 (19,467,080)
	第2会計年度	4,113,476 (4,113,476)	13,303,559 (13,303,559)	10,276,997 (10,276,997)
	第3会計年度	8,197,617 (8,197,617)	4,264,836 (4,264,836)	14,209,778 (14,209,778)
	第4会計年度	14,444,212 (14,444,212)	8,488,170 (8,488,170)	20,165,820 (20,165,820)
	第5会計年度	3,114,687 (3,114,687)	10,117,901 (10,117,901)	13,162,606 (13,162,606)
	第6会計年度	2,208,920 (2,208,920)	3,884,176 (3,884,176)	11,487,350 (11,487,350)
	第7会計年度	1,351,154 (1,351,154)	3,257,642 (3,257,642)	9,580,862 (9,580,862)
	第8会計年度	3,320,085 (3,320,085)	4,098,181 (4,098,181)	8,802,766 (8,802,766)
	第9会計年度	1,354,506 (1,354,506)	3,024,928 (3,024,928)	7,132,344 (7,132,344)
Eコース証券	第1会計年度	1,968,172 (1,968,172)	95,820 (95,820)	1,872,352 (1,872,352)
	第2会計年度	1,166,344 (1,166,344)	996,010 (996,010)	2,042,686 (2,042,686)
	第3会計年度	1,236,159 (1,236,159)	506,969 (506,969)	2,771,876 (2,771,876)
	第4会計年度	987,285 (987,285)	666,345 (666,345)	3,092,816 (3,092,816)
	第5会計年度	135,480 (135,480)	658,859 (658,859)	2,569,437 (2,569,437)
	第6会計年度	195,040 (195,040)	362,775 (362,775)	2,401,702 (2,401,702)
	第7会計年度	59,406 (59,406)	372,525 (372,525)	2,088,583 (2,088,583)
	第8会計年度	143,610 (143,610)	398,465 (398,465)	1,833,728 (1,833,728)
	第9会計年度	79,435 (79,435)	308,798 (308,798)	1,604,365 (1,604,365)
Fコース証券	第1会計年度	1,984,855 (1,984,855)	293,488 (293,488)	1,691,367 (1,691,367)
	第2会計年度	471,465 (471,465)	846,524 (846,524)	1,316,308 (1,316,308)
	第3会計年度	430,393 (430,393)	320,918 (320,918)	1,425,783 (1,425,783)
	第4会計年度	766,726 (766,726)	341,015 (341,015)	1,851,494 (1,851,494)
	第5会計年度	167,753 (167,753)	301,336 (301,336)	1,717,911 (1,717,911)
	第6会計年度	307,155 (307,155)	268,819 (268,819)	1,756,247 (1,756,247)
	第7会計年度	80,940 (80,940)	259,550 (259,550)	1,577,637 (1,577,637)
	第8会計年度	139,179 (139,179)	768,355 (768,355)	948,461 (948,461)
	第9会計年度	116,800 (116,800)	332,598 (332,598)	732,663 (732,663)

Gコース証券	第1会計年度	356,019 (356,019)	8,960 (8,960)	347,059 (347,059)
	第2会計年度	168,040 (168,040)	196,956 (196,956)	318,143 (318,143)
	第3会計年度	148,690 (148,690)	49,135 (49,135)	417,698 (417,698)
	第4会計年度	131,880 (131,880)	46,175 (46,175)	503,403 (503,403)
	第5会計年度	38,230 (38,230)	160,979 (160,979)	380,654 (380,654)
	第6会計年度	50,700 (50,700)	46,302 (46,302)	385,052 (385,052)
	第7会計年度	43,210 (43,210)	40,788 (40,788)	387,474 (387,474)
	第8会計年度	9,300 (9,300)	81,820 (81,820)	314,954 (314,954)
	第9会計年度	20,463 (20,463)	91,758 (91,758)	243,659 (243,659)
Hコース証券	第1会計年度	240,252 (240,252)	44,884 (44,884)	195,368 (195,368)
	第2会計年度	38,715 (38,715)	113,244 (113,244)	120,839 (120,839)
	第3会計年度	60,140 (60,140)	11,330 (11,330)	169,649 (169,649)
	第4会計年度	121,665 (121,665)	38,229 (38,229)	253,085 (253,085)
	第5会計年度	72,900 (72,900)	89,481 (89,481)	236,504 (236,504)
	第6会計年度	129,382 (129,382)	79,320 (79,320)	286,566 (286,566)
	第7会計年度	121,880 (121,880)	188,915 (188,915)	219,531 (219,531)
	第8会計年度	137,215 (137,215)	155,531 (155,531)	201,215 (201,215)
	第9会計年度	30,210 (30,210)	54,395 (54,395)	177,030 (177,030)
Iコース証券	第1会計年度	219,692,247 (219,692,247)	2,035,470 (2,035,470)	217,656,777 (217,656,777)
	第2会計年度	35,376,197 (35,376,197)	133,627,345 (133,627,345)	119,405,629 (119,405,629)
	第3会計年度	48,901,015 (48,901,015)	35,858,356 (35,858,356)	132,448,288 (132,448,288)
	第4会計年度	11,998,521 (11,998,521)	12,788,546 (12,788,546)	131,658,263 (131,658,263)
	第5会計年度	1,492,967 (1,492,967)	43,586,795 (43,586,795)	89,564,435 (89,564,435)
	第6会計年度	413,920 (413,920)	22,222,746 (22,222,746)	67,755,609 (67,755,609)
	第7会計年度	193,580 (193,580)	16,107,247 (16,107,247)	51,841,942 (51,841,942)
	第8会計年度	269,170 (269,170)	11,845,514 (11,845,514)	40,265,598 (40,265,598)
	第9会計年度	350,680 (350,680)	8,047,127 (8,047,127)	32,569,151 (32,569,151)

Jコース証券	第1会計年度	33,827,752 (33,827,752)	2,617,264 (2,617,264)	31,210,488 (31,210,488)
	第2会計年度	3,029,987 (3,029,987)	25,754,238 (25,754,238)	8,486,237 (8,486,237)
	第3会計年度	3,043,500 (3,043,500)	3,160,999 (3,160,999)	8,368,738 (8,368,738)
	第4会計年度	2,390,070 (2,390,070)	1,626,517 (1,626,517)	9,132,291 (9,132,291)
	第5会計年度	1,180,883 (1,180,883)	3,242,322 (3,242,322)	7,070,852 (7,070,852)
	第6会計年度	398,152 (398,152)	1,502,826 (1,502,826)	5,966,178 (5,966,178)
	第7会計年度	176,813 (176,813)	1,131,898 (1,131,898)	5,011,093 (5,011,093)
	第8会計年度	298,262 (298,262)	1,314,958 (1,314,958)	3,994,397 (3,994,397)
	第9会計年度	114,878 (114,878)	1,299,613 (1,299,613)	2,809,662 (2,809,662)
Kコース証券	第1会計年度	494,060 (494,060)	22,010 (22,010)	472,050 (472,050)
	第2会計年度	234,980 (234,980)	149,229 (149,229)	557,801 (557,801)
	第3会計年度	598,100 (598,100)	254,192 (254,192)	901,709 (901,709)
	第4会計年度	177,965 (177,965)	191,740 (191,740)	887,934 (887,934)
	第5会計年度	52,700 (52,700)	215,114 (215,114)	725,520 (725,520)
	第6会計年度	62,150 (62,150)	184,135 (184,135)	603,535 (603,535)
	第7会計年度	32,907 (32,907)	90,870 (90,870)	545,572 (545,572)
	第8会計年度	34,850 (34,850)	82,115 (82,115)	498,307 (498,307)
	第9会計年度	28,480 (28,480)	100,690 (100,690)	426,097 (426,097)
Lコース証券	第1会計年度	548,781 (548,781)	192,630 (192,630)	356,151 (356,151)
	第2会計年度	143,675 (143,675)	276,977 (276,977)	222,849 (222,849)
	第3会計年度	195,350 (195,350)	67,080 (67,080)	351,119 (351,119)
	第4会計年度	161,596 (161,596)	92,624 (92,624)	420,091 (420,091)
	第5会計年度	44,400 (44,400)	119,076 (119,076)	345,415 (345,415)
	第6会計年度	15,105 (15,105)	41,800 (41,800)	318,720 (318,720)
	第7会計年度	138,400 (138,400)	57,710 (57,710)	399,410 (399,410)
	第8会計年度	375,042 (375,042)	343,750 (343,750)	430,702 (430,702)
	第9会計年度	144,690 (144,690)	236,287 (236,287)	339,105 (339,105)

（注1）（ ）の数は本邦内における販売口数、買戻口数または発行済口数です。

（注2）第1会計年度の販売口数には、当初申込期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(a) 海外における申込手続き等

ファンド証券1口当りの販売価格は、当該評価日の1口当りの純資産価格です。そして当該証券を販売した銀行および金融機関に支払われる純資産価格の3.0%以下の販売手数料が加えられます。販売手数料は、ファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはなりません。

買付代金の支払は、保管受託銀行の指図人に対する電信送金により、申込みが受諾された日から起算し6評価日以内にAおよびBコース証券については米ドル、CおよびDコース証券については豪ドル、EおよびFコース証券についてはユーロ、GおよびHコース証券については英ポンド、IおよびJコース証券についてはNZドル、KおよびLコース証券についてはカナダドルで行うものとします。

ファンド証券の最低申込単位は、いかなる申込においても100口以上1口単位です。

ある評価日の日本時間午後3時（当該評価日のルクセンブルグ夏時間午前7時またはルクセンブルグ冬時間午前8時）までに日本の販売会社または管理会社の事務所で受領された買付注文は、当該評価日に決定される1口当りの純資産価格で受諾されます。かかる締切時間の後に受領された買付注文は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。

日本の販売会社は、上記締切時間までに受領した買付注文を、ルクセンブルグ時間の正午までにルクセンブルグの管理会社に取り次ぎます。販売会社は、かかる締切時間後に受領した申込みを、翌評価日に管理会社に取り次ぎます。

管理会社またはその委託先は、記名式でのみファンド証券を発行します。

券面の発行請求がない場合は、投資家は、ファンド証券に関し券面の発行を請求しなかったものとみなされ、代わりに受益者である旨の確認書が発行されます。各券面（発行された場合）には管理会社またはその委託先および保管受託銀行の署名が必要ですが、当該両署名は複写によることができます。

券面または確認書は、買付代金の支払いがなされてからルクセンブルグの銀行の7営業日以内に、投資家のリスクにおいて、管理会社またはその委託先から投資家または投資家の銀行に対して交付されます。

管理会社は、いつでもその裁量により、特定の国および地域に居住する個人または設立された法人に対するファンド証券の発行を一時的に中断、完全に中止、もしくは制限すること、またはファンド証券の発行を全面的に制限することができます。管理会社はまた、ファンドの受益者およびファンドの保護のために必要な場合には、特定の個人または法人のファンド証券の取得を禁止することができます。

管理会社は、(a) ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、(b) ファンド証券の購入または保有を禁止された受益者からいつでもファンド証券を買い戻すことができます。

ファンド証券はアメリカ合衆国1933年証券法（以下「証券法」といいます。）に基づく登録がされておらず、またファンドはアメリカ合衆国1940年投資会社法（以下「投資会社法」といいます。）に基づく登録もされていません。ファンド証券は、直接または間接にアメリカ合衆国、その領土もしくは属領において、または証券法上および投資会社法上の登録義務の一定の免除規定に依拠し、管理会社の同意を得た資格あるアメリカ合衆国の機関を除くアメリカ合衆国人（証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して募集、販売、移転または交付することはできません。ファンド証券またはファンド証券上の権利は他のアメリカ合衆国人により実質的に所有されることはできません。アメリカ合衆国人に対するファンド証券の販売および移転はファンドの約款により制限されており、管理会社が証券法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社はアメリカ合衆国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、またアメリカ合衆国人への移転の登録を拒絶することができます。

(b) 日本における申込手続き等

日本においては、有価証券届出書第一部証券情報、(7) 申込期間に記載される期間中、評価日に第一部証券情報に従ってファンド証券の申込みの取扱いが行われます。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資家に交付し、投資家は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。午後3時までにお申込みが行われ、かつお申込みについての販売取扱会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。上記の締切時間を過ぎたお申込みは、お受けいたしません。販売の単位は100口以上1口単位です。

ファンド証券1口当りの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した日の1口当りの純資産価格です。日本における約定日は販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日（通常申込日の日本における翌国内営業日）であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとし、当該払込期日までに、下記手数料を支払わなくてはなりません。

日本国内における申込手数料は、申込金額に対して、2.16%（税込）以内です。

買付代金のお支払いは、日本円の場合、各コースの表示通貨（外貨）との換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また当該外貨でお支払いいただくこともできます。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券の取引に関する規則中に規定される「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

また、管理会社または販売会社はファンド証券の買付けまたは転換の注文がマーケット・タイミング（不公正な裁定取引）であるとの疑義が生じた場合は、当該注文を受け付けない場合があります。

なお、転換（スイッチング）の手続き等は以下のとおりです。

(a) 海外における申込手続き等

一つのコース証券から他のコース証券に転換（スイッチング）を希望する受益者は、評価日に、転換のための取消不能の転換請求書（発行されている場合は）受益証券の券面とともに提出して、管理会社に対してファンド証券の他のコース証券への転換を請求することができます。当該請求書には、転換される口数を指定するものとします。ただし、最低転換請求口数は100口以上です。転換により発行される口数は、転換請求が日本時間午後3時（当該評価日のルクセンブルグ夏時間午前7時またはルクセンブルグ冬時間午前8時）までに受領された場合、転換請求が受領された評価日の各コース証券のそれぞれの純資産価格に基づき以下のとおり決定されます。（上記締切時間の後に受領された転換請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。）

$$N1 = (1 - C) NAV2 \times N2 / NAV1$$

N1： 端数を含む転換により発行されるファンド証券口数。端数は発行されません。転換に伴い生ずる端数に起因する残余金額は、現金で支払われます。

N2： 転換前のファンド証券の口数。

NAV1： 転換により発行されるファンド証券の適用純資産価格。

NAV2： 転換を請求されたファンド証券の適用純資産価格。

ただし、NAV1かNAV2のいずれかが当該評価日の適用為替レートで換算されます。

C： 転換手数料は、転換を請求されたファンド証券の純資産価額の最大1.5%とします。転換手数料は、上述のとおりファンド証券の口数が計算される際に管理会社により自動的に差し引かれ、かつ管理会社により日本における販売会社に支払われます。転換（スイッチング）にかかわる税金が課される場合は、管理会社または販売会社が、税金相当額を源泉徴収するか差し引きます。

(b) 日本における申込手続き等

日本においては、当面、転換（スイッチング）の取扱いはいりません。

2【買戻し手続等】

(a) 海外における買戻し手続き等

受益者は、評価日に、ファンド証券の買戻しを請求できます。

ただし、後記「純資産価格の決定の停止」において詳しく記載されるとおり、管理会社がファンドのコース証券の純資産価格の決定を停止している期間中において、買戻しが停止されることがあります。

買戻し請求は管理会社または販売会社に対し、書面でなされなければなりません。

ある評価日の日本時間午後3時（当該評価日のルクセンブルグ夏時間午前7時またはルクセンブルグ冬時間午前8時）までに日本の販売会社または管理会社の事務所で受領された買戻し請求は、当該評価日に決定される1口当りの純資産価格で受諾されます。かかる締切時間の後に受領された買戻し請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。

日本の販売会社は、上記締切時間までに受領した買戻し請求を、ルクセンブルグ時間の正午までにルクセンブルグの管理会社に取り次ぎます。販売会社は、かかる締切時間後に受領した買戻し請求を、翌評価日に管理会社に取り次ぎます。

買戻しの単位は、1口単位です。買戻手数料はありません。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを買戻し請求後遅滞なく行うため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを確保するものとします。

買戻代金は、買戻日の各コース証券の純資産価格によって、投資家の買付代金を上回る場合も下回る場合もあります。

買戻代金の支払は、買戻請求が管理会社または販売取扱会社により受諾（券面が発行されている場合、ファンド証券の券面の受領を含みます。）された日から起算して6評価日目までに保管受託銀行またはその代理人により、AおよびBコース証券については米ドル、CおよびDコース証券については豪ドル、EおよびFコース証券についてはユーロ、GおよびHコース証券については英ポンド、IおよびJコース証券についてはNZドル、KおよびLコース証券についてはカナダドルで行われます。

管理会社は流動性管理システムを用い、ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、管理会社が受益者からの買戻し請求に随時応じられるだけのファンドのポートフォリオの流動性を通常確保しています。

(b) 日本における買戻し手続き等

日本における受益者は、評価日に、販売取扱会社を通じ、管理会社に対し、ファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻し請求は、手数料なしで、評価日に取扱いをします。午後３時までにお申込みが行われ、かつお申込みについての販売取扱会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。上記の締切時間を過ぎたお申込みは、お受けいたしません。

ファンド証券１口当りの買戻し価格は、原則として、管理会社が買戻し請求を受領した日に計算されるファンド証券１口当りの純資産価格とし、お支払いは日本円の場合、各コースの表示通貨（外貨）との換算レートは、販売会社が買戻しの注文の成立を確認した日（「約定日」（通常、お申込みを受付けた翌国内営業日となります。））における東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また当該外貨でお受取いただくこともできます。ファンド証券の買戻しは１口単位とします。買戻し時の費用（信託財産留保金）はかかりません。

ご換金（買戻し）代金のお支払いは、約定日から起算して日本の４営業日目からとなります。

買戻しに関して、クローズド期間、大口解約の制限等はありません。

純資産価格の決定の停止

ファンド証券の発行会社（管理会社）は、以下の場合、ファンド証券の１口当たり時価（純資産価格）の決定を一時的に停止し、ファンド証券の販売、買戻しおよび転換を一時的に停止することができます。

- (a) ファンド資産のかなりの部分について、その評価のベースとなる一つもしくは複数の証券取引所もしくは市場、または、その表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が、通常の休日以外の日に閉鎖されたり取引が制限もしくは停止された場合。
- (b) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨・金融上の事由のため、またはファンド証券の発行会社（管理会社）の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、ファンドの投資家（受益者）の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンド資産の売却が正当にまたは正常に実行できない場合。
- (c) ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が規定されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。
- (d) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

さらに、管理会社は、各コース証券に帰属する、ファンドが保有する為替先渡取引もしくはその他のヘッジ取引の価格の決定が不可能な期間は、随時、当該コース証券の純資産価格の決定を停止することができます。

これらの停止は買付、買戻しおよび転換を申し込んだ受益者に通知され、必要な場合において、前記「第二部 ファンド情報 第１ ファンドの状況 １ ファンドの性格 (5) 開示制度の概要 (1) (b) 受益者に対する開示」に記載されているとおり、公告されます。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関してルクセンブルグの法令（2004年11月12日マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止法（改正済））を含みますが、これに限られません。）およびルクセンブルグの金融監督委員会の規制および通達に基づき、金融セクターのあらゆる専門家に対して、投資信託をマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達を目的として使用することを防止する義務が課されています。かかる規定の制定により、ルクセンブルグ籍の投資信託の登録事務代行会社は、ルクセンブルグの法令に従い、購入者の身元確認を行わなければなりません。登録事務代行会社は、購入者に対し、かかる身元確認を実施するために必要な文書の提出を要求することができます。

申請者が、要求された文書の提出を遅延した場合またはかかる文書を提出しなかった場合、購入（または、適宜、買戻し）の申請は受諾されません。管理会社および管理事務代行会社は、いずれも、申請者が文書を提出しなかったことまたは不完全な文書しか提出しなかったことにより、取引の処理が遅延した場合またはかかる取引が処理されなかった場合、一切の責任を負いません。

受益者は、関連する法令に基づく現在の顧客デュー・デリジェンス要件に基づき、随時、追加または最新の身元確認書類の提出を要求されることがあります。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

ファンドの受益証券の１口当り価格、発行価格および買戻価格（「純資産価格」）は、評価日毎に、AおよびBコース証券は米ドル建てで、CおよびDコース証券は豪ドル建てで、EおよびFコース証券はユーロ建てで、GおよびHコース証券は英ポンド建てで、IおよびJコース証券はNZドル建てで、KおよびLコース証券はカナダドル建てで決定されます。

全コース証券に共通するファンドの組入証券およびその他の資産（「共通ポートフォリオ」）は日本円で評価されます。全コースに共通の報酬・費用などは必要に応じ日本円に換算・評価され、共通ポートフォリオに反映されます。全コース証券は、評価日の直前の日の各コースに帰属するファンドの純資産総額の割合で共通ポートフォリオに算入されるものとします。

各コース証券に帰属する金額は、当該評価日に適用される為替レートで各コースの表示通貨に転換され、(1) 各コース証券のためになされた特定のヘッジ取引の結果生じた費用、支出、利得または損失を減じ、または加算し、(2) 各コース証券についてのファンドの報酬および費用を減じることで調整され、各コースについてなされた分配金を減じて、残額が各コース証券に帰属する純資産総額となります。

各コース証券１口当り価格（純資産価格）は、評価日毎に各コースの資産から負債（ファンド証券の発行会社（管理会社）がその積立を必要または適切であると判断する引当金を含みます。）を控除した額を純資産価格の決定時における当該コースの発行済証券の総口数で除することにより決定されます。可能な限りにおいて、投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債（管理報酬を含みます。）が日割りで計算されます。

ファンドの資産は、以下のものを含むものとみなされます。

- (a) すべての手持現金または預金およびそれらの発生済利息。
- (b) すべての手形・小切手および未収金（売却後引渡未了の証券の売却代金も含みます。）
- (c) ファンドのために所有または購入契約済みのすべての債券、確定日払約束手形、株式、ディベンチャー・ストック、新株引受権、ワラント、オプション、先物契約ならびにその他の投資資産および証券。
- (d) ファンドが受領すべきすべての株式、株式配当、現金配当および分配金。（ただし、管理会社は、ファンドのために、配当落ち、権利落ちでの取引、その他類似の実務による証券の市場価格の変動に関し調整することができます。）
- (e) 利息が当該証券の元本金額に含まれているか反映されている場合を除き、ファンドが所有する利付証券から発生するすべての利息。

(f) すべての為替予約取引または他のヘッジ取引。

(g) 未償却のファンドの設立費。

(h) 前払費用を含むあらゆる種類・性質のその他のすべての資産。

ファンドの負債は、以下のものを含むものとみなされます。

(a) すべての借入金、未払手形および未払金。

(b) すべての発生済みまたは未払管理費。（管理会社報酬、投資運用報酬、販売会社報酬、保管報酬、代行協会員報酬、支払代理人・登録・名義書換事務代行会社および発行会社代理人報酬、源泉税およびその他の諸税を含みます。）

(c) 請求済、未請求のいかにかわらず現金または財産の支払義務を負う契約上のすべての期限到来済債務を含むすべての知れたる債務。（評価日が分配金受領権者決定のための基準日以降である場合に管理会社がファンドに代わって宣言した分配金の未払額を含みます。）

(d) 管理会社が随時決定する評価日における総資産および収益に基づく適切な納税引当金ならびに管理会社の取締役会の授権および承認あるときはその他の準備金。

(e) ファンドの受益証券により表章される負債を除くあらゆる種類、性質のファンドのその他一切の負債。かかる負債額を決定する際、管理会社は、1年またはその他の期間についての定期的または経常的性質の管理費およびその他の費用を予め計算し、当該期間にその均等割合金額を計上することができます。

コース証券1口当たり時価（純資産価格）は、各評価日のルクセンブルグ時間午後6時頃にノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーにより計算され、管理会社の登記上の事務所で評価日に入手可能です。

純資産価格は、ファンドのために、管理会社の取締役、権限ある役員または代表者によって認証され、かかる認証は、明白な誤りがない限り最終的なものです。

上記ファンド資産は、以下の方法によって評価されます。

(1) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価されます。有価証券が数カ所の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価されます。

(2) 証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価されます。

(3) 相場価格が入手できないか、または上記（1）および（2）に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価されます。

(4) 株価指数先物取引は規制ある市場での入手可能な取引最終値で評価されます。

(5) 現金およびその他の流動資産は、額面価額に発生した利息を加え評価されます。

(6) 日本円以外の通貨により表示された価格は、当該通貨の入手可能な直近の売買相場の仲値で日本円に換算されます。

(7) オープン・エンド型の投資信託の受益証券は、報告された直近の純資産価格で評価されます。

(8) 残存期間1年以内の短期金融商品は、（ ）市場価格または（ ）市場価格が入手できない場合または適切でない場合には、償却原価で評価されます。

異常な事態により、上記評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されています。

評価代理人との評価業務に関する契約が、2013年法に適合するよう、管理会社が責任を負います。

（２）【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管されます。ファンド証券の保管を販売会社に委託した日本の投資家のファンド証券またはその確認書は、保管受託銀行に販売会社名義で保管されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

（３）【信託期間】（存続期間）

ファンドの存続期間は平成33年5月20日までです。

ただし、ファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意により、いつでも、信託期間の満了前に償還することも、また信託期間を延長することもできます。さらに、ファンドはルクセンブルグ法に定められている強制清算事由が生じた場合にも償還します。さらに、コース証券の発行済口数が100万口を下回る場合（投資運用会社と協議の上）、管理会社は、当該コースを償還することができます。ファンドは、受益者、その相続人または受取人の要求によっては償還されません。償還通知は、ルクセンブルグの公報である「メモリアル」および管理会社と保管受託銀行が共同で決定する適切な発行部数をもつ少なくとも2つの新聞に公告されます。ただし、そのうち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなければなりません。償還の場合、管理会社は、受益者の最善の利益に鑑みファンド資産を換金し、保管受託銀行は、管理会社が発する指示に基づき、受益者にその保有ファンド証券数に応じて純清算手取金（全ての償還費用控除後）を分配します。ルクセンブルグの法律に規定されるとおり、清算終了時に払い戻しのため提出されなかったファンド証券に対応する清算手取金は、規定期間を経過するまで、ルクセンブルグの供託機関に保管されます。ファンドの償還状態を招く状況が発生し次第、管理会社によるファンド証券の発行は停止されます。ファンド証券の買戻しは、受益者間の平等な取扱いが確保されている場合可能です。

なお、受益者への償還金のお支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続き等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間（会計年度）は毎年５月20日に終了します。

（５）【その他】

約款の変更

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができます。変更は、約款変更関連書類に別途規定されない限り、変更文書がルクセンブルグの商業および法人登録所に預託された旨の記載がルクセンブルグの「メモリアル」紙に公告された５日後に効力を生じます。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

（ ）投資運用契約

他方当事者への３ヶ月前までの書留郵便で書面による予告通知をもって投資運用会社または管理会社によって解約することができます。同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法にしたがい解釈されます。

管理会社および投資運用会社は、ルクセンブルグ地方裁判所の非専属的管轄権に服することについて同意しています。

（ ）保管および支払代行契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90日以上前に、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、保管および支払代行契約を解約することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法にしたがい解釈されます。

（ ）投資信託業務契約

各当事者は、相手方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、投資信託業務契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法にしたがい解釈されます。

（ ）評価代理人契約

当事者は、60日前までの書面による通知を相手方当事者に行った場合には、いつでも同契約を終了させることができます。ただし、一方当事者による同契約に基づく義務の不履行があった場合（詳細は同契約に規定されます。）には、相手方当事者への通知をもって即時に同契約を終了させることができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法にしたがい解釈されます。

（ ）代行協会員契約

代行協会員契約は、他の当事者に対し、３ヶ月前に書面による終了通知をなすことにより解約することができます。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、管理会社のための日本における後任の代行協会員が指定されることを条件とします。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法にしたがい解釈されます。

（ ）受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は一方の当事者が他の当事者に対し、書面による通知を３ヶ月前になすことにより解約することができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法にしたがい解釈されます。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が受益権をファンドに対し直接行使するためには、ファンド証券名義人として登録されていなければなりません。従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人ではないため、自らファンドに対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社を通じて自己のために受益権を行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者が有する主な権利は次のとおりです。

分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社が決定した分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。

支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、販売会社を通じて管理会社に請求する権利を有します。

残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

（注）約款には受益者集会に関する規定はありません。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の５年後に消滅します。

業務提供業者に対する受益者の権利

受益者は、投資運用会社、保管受託銀行、管理・登録・名義書換代行会社および発行会社代理人、支払代行会社、評価代理人、ファンドの監査人、もしくは管理会社により随時任命されたファンドまたは管理会社の他の業務提供業者に対する直接の契約上の権利は一切ありません。2010年法および2013年法に基づき、受益者の保管受託銀行に対する責任追及は、管理会社を通じて行われます。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後３ヶ月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接追及することができます。

（２）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制約はありません。

（３）【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において

管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 一木 剛太郎

弁護士 竹野 康造

東京都千代田丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、日本円および各コース証券の基準通貨で表示されています。

(1) 【2014年 5 月20日終了年度】

【貸借対照表】

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド

純資産計算書

2014年 5 月20日現在

(日本円で表示)

注記

資産

投資有価証券 - 時価 (取得価額 : 68,986,503,316円)	2	69,575,645,900
銀行預金		7,377,777,241
先渡為替契約未実現利益	12	8,432,135
先物契約未収証拠金		4,557,188,420
受益証券発行未収金		186,217,236
未収収益		460,269,947
その他の未収金		1,120,218
資産合計		82,166,651,097

負債

当座借越		82,581,593
先物契約未実現損失	13	872,339,000
先渡為替契約未実現損失	12	569,424,708
受益証券買戻未払金		234,071,308
未払費用	9	236,828,864
負債合計		1,995,245,473

純資産

80,171,405,624

以下のように受益証券によって表象される。

	1 口当たり純資産価格	発行済受益証券数 (口数)	純資産
A コース証券 (米ドル建て)	6.50	30,119,186	195,632,678
B コース証券 (米ドル建て)	8.78	18,255,561	160,273,839
C コース証券 (豪ドル建て)	6.15	26,897,980	165,496,457
D コース証券 (豪ドル建て)	9.23	7,132,344	65,815,305
E コース証券 (ユーロ建て)	5.88	1,604,365	9,441,617
F コース証券 (ユーロ建て)	7.91	732,663	5,793,670
G コース証券 (英ポンド建て)	5.98	243,659	1,455,881
H コース証券 (英ポンド建て)	8.46	177,030	1,497,163
I コース証券 (NZ ドル建て)	5.89	32,569,151	191,844,144
J コース証券 (NZ ドル建て)	9.23	2,809,662	25,933,301
K コース証券 (カナダドル建て)	5.96	426,097	2,537,491
L コース証券 (カナダドル建て)	8.09	339,105	2,742,770

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

運用計算書

2014年5月20日に終了した年度

（日本円で表示）

注記

収益

貸付証券受領収益		21,698,632
受領配当金		1,062,968,547
収益合計		1,084,667,179

費用

投資運用報酬	4	349,952,106
代行協会員報酬および販売会社報酬	5、8	437,117,924
管理事務代行報酬	7	43,721,405
保管報酬	6	62,313,248
コルレス銀行報酬		16,177,620
管理報酬	3	26,247,420
法務報酬		1,299,842
海外登録費用		8,000,000
現金支出費		17,475,784
専門家報酬		7,176,406
年次税	11	41,459,614
その他の費用		668,718

費用合計		1,011,610,087
------	--	---------------

純投資収益		73,057,092
-------	--	------------

投資対象証券実現純利益		337,958,711
-------------	--	-------------

先物契約実現純利益		2,877,534,920
-----------	--	---------------

外貨および先渡為替契約実現純利益		1,820,255,158
------------------	--	---------------

当期実現純利益		5,035,748,789
---------	--	---------------

投資対象証券未実現純損益の変動		(5,717,471,082)
-----------------	--	-----------------

先物契約未実現純損益の変動		(4,468,509,000)
---------------	--	-----------------

先渡為替契約未実現純損益の変動		(1,537,646,791)
-----------------	--	-----------------

当期末実現純損失		(11,723,626,873)
----------	--	------------------

運用の結果による純資産の純減少		(6,614,820,992)
-----------------	--	-----------------

添付の注記は当財務書類の一部である。

純資産変動計算書
2014年5月20日に終了した年度
（日本円で表示）

注記

期首現在純資産		98,511,892,264
純投資収益		73,057,092
当期実現純利益		5,035,748,789
当期末実現純損失		(11,723,626,873)
運用の結果による純資産の純減少		(6,614,820,992)
受益証券の発行手取金		14,271,126,253
受益証券の買戻支払金		(24,792,445,795)
		(10,521,319,542)
受益者に支払われた分配金	10	(1,204,346,106)
期末現在純資産		80,171,405,624

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
2014年5月20日に終了した年度
（無監査）

	（口数）
A コース証券	
期首現在発行済受益証券数	32,508,879
発行受益証券数	4,242,962
買戻受益証券数	(6,632,655)
期末現在発行済受益証券数	30,119,186
B コース証券	
期首現在発行済受益証券数	15,962,601
発行受益証券数	9,914,249
買戻受益証券数	(7,621,289)
期末現在発行済受益証券数	18,255,561
C コース証券	
期首現在発行済受益証券数	32,574,726
発行受益証券数	1,073,527
買戻受益証券数	(6,750,273)
期末現在発行済受益証券数	26,897,980
D コース証券	
期首現在発行済受益証券数	8,802,766
発行受益証券数	1,354,506
買戻受益証券数	(3,024,928)
期末現在発行済受益証券数	7,132,344
E コース証券	
期首現在発行済受益証券数	1,833,728
発行受益証券数	79,435
買戻受益証券数	(308,798)
期末現在発行済受益証券数	1,604,365
F コース証券	
期首現在発行済受益証券数	948,461
発行受益証券数	116,800
買戻受益証券数	(332,598)
期末現在発行済受益証券数	732,663
G コース証券	
期首現在発行済受益証券数	314,954
発行受益証券数	20,463
買戻受益証券数	(91,758)
期末現在発行済受益証券数	243,659

Hコース証券

期首現在発行済受益証券数	201,215
発行受益証券数	30,210
買戻受益証券数	(54,395)
期末現在発行済受益証券数	177,030

Iコース証券

期首現在発行済受益証券数	40,265,598
発行受益証券数	350,680
買戻受益証券数	(8,047,127)
期末現在発行済受益証券数	32,569,151

Jコース証券

期首現在発行済受益証券数	3,994,397
発行受益証券数	114,878
買戻受益証券数	(1,299,613)
期末現在発行済受益証券数	2,809,662

Kコース証券

期首現在発行済受益証券数	498,307
発行受益証券数	28,480
買戻受益証券数	(100,690)
期末現在発行済受益証券数	426,097

Lコース証券

期首現在発行済受益証券数	430,702
発行受益証券数	144,690
買戻受益証券数	(236,287)
期末現在発行済受益証券数	339,105

添付の注記は当財務書類の一部である。

統計情報

2014年 5月20日現在

（無監査）

	2014年	2013年	2012年
期末現在純資産（日本円建て）	80,171,405,624	98,511,892,264	52,123,610,028
Aコース証券（米ドル建て）			
期末現在純資産	195,632,678	233,607,262	167,442,161
期末現在 1口当たり純資産価格	6.50	7.19	4.22
Bコース証券（米ドル建て）			
期末現在純資産	160,273,839	152,825,044	82,751,972
期末現在 1口当たり純資産価格	8.78	9.57	5.55
Cコース証券（豪ドル建て）			
期末現在純資産	165,496,457	217,842,305	161,061,854
期末現在 1口当たり純資産価格	6.15	6.69	3.81
Dコース証券（豪ドル建て）			
期末現在純資産	65,815,305	86,910,654	53,031,305
期末現在 1口当たり純資産価格	9.23	9.87	5.54
Eコース証券（ユーロ建て）			
期末現在純資産	9,441,617	11,952,692	8,074,854
期末現在 1口当たり純資産価格	5.88	6.52	3.87
Fコース証券（ユーロ建て）			
期末現在純資産	5,793,670	8,175,498	7,926,251
期末現在 1口当たり純資産価格	7.91	8.62	5.02
Gコース証券（英ポンド建て）			
期末現在純資産	1,455,881	2,073,486	1,503,740
期末現在 1口当たり純資産価格	5.98	6.58	3.88
Hコース証券（英ポンド建て）			
期末現在純資産	1,497,163	1,845,339	1,165,865
期末現在 1口当たり純資産価格	8.46	9.17	5.31
Iコース証券（NZドル建て）			
期末現在純資産	191,844,144	258,245,781	191,864,525
期末現在 1口当たり純資産価格	5.89	6.41	3.70
Jコース証券（NZドル建て）			
期末現在純資産	25,933,301	39,484,949	28,084,584
期末現在 1口当たり純資産価格	9.23	9.89	5.60
Kコース証券（カナダドル建て）			
期末現在純資産	2,537,491	3,268,635	2,096,621
期末現在 1口当たり純資産価格	5.96	6.56	3.84
Lコース証券（カナダドル建て）			
期末現在純資産	2,742,770	3,776,955	2,015,939
期末現在 1口当たり純資産価格	8.09	8.77	5.05

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド

財務書類に対する注記

2014年5月20日現在

注1 - ファンド

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託（"fonds commun de placement"）としてルクセンブルグにおいて設定されたノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド（以下「ファンド」という。）は、譲渡性のある証券およびその他の資産からなる非法人形態の共有体であり、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立されるルクセンブルグ大公国エスペランジュに登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

管理会社は、ファンドのために、12種類のクラス受益証券を発行している。すなわち、米ドル建てのAコース証券（分配型）（以下「Aコース証券」という。）、米ドル建てのBコース証券（成長型）（以下「Bコース証券」という。）、豪ドル建てのCコース証券（分配型）（以下「Cコース証券」という。）、豪ドル建てのDコース証券（成長型）（以下「Dコース証券」という。）、ユーロ建てのEコース証券（分配型）（以下「Eコース証券」という。）、ユーロ建てのFコース証券（成長型）（以下「Fコース証券」という。）、英ポンド建てのGコース証券（分配型）（以下「Gコース証券」という。）、英ポンド建てのHコース証券（成長型）（以下「Hコース証券」という。）、NZドル建てのIコース証券（分配型）（以下「Iコース証券」という。）、NZドル建てのJコース証券（成長型）（以下「Jコース証券」という。）、カナダドル建てのKコース証券（分配型）（以下「Kコース証券」という。）、およびカナダドル建てのLコース証券（成長型）（以下「Lコース証券」という。）である。全コース証券の全受益証券を、合わせて「ファンド証券」という。

各コース証券に帰属するファンド資産は、日本円を売り各コース証券の表示通貨を買う為替取引を（可能な範囲で）行う。

ファンド証券の所有権は、ファンドが保有する広範囲にわたる有価証券に投資する機会を受益者に与える。同じコース証券の受益証券はすべて、分配、買戻しおよび清算手取金に関して同等の権利を有する。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国で設定され、2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）（「2010年法」）のパート Ⅱの下で適格性を有しており、また2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（「2013年法」）の第1条第39項で定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

ファンドの存続期間は、当初2011年5月20日までであったが、5年延長され2016年5月20日までとなっている。

ファンドの投資目的は、日本の株式市場のパフォーマンスを、異なる6つの外貨（米ドル、豪ドル、ユーロ、英ポンド、NZドルおよびカナダドル）で追求することである。

通常の市場環境においては、ファンドはその純資産総額の少なくとも90%を、日経平均株価「日経225」に沿うパッシブ（受動的）な投資方法に基づき、日本の株式に分散投資し、一定の範囲において日本株の株価指数先物取引にも投資する。

12のコースの全資産は、一つのプール（「共通ポートフォリオ」）で運用され、プール内の資産は、各々のコースの純資産総額に基づき12のコースに帰属する。さらに、ファンドの各コースは、日本円を売り各々の表示通貨を買う為替取引を行うために、為替先渡取引を利用する。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- （a）証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価される。有価証券が数ヵ所の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値が用いられる。
- （b）証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- （c）相場価格が入手できないか、または上記（a）および/または（b）に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格に基づき評価される。

（d）現金およびその他の流動資産は、額面額に発生した利息を加え評価される。

異常な事態により、上述の評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は当該通貨で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在で適用される為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な実勢為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建て投資証券取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、投資証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資証券による実現および未実現損益に計上される。

2014年5月20日現在の為替レート

1 円	=	0.01059	豪ドル
1 円	=	0.01071	カナダドル
1 円	=	0.00718	ユーロ
1 円	=	0.00586	英ポンド
1 円	=	0.01143	NZドル
1 円	=	0.00985	米ドル

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するように先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現利益は純資産計算書上で資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。ファンドは契約終結時に、開始時の契約価額と終結時の評価額との差額に等しい実現損益を計上する。

注3 - 管理報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.03%の管理報酬を日本円でファンドの純資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注4 - 投資運用報酬

投資運用会社は、投資運用・顧問業務について、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.40%の投資運用報酬を日本円でファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する。

注5 - 代行協会員報酬

代行協会員は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.30%の報酬を日本円でファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注 6 - 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.07%の保管報酬を日本円でファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用は、ファンドまたは各コース証券が適切に負担する。

注 7 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.05%の管理事務代行報酬を日本円でファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。管理事務代行会社が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）は、ファンドまたは各コース証券が適切に負担する。

注 8 - 販売会社報酬

各販売会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額（ただし、日本における当該販売会社が販売し、当該四半期中に買戻されていない受益証券に帰属するもの）の平均額の年率0.20%の報酬を日本円でファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注 9 - 未払費用

	(日本円)
投資運用報酬	83,806,510
代行協会員報酬および販売会社報酬	104,680,815
管理事務代行報酬	10,470,389
保管報酬	14,668,040
管理報酬	6,285,732
海外登録費用	5,229,512
現金支出費	4,185,084
専門家報酬	2,229,789
年次税	5,272,993
未払費用	<u>236,828,864</u>

注10 - 分配

A コース証券、C コース証券、E コース証券、G コース証券、I コース証券、K コース証券

当該コース証券に関して、管理会社は、純投資収益および実現・未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から毎月または随時分配を宣言することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なその他の資金からも分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、安定的な月次分配を行う予定である。毎月10日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配が行われる。管理会社は、1月および7月に、当該各コース証券の純資産額を勘案して追加的に分配を行う場合がある。

B コース証券、D コース証券、F コース証券、H コース証券、J コース証券、L コース証券

当該コース証券に関して、管理会社は、純投資収益および実現・未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から毎年または随時分配を宣言することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なその他の資金からも分配を行うことができる。

管理会社は、毎年7月10日現在の受益者に対して年次分配を行う予定である。7月10日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配が行われる。

分配の結果、ファンドの純資産総額が、ルクセンブルグ法によって要求される、投資信託の純資産の最低額の日本円相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2014年5月20日に終了した年度に、ファンドは総額1,204,346,106円を分配した。

注11 - 税金

ファンドは、ルクセンブルグの法令に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産に対し年率0.05%の年次税（*taxe d'abonnement*）を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注12 - 先渡為替契約

2014年5月20日現在、ファンドは、注1に記述のとおり各コース証券に属する資産の為替取引を行うために利用した、以下の未決済先渡為替契約を有していた。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
カナダドル	5,554,750	日本円	515,394,180	2014年5月30日	3,079,657
英ポンド	3,231,492	日本円	556,272,912	2014年5月30日	(4,514,285)
ユーロ	16,059,628	日本円	2,271,256,999	2014年5月30日	(35,461,708)
NZドル	232,019,071	日本円	20,361,088,874	2014年5月30日	(72,631,323)
豪ドル	245,025,698	日本円	23,232,552,648	2014年5月30日	(102,789,305)
米ドル	373,189,596	日本円	38,244,022,066	2014年5月30日	(352,883,629)
日本円	25,365,694	豪ドル	265,899	2014年5月30日	265,483
日本円	66,342,656	NZドル	756,102	2014年5月30日	226,724
日本円	35,343,680	NZドル	401,745	2014年5月30日	213,866
日本円	24,666,624	米ドル	240,935	2014年5月30日	203,631
日本円	18,193,100	米ドル	177,182	2014年5月30日	203,167
日本円	26,056,669	米ドル	254,758	2014年5月30日	190,221
日本円	17,901,679	豪ドル	187,657	2014年5月30日	187,363
日本円	16,863,498	NZドル	190,709	2014年5月30日	187,280
日本円	15,374,029	豪ドル	160,945	2014年5月30日	181,213
日本円	12,721,401	豪ドル	133,027	2014年5月30日	164,012
日本円	17,732,874	NZドル	200,933	2014年5月30日	162,661
日本円	28,758,357	NZドル	327,217	2014年5月30日	145,464
日本円	21,647,128	豪ドル	227,876	2014年5月30日	136,174
日本円	12,252,161	NZドル	138,559	2014年5月30日	136,068
日本円	12,980,933	豪ドル	136,074	2014年5月30日	135,862
日本円	12,777,961	米ドル	124,688	2014年5月30日	117,908
日本円	10,534,966	米ドル	102,600	2014年5月30日	117,647
日本円	17,246,250	米ドル	168,770	2014年5月30日	110,490
日本円	25,455,012	豪ドル	268,505	2014年5月30日	108,824
日本円	25,989,347	豪ドル	274,209	2014年5月30日	104,732
日本円	29,100,656	米ドル	285,618	2014年5月30日	100,879
日本円	8,780,772	NZドル	99,423	2014年5月30日	86,849
日本円	15,230,829	米ドル	149,200	2014年5月30日	82,013
日本円	12,720,967	豪ドル	133,912	2014年5月30日	80,023
日本円	9,495,142	米ドル	92,736	2014年5月30日	79,260
日本円	6,809,014	豪ドル	71,313	2014年5月30日	77,228
日本円	4,593,504	ユーロ	32,450	2014年5月30日	75,837
日本円	7,736,493	NZドル	87,699	2014年5月30日	67,794
日本円	7,787,418	米ドル	76,065	2014年5月30日	64,288

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
日本円	14,724,204	豪ドル	155,314	2014年5月30日	62,948
日本円	6,660,763	N Z ドル	75,472	2014年5月30日	61,211
日本円	7,233,536	米ドル	70,648	2014年5月30日	60,381
日本円	5,526,238	N Z ドル	62,573	2014年5月30日	54,659
日本円	12,019,476	米ドル	117,850	2014年5月30日	53,704
日本円	11,670,750	豪ドル	123,067	2014年5月30日	53,468
日本円	10,498,180	N Z ドル	119,450	2014年5月30日	53,101
日本円	8,024,887	米ドル	78,530	2014年5月30日	51,413
日本円	2,917,526	ユーロ	20,608	2014年5月30日	48,492
日本円	6,452,061	米ドル	63,082	2014年5月30日	47,102
日本円	8,474,682	N Z ドル	96,435	2014年5月30日	42,098
日本円	18,992,232	豪ドル	200,772	2014年5月30日	39,875
日本円	8,225,220	豪ドル	86,722	2014年5月30日	38,805
日本円	7,436,269	豪ドル	78,404	2014年5月30日	35,083
日本円	2,138,333	豪ドル	22,292	2014年5月30日	34,016
日本円	3,624,488	N Z ドル	41,069	2014年5月30日	33,247
日本円	8,702,102	N Z ドル	99,177	2014年5月30日	29,739
日本円	6,162,156	豪ドル	64,979	2014年5月30日	28,264
日本円	1,634,688	豪ドル	17,041	2014年5月30日	26,004
日本円	3,526,281	米ドル	34,477	2014年5月30日	25,692
日本円	15,855,710	N Z ドル	181,037	2014年5月30日	25,266
日本円	5,426,875	豪ドル	57,226	2014年5月30日	24,892
日本円	1,759,040	豪ドル	18,423	2014年5月30日	19,951
日本円	2,278,502	ユーロ	16,229	2014年5月30日	19,016
日本円	4,136,205	豪ドル	43,616	2014年5月30日	18,950
日本円	1,985,818	N Z ドル	22,501	2014年5月30日	18,249
日本円	1,897,070	米ドル	18,510	2014年5月30日	17,598
日本円	21,124,755	N Z ドル	241,382	2014年5月30日	17,516
日本円	4,954,174	米ドル	48,624	2014年5月30日	17,174
日本円	3,005,416	米ドル	29,440	2014年5月30日	16,183
日本円	2,563,665	N Z ドル	29,140	2014年5月30日	15,513
日本円	3,558,022	豪ドル	37,540	2014年5月30日	14,338
日本円	2,968,750	豪ドル	31,305	2014年5月30日	13,616
日本円	1,462,880	米ドル	14,274	2014年5月30日	13,570
日本円	5,334,320	米ドル	52,407	2014年5月30日	13,217
日本円	3,490,238	米ドル	34,252	2014年5月30日	12,430
日本円	15,416,290	ユーロ	110,646	2014年5月30日	12,299
日本円	2,750,940	米ドル	26,972	2014年5月30日	12,291
日本円	3,521,053	米ドル	34,558	2014年5月30日	12,206
日本円	5,925,190	豪ドル	62,655	2014年5月30日	10,681
日本円	5,736,746	豪ドル	60,662	2014年5月30日	10,342
日本円	510,312	ユーロ	3,594	2014年5月30日	9,879
日本円	1,033,431	米ドル	10,084	2014年5月30日	9,536
日本円	1,639,318	米ドル	16,058	2014年5月30日	8,828
日本円	1,038,578	英ポンド	6,041	2014年5月30日	7,085
日本円	2,949,351	N Z ドル	33,648	2014年5月30日	7,027

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
日本円	1,499,154	米ドル	14,713	2014年5月30日	5,197
日本円	13,009,243	N Z ドル	148,716	2014年5月30日	5,038
日本円	26,624,304	英ポンド	155,908	2014年5月30日	3,856
日本円	355,550	豪ドル	3,727	2014年5月30日	3,721
日本円	988,690	米ドル	9,702	2014年5月30日	3,521
日本円	2,105,433	カナダドル	22,524	2014年5月30日	3,053
日本円	394,238	N Z ドル	4,475	2014年5月30日	2,922
日本円	418,972	英ポンド	2,437	2014年5月30日	2,858
日本円	592,688	豪ドル	6,258	2014年5月30日	1,905
日本円	184,072	米ドル	1,796	2014年5月30日	1,698
日本円	986,588	N Z ドル	11,264	2014年5月30日	1,573
日本円	648,980	N Z ドル	7,404	2014年5月30日	1,546
日本円	1,176,393	ユーロ	8,443	2014年5月30日	939
日本円	2,989,520	米ドル	29,436	2014年5月30日	730
日本円	269,974	米ドル	2,652	2014年5月30日	669
日本円	2,681,184	米ドル	26,400	2014年5月30日	655
日本円	398,401	カナダドル	4,262	2014年5月30日	516
日本円	27,822	カナダドル	297	2014年5月30日	41
日本円	230,152	カナダドル	2,466	2014年5月30日	(81)
日本円	893,200	米ドル	8,799	2014年5月30日	(283)
日本円	1,651,912	米ドル	16,274	2014年5月30日	(523)
日本円	1,100,959	ユーロ	7,920	2014年5月30日	(1,738)
日本円	14,877,283	N Z ドル	170,189	2014年5月30日	(4,583)
日本円	8,967,001	米ドル	88,438	2014年5月30日	(12,450)
日本円	9,916,981	米ドル	97,807	2014年5月30日	(13,769)
日本円	10,902,144	豪ドル	115,890	2014年5月30日	(37,607)
日本円	12,971,685	豪ドル	137,889	2014年5月30日	(44,745)
日本円	14,793,218	N Z ドル	169,704	2014年5月30日	(46,230)
米ドル	543,969	日本円	55,213,523	2014年5月30日	17,481
米ドル	122,292	日本円	12,399,496	2014年5月30日	17,217
米ドル	226,861	日本円	23,026,696	2014年5月30日	7,291
米ドル	961	日本円	97,486	2014年5月30日	135
米ドル	1,159	日本円	117,769	2014年5月30日	(29)
豪ドル	637	日本円	60,547	2014年5月30日	(381)
N Z ドル	1,889	日本円	165,754	2014年5月30日	(566)
米ドル	3,094	日本円	314,969	2014年5月30日	(781)
豪ドル	921	日本円	87,952	2014年5月30日	(998)
英ポンド	865	日本円	149,273	2014年5月30日	(1,521)
米ドル	1,784	日本円	183,217	2014年5月30日	(2,046)
豪ドル	4,938	日本円	468,426	2014年5月30日	(2,210)
米ドル	2,664	日本円	273,033	2014年5月30日	(2,519)
米ドル	9,747	日本円	993,117	2014年5月30日	(3,442)
米ドル	8,816	日本円	902,707	2014年5月30日	(7,535)
米ドル	330,006	日本円	33,514,800	2014年5月30日	(8,193)
米ドル	14,236	日本円	1,457,556	2014年5月30日	(12,033)
豪ドル	27,766	日本円	2,633,475	2014年5月30日	(12,425)

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
N Z ドル	63,754	日本円	5,588,244	2014年 5 月30日	(13,313)
米ドル	56,153	日本円	5,721,848	2014年 5 月30日	(20,377)
米ドル	54,298	日本円	5,542,943	2014年 5 月30日	(29,847)
英ポンド	26,258	日本円	4,515,000	2014年 5 月30日	(31,572)
米ドル	57,279	日本円	5,864,141	2014年 5 月30日	(48,411)
米ドル	149,275	日本円	15,210,613	2014年 5 月30日	(54,170)
ユーロ	101,157	日本円	14,201,460	2014年 5 月30日	(118,521)
豪ドル	562,801	日本円	53,341,875	2014年 5 月30日	(214,958)
米ドル	419,411	日本円	42,980,821	2014年 5 月30日	(396,601)
					(560,992,573)

注13 - 未決済先物契約

2014年 5 月20日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	市場価額 （日本円）	未実現損失 （日本円）
ロング・ポジション					
日本円	811	先物 日経225大阪証券取引所	2014年 6 月	11,402,660,000	(872,339,000)
				11,402,660,000	(872,339,000)
					(872,339,000)

注14 - 証券貸付

管理会社は、2006年 6 月19日付の契約によってノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーを証券貸付代行会社として任命した。証券貸付収入は、当該契約に従って確定され、後払いで日次ベースにより計上される。2014年 5 月20日現在、ファンドは、時価19,546,067,860円の証券を貸付けていた。現金担保は、証券貸付の時価の105%に相当する額で、貸付代行会社が受領し保有している。

注15 - 取引費用

取引費用は、ブローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

2014年 5 月20日に終了した年度中にファンドがブローカーに支払った取引費用は、1,953円であった。

取引費用は、投資有価証券の取得価額に含まれている。

【投資有価証券明細表等】

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド

投資有価証券明細表

2014年5月20日現在

（日本円で表示）

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券				
日本				
普通株式				
194,000	ファーストリテイリング	1,848,365,440	6,167,260,000	7.70
582,000	ソフトバンク	1,599,544,153	3,955,272,000	4.94
194,000	ファナック	1,913,026,431	3,269,870,000	4.09
388,000	K D D I	1,302,417,505	2,111,108,000	2.64
388,000	京セラ	1,695,144,721	1,732,032,000	2.17
388,000	本田技研工業	1,301,752,097	1,319,976,000	1.66
194,000	東京エレクトロン	1,332,730,385	1,201,054,000	1.51
194,000	セコム	1,106,690,399	1,194,070,000	1.50
970,000	アステラス製薬	865,156,309	1,188,250,000	1.49
194,000	信越化学工業	1,190,213,615	1,155,076,000	1.45
194,000	ダイキン工業	753,086,267	1,093,966,000	1.36
194,000	トヨタ自動車	1,102,955,393	1,060,792,000	1.32
291,000	キヤノン	1,378,489,265	971,940,000	1.21
194,000	日東電工	1,446,715,728	901,712,000	1.12
194,000	武田薬品工業	1,232,284,048	870,672,000	1.09
194,000	住友不動産	467,088,897	853,794,000	1.06
194,000	デンソー	723,250,816	837,110,000	1.04
194,000	T D K	1,597,839,951	796,370,000	0.99
194,000	エーザイ	890,362,160	792,490,000	0.99
194,000	花王	575,470,593	777,358,000	0.97
388,000	テルモ	795,996,532	770,956,000	0.96
194,000	セブン＆アイ・ホールディングス	731,138,144	768,822,000	0.96
194,000	電通	601,942,031	764,360,000	0.95
194,000	エヌ・ティ・ティ・データ	896,744,365	707,130,000	0.88
194,000	ブリヂストン	439,464,086	656,884,000	0.82
194,000	三井不動産	429,972,253	634,768,000	0.79
194,000	日本たばこ産業	399,748,176	628,172,000	0.78
194,000	トレンドマイクロ	755,623,263	614,010,000	0.77
194,000	オリンパス	618,567,037	586,850,000	0.73
194,000	日揮	383,674,250	557,944,000	0.70
194,000	アサヒグループホールディングス	310,634,874	557,556,000	0.70
194,000	スズキ	477,004,962	549,990,000	0.69
194,000	中外製薬	430,598,944	522,830,000	0.65
194,000	豊田通商	520,433,654	502,654,000	0.63
194,000	富士フイルムホールディングス	751,162,813	494,700,000	0.62
194,000	三菱地所	432,492,160	474,718,000	0.59
194,000	富士重工業	114,097,925	468,898,000	0.58
194,000	コナミ	522,938,977	444,260,000	0.55
194,000	小松製作所	414,505,908	434,366,000	0.54
388,000	アドバンテスト	1,744,724,976	423,696,000	0.53

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）				
日本（続き）				
普通株式（続き）				
194,000	ヤマトホールディングス	351,312,305	422,726,000	0.53
194,000	キッコーマン	240,968,318	397,894,000	0.50
194,000	日本碍子	375,024,884	390,134,000	0.49
194,000	三菱商事	493,068,333	381,210,000	0.48
194,000	日立建機	459,158,570	364,138,000	0.45
194,000	塩野義製薬	339,098,782	362,586,000	0.45
194,000	大和ハウス工業	299,684,063	361,034,000	0.45
194,000	日本ハム	241,194,529	354,438,000	0.44
194,000	クレディセゾン	850,115,344	345,902,000	0.43
194,000	コムシスホールディングス	248,601,535	345,126,000	0.43
194,000	資生堂	414,887,330	327,666,000	0.41
194,000	第一三共	492,996,721	327,472,000	0.41
194,000	ソニー	885,130,624	315,250,000	0.39
194,000	住友金属鉱山	294,804,966	308,072,000	0.38
194,000	ニコン	423,414,401	302,446,000	0.38
194,000	ヤマハ	379,998,831	295,462,000	0.37
194,000	三井物産	329,032,256	294,298,000	0.37
194,000	味の素	228,626,031	293,328,000	0.37
194,000	日産化学工業	283,735,540	288,672,000	0.36
97,000	東京海上ホールディングス	389,552,920	285,083,000	0.36
194,000	ジェイテクト	375,639,183	280,912,000	0.35
194,000	大日本住友製薬	209,220,641	280,524,000	0.35
194,000	東洋製罐グループホールディングス	367,161,105	279,942,000	0.35
194,000	キリンホールディングス	283,828,914	271,988,000	0.34
194,000	三菱倉庫	299,372,704	270,824,000	0.34
194,000	クボタ	176,743,512	263,258,000	0.33
194,000	住友電気工業	304,583,265	256,274,000	0.32
194,000	三越伊勢丹ホールディングス	222,374,491	251,230,000	0.31
194,000	ＴＯＴＯ	186,379,073	249,678,000	0.31
194,000	住友商事	280,956,111	248,708,000	0.31
19,400	東海旅客鉄道	132,067,576	247,447,000	0.31
194,000	積水ハウス	268,605,927	244,440,000	0.30
194,000	日野自動車	131,838,015	244,246,000	0.30
194,000	カシオ計算機	333,089,245	241,724,000	0.30
194,000	横河電機	300,729,524	239,396,000	0.30
194,000	イオン	429,645,715	237,068,000	0.30
194,000	協和発酵キリン	175,021,768	233,964,000	0.29
194,000	日本化薬	167,700,739	231,830,000	0.29
194,000	クラレ	235,667,489	228,920,000	0.29
194,000	日清製粉グループ本社	205,944,737	225,622,000	0.28
194,000	千代田化工建設	371,381,886	225,234,000	0.28
194,000	伊藤忠商事	183,539,844	225,234,000	0.28
194,000	リコー	384,828,783	222,324,000	0.28
194,000	安川電機	187,855,219	220,966,000	0.28
194,000	アルプス電気	283,442,129	216,698,000	0.27
194,000	日本精工	159,583,568	214,952,000	0.27

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）				
日本（続き）				
普通株式（続き）				
194,000	太陽誘電	275,956,868	214,758,000	0.27
194,000	三菱電機	171,962,838	210,490,000	0.26
194,000	パナソニック	433,882,527	201,760,000	0.25
194,000	昭和シェル石油	245,954,257	195,940,000	0.24
194,000	高島屋	285,508,203	192,254,000	0.24
194,000	大日本印刷	347,557,649	188,956,000	0.24
194,000	ミネベア	121,118,187	188,374,000	0.23
194,000	静岡銀行	224,367,844	185,270,000	0.23
194,000	丸井グループ	323,679,433	184,106,000	0.23
194,000	アマダ	95,587,456	182,942,000	0.23
194,000	日清紡ホールディングス	230,412,740	181,584,000	0.23
194,000	松井証券	144,478,960	179,256,000	0.22
194,000	日産自動車	216,171,495	173,824,000	0.22
194,000	小田急電鉄	136,918,848	173,436,000	0.22
194,000	オークマ	218,195,792	173,436,000	0.22
194,000	東京建物	63,062,112	173,436,000	0.22
194,000	京成電鉄	135,343,152	171,108,000	0.21
194,000	横浜ゴム	117,519,478	166,646,000	0.21
194,000	DOWAホールディングス	178,898,500	164,318,000	0.20
194,000	コニカミノルタ	255,981,275	163,930,000	0.20
194,000	東急不動産ホールディングス	202,017,232	151,902,000	0.19
194,000	大和証券グループ本社	216,211,017	146,664,000	0.18
19,400	東日本旅客鉄道	153,443,713	145,422,400	0.18
194,000	シチズンホールディングス	181,314,608	145,306,000	0.18
291,000	日本電気硝子	347,379,072	144,918,000	0.18
194,000	凸版印刷	235,817,220	141,620,000	0.18
194,000	京王電鉄	131,641,141	141,232,000	0.18
194,000	旭化成	131,314,813	140,650,000	0.18
194,000	宝ホールディングス	130,895,760	140,068,000	0.17
194,000	J・フロント リテイリング	187,619,108	139,292,000	0.17
58,200	M S & A D インシュアランスグループホールディングス	206,576,952	136,770,000	0.17
194,000	丸紅	122,788,504	131,532,000	0.16
194,000	東京急行電鉄	130,941,500	131,338,000	0.16
194,000	日立製作所	143,643,756	129,980,000	0.16
48,500	N K S J ホールディングス	133,859,547	127,991,500	0.16
194,000	富士通	156,601,600	125,906,000	0.16
194,000	ユニーグループ・ホールディングス	180,580,418	125,518,000	0.16
194,000	千葉銀行	176,066,023	123,772,000	0.15
194,000	東レ	152,986,736	122,414,000	0.15
194,000	野村ホールディングス	364,787,888	120,862,000	0.15
19,400	明治ホールディングス	67,470,679	120,474,000	0.15
194,000	ミツミ電機	375,279,096	117,758,000	0.15
194,000	大林組	141,113,945	116,982,000	0.15
194,000	荏原製作所	90,741,383	116,400,000	0.15
194,000	清水建設	132,697,027	116,206,000	0.14

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）				
日本（続き）				
普通株式（続き）				
194,000	いすゞ自動車	83,481,796	115,430,000	0.14
19,400	日本電信電話	101,471,751	111,996,200	0.14
77,600	国際石油開発帝石	203,536,260	111,045,600	0.14
194,000	ジーエス・ユアサ コーポレーション	61,847,307	108,834,000	0.14
194,000	三菱重工業	95,398,049	108,446,000	0.14
194,000	東京瓦斯	95,649,553	108,058,000	0.13
194,000	旭硝子	260,142,274	107,282,000	0.13
194,000	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	258,452,468	106,118,000	0.13
194,000	横浜銀行	158,636,327	105,342,000	0.13
194,000	日本曹達	79,964,512	101,850,000	0.13
194,000	J Xホールディングス	90,041,872	98,164,000	0.12
194,000	ニチレイ	97,949,220	96,418,000	0.12
194,000	東武鉄道	105,460,190	95,836,000	0.12
194,000	大平洋金属	137,971,919	95,642,000	0.12
194,000	日本通運	115,171,824	93,508,000	0.12
194,000	北越紀州製紙	111,623,791	92,732,000	0.12
194,000	大成建設	80,884,030	91,568,000	0.11
194,000	東京ドーム	115,443,396	88,270,000	0.11
194,000	東ソー	95,850,593	85,360,000	0.11
194,000	住友重機械工業	174,335,476	84,002,000	0.10
194,000	大日本スクリーン製造	158,623,352	83,808,000	0.10
194,000	フジクラ	162,995,413	83,614,000	0.10
194,000	サッポロホールディングス	124,701,071	83,226,000	0.10
194,000	ふくおかフィナンシャルグループ	117,561,136	82,644,000	0.10
194,000	富士電機	93,476,559	81,868,000	0.10
194,000	マツダ	101,224,528	81,674,000	0.10
194,000	王子ホールディングス	114,370,699	81,286,000	0.10
19,400	西日本旅客鉄道	89,683,505	80,839,800	0.10
194,000	三井住友トラスト・ホールディングス	228,644,113	80,122,000	0.10
194,000	日本製鋼所	184,324,817	77,406,000	0.10
194,000	東芝	133,904,465	77,018,000	0.10
194,000	明電舎	70,029,381	75,660,000	0.09
19,400	三井住友フィナンシャルグループ	196,917,864	75,039,200	0.09
194,000	大阪瓦斯	77,820,702	74,690,000	0.09
194,000	太平洋セメント	74,688,479	74,496,000	0.09
194,000	鹿島建設	99,107,668	74,496,000	0.09
194,000	I H I	54,881,984	74,302,000	0.09
194,000	日東紡績	55,434,960	72,362,000	0.09
194,000	住友化学	148,314,488	71,974,000	0.09
194,000	住友大阪セメント	60,023,344	71,392,000	0.09
194,000	商船三井	194,461,876	70,616,000	0.09
194,000	川崎重工業	65,431,296	70,422,000	0.09
194,000	電気化学工業	86,818,449	69,258,000	0.09
194,000	N T N	155,432,159	68,094,000	0.08
194,000	東邦亜鉛	133,213,473	67,512,000	0.08
38,800	ソニーフィナンシャルホールディングス	48,160,752	63,981,200	0.08

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）				
日本（続き）				
普通株式（続き）				
38,800	平和不動産	127,052,321	59,790,800	0.07
194,000	三菱マテリアル	95,074,608	58,976,000	0.07
194,000	あおぞら銀行	35,943,952	58,394,000	0.07
194,000	日本郵船	151,265,796	56,842,000	0.07
194,000	日本電気	116,266,559	56,454,000	0.07
194,000	東海カーボン	131,334,605	56,260,000	0.07
194,000	トクヤマ	35,599,056	55,096,000	0.07
194,000	新日鐵住金	90,660,320	52,962,000	0.07
194,000	日本水産	91,397,984	51,798,000	0.06
194,000	シャープ	343,465,184	51,216,000	0.06
38,800	T & Dホールディングス	133,604,304	48,849,200	0.06
194,000	三井化学	136,916,321	47,918,000	0.06
194,000	三井金属鉱業	111,110,721	47,336,000	0.06
194,000	A N Aホールディングス	80,399,008	44,038,000	0.05
194,000	帝人	114,472,502	44,038,000	0.05
194,000	バイオニア	272,114,113	41,710,000	0.05
194,000	川崎汽船	155,913,070	41,516,000	0.05
194,000	古河電気工業	123,007,010	41,128,000	0.05
194,000	新生銀行	109,674,448	40,934,000	0.05
19,400	東宝	44,617,613	40,255,000	0.05
97,000	三菱ケミカルホールディングス	68,089,329	39,770,000	0.05
194,000	みずほフィナンシャルグループ	141,020,811	38,412,000	0.05
19,400	日本製紙	28,128,199	37,073,400	0.05
194,000	沖電気工業	58,288,198	37,054,000	0.05
194,000	古河機械金属	47,452,353	36,666,000	0.05
19,400	ジェイ エフ イー ホールディングス	84,456,545	35,890,000	0.04
194,000	三井造船	65,845,375	35,696,000	0.04
77,600	ヤフー	46,974,767	35,618,400	0.04
194,000	宇部興産	61,341,281	32,398,000	0.04
19,400	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	33,825,142	31,893,600	0.04
194,000	東洋紡	54,793,263	31,428,000	0.04
19,400	マルハニチロ	34,371,168	29,138,800	0.04
194,000	日本軽金属	15,419,733	28,324,000	0.04
19,400	第一生命保険	23,916,284	27,936,000	0.03
194,000	神戸製鋼所	66,350,409	26,190,000	0.03
194,000	昭和電工	76,133,521	25,414,000	0.03
194,000	日本板硝子	97,376,704	23,862,000	0.03
19,400	中部電力	54,231,668	22,775,600	0.03
19,400	日新製鋼	16,465,322	21,844,400	0.03
19,400	三菱自動車工業	41,858,519	19,846,200	0.02
19,400	関西電力	49,551,188	18,255,400	0.02
38,800	日立造船	32,165,338	18,080,800	0.02
19,400	S U M C O	75,263,846	14,938,000	0.02
194,000	ユニチカ	33,645,601	10,864,000	0.01
19,400	りそなホールディングス	61,494,895	9,835,800	0.01
19,400	スカパー J S A Tホールディングス	11,150,525	9,797,000	0.01

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）				
日本（続き）				
普通株式（続き）				
19,400	東京電力	55,574,235	7,430,200	0.01
19,400	双日	9,867,160	3,123,400	0.00
		<u>68,986,503,316</u>	<u>69,575,645,900</u>	<u>86.78</u>
	日本合計	<u>68,986,503,316</u>	<u>69,575,645,900</u>	<u>86.78</u>
	公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性 のある証券合計	<u>68,986,503,316</u>	<u>69,575,645,900</u>	<u>86.78</u>
	投資有価証券合計	<u>68,986,503,316</u>	<u>69,575,645,900</u>	<u>86.78</u>

(1) 数量は受益証券 / 株式の数を表す。

添付の注記は当財務書類の一部である。

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2014年 5 月20日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
日本	
情報技術	24.18
一般消費財・サービス	17.20
資本財・サービス	12.97
金融	9.37
ヘルスケア	7.65
素材	6.88
生活必需品	4.94
電気通信サービス	2.82
エネルギー	0.49
公益事業	0.28
	86.78
投資合計	86.78

[次へ](#)

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Net Assets

as at May 20, 2014

(expressed in JAPANESE YEN)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value (at cost: JPY 68,986,503,316)	2	69,575,645,900
Cash at banks		7,377,777,241
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	12	8,432,135
Margin receivable on future contracts		4,557,188,420
Receivable for subscriptions		186,217,236
Accrued income		460,269,947
Other receivable		1,120,218
Total Assets		82,166,651,097
LIABILITIES		
Bank overdraft		82,581,593
Unrealised loss on future contracts	13	872,339,000
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	12	569,424,708
Payable for repurchases		234,071,308
Accrued expenses	9	236,828,864
Total Liabilities		1,995,245,473
NET ASSETS		80,171,405,624

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class A units (in USD)	6.50	30,119,186	195,632,678
Class B units (in USD)	8.78	18,255,561	160,273,839
Class C units (in AUD)	6.15	26,897,980	165,496,457
Class D units (in AUD)	9.23	7,132,344	65,815,305
Class E units (in EUR)	5.88	1,604,365	9,441,617
Class F units (in EUR)	7.91	732,663	5,793,670
Class G units (in GBP)	5.98	243,659	1,455,881
Class H units (in GBP)	8.46	177,030	1,497,163
Class I units (in NZD)	5.89	32,569,151	191,844,144
Class J units (in NZD)	9.23	2,809,662	25,933,301
Class K units (in CAD)	5.96	426,097	2,537,491
Class L units (in CAD)	8.09	339,105	2,742,770

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Operations
for the year ended May 20, 2014
(expressed in JAPANESE YEN)

Notes

INCOME		
Income from securities lending transactions		21,698,632
Dividends received		1,062,968,547
Total Income		<u>1,084,667,179</u>
EXPENSES		
Investment Manager fees	4	349,952,106
Agent Company and Distributor fees	5, 8	437,117,924
Administrator fees	7	43,721,405
Depository fees	6	62,313,248
Correspondent bank fees		16,177,620
Management Company fees	3	26,247,420
Legal fees		1,299,842
Overseas registration fees		8,000,000
Out-of-pocket expenses		17,475,784
Professional fees		7,176,406
Subscription tax	11	41,459,614
Other expenses		668,718
Total Expenses		<u>1,011,610,087</u>
NET INVESTMENT INCOME		<u>73,057,092</u>
Net realised profit on investments		337,958,711
Net realised profit on future contracts		2,877,534,920
Net realised profit on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		<u>1,820,255,158</u>
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		<u>5,035,748,789</u>
Change in net unrealised result on investments		(5,717,471,082)
Change in net unrealised result on future contracts		(4,468,509,000)
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		<u>(1,537,646,791)</u>
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		<u>(11,723,626,873)</u>
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u><u>(6,614,820,992)</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Changes in Net Assets

for the year ended May 20, 2014

(expressed in JAPANESE YEN)

Notes

Net assets at the beginning of the year		98,511,892,264
NET INVESTMENT INCOME		73,057,092
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		5,035,748,789
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(11,723,626,873)
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		(6,614,820,992)
Proceeds from subscriptions of units		14,271,126,253
Payments for repurchase of units		(24,792,445,795)
		(10,521,319,542)
Dividend paid to unitholders	10	(1,204,346,106)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		80,171,405,624

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Changes in Units Outstanding

for the year ended May 20, 2014

(Unaudited)

Class A units

Number of units outstanding at the beginning of the year	32,508,879
Number of units issued	4,242,962
Number of units repurchased	(6,632,655)
Number of units outstanding at the end of the year	30,119,186

Class B units

Number of units outstanding at the beginning of the year	15,962,601
Number of units issued	9,914,249
Number of units repurchased	(7,621,289)
Number of units outstanding at the end of the year	18,255,561

Class C units

Number of units outstanding at the beginning of the year	32,574,726
Number of units issued	1,073,527
Number of units repurchased	(6,750,273)
Number of units outstanding at the end of the year	26,897,980

Class D units

Number of units outstanding at the beginning of the year	8,802,766
Number of units issued	1,354,506
Number of units repurchased	(3,024,928)
Number of units outstanding at the end of the year	7,132,344

Class E units

Number of units outstanding at the beginning of the year	1,833,728
Number of units issued	79,435
Number of units repurchased	(308,798)
Number of units outstanding at the end of the year	1,604,365

Class F units

Number of units outstanding at the beginning of the year	948,461
Number of units issued	116,800
Number of units repurchased	(332,598)
Number of units outstanding at the end of the year	732,663

Class G units

Number of units outstanding at the beginning of the year	314,954
Number of units issued	20,463
Number of units repurchased	(91,758)
Number of units outstanding at the end of the year	243,659

Class H units

Number of units outstanding at the beginning of the year	201,215
Number of units issued	30,210
Number of units repurchased	(54,395)
Number of units outstanding at the end of the year	177,030

Class I units

Number of units outstanding at the beginning of the year	40,265,598
Number of units issued	350,680
Number of units repurchased	(8,047,127)
Number of units outstanding at the end of the year	32,569,151

Class J units

Number of units outstanding at the beginning of the year	3,994,397
Number of units issued	114,878
Number of units repurchased	(1,299,613)
Number of units outstanding at the end of the year	2,809,662

Class K units

Number of units outstanding at the beginning of the year	498,307
Number of units issued	28,480
Number of units repurchased	(100,690)
Number of units outstanding at the end of the year	426,097

Class L units

Number of units outstanding at the beginning of the year	430,702
Number of units issued	144,690
Number of units repurchased	(236,287)
Number of units outstanding at the end of the year	339,105

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statistical Information

as at May 20, 2014

(Unaudited)

	2014	2013	2012
Net Assets at the end of the year (in JPY)	80,171,405,624	98,511,892,264	52,123,610,028
Class A units (in USD)			
Net Assets at the end of the year	195,632,678	233,607,262	167,442,161
Net Asset Value per unit at the end of the year	6.50	7.19	4.22
Class B units (in USD)			
Net Assets at the end of the year	160,273,839	152,825,044	82,751,972
Net Asset Value per unit at the end of the year	8.78	9.57	5.55
Class C units (in AUD)			
Net Assets at the end of the year	165,496,457	217,842,305	161,061,854
Net Asset Value per unit at the end of the year	6.15	6.69	3.81
Class D units (in AUD)			
Net Assets at the end of the year	65,815,305	86,910,654	53,031,305
Net Asset Value per unit at the end of the year	9.23	9.87	5.54
Class E units (in EUR)			
Net Assets at the end of the year	9,441,617	11,952,692	8,074,854
Net Asset Value per unit at the end of the year	5.88	6.52	3.87
Class F units (in EUR)			
Net Assets at the end of the year	5,793,670	8,175,498	7,926,251
Net Asset Value per unit at the end of the year	7.91	8.62	5.02
Class G units (in GBP)			
Net Assets at the end of the year	1,455,881	2,073,486	1,503,740
Net Asset Value per unit at the end of the year	5.98	6.58	3.88
Class H units (in GBP)			
Net Assets at the end of the year	1,497,163	1,845,339	1,165,865
Net Asset Value per unit at the end of the year	8.46	9.17	5.31
Class I units (in NZD)			
Net Assets at the end of the year	191,844,144	258,245,781	191,864,525
Net Asset Value per unit at the end of the year	5.89	6.41	3.70
Class J units (in NZD)			
Net Assets at the end of the year	25,933,301	39,484,949	28,084,584
Net Asset Value per unit at the end of the year	9.23	9.89	5.60
Class K units (in CAD)			
Net Assets at the end of the year	2,537,491	3,268,635	2,096,621
Net Asset Value per unit at the end of the year	5.96	6.56	3.84
Class L units (in CAD)			
Net Assets at the end of the year	2,742,770	3,776,955	2,015,939
Net Asset Value per unit at the end of the year	8.09	8.77	5.05

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2014

Note 1 - The Fund

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund (hereinafter referred to as the “Fund”) organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund (*fonds commun de placement*), is an unincorporated co-proprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the “Unitholders”) by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the “Management Company”), a company incorporated under the laws of Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in Hesperange, Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Fund are segregated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company.

The Management Company on behalf of the Fund issues twelve classes of Units (each a “Class of Units”), namely:

Class A Units denominated in USD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “Class A Units”);
Class B Units denominated in USD (with annual distributions) (hereinafter referred to as “Class B Units”);
Class C Units denominated in AUD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “Class C Units”);
Class D Units denominated in AUD (with annual distributions) (hereinafter referred to as “Class D Units”);
Class E Units denominated in EUR (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “Class E Units”);
Class F Units denominated in EUR (with annual distributions) (hereinafter referred to as “Class F Units”);
Class G Units denominated in GBP (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “Class G Units”);
Class H Units denominated in GBP (with annual distributions) (hereinafter referred to as “Class H Units”);
Class I Units denominated in NZD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “Class I Units”);
Class J Units denominated in NZD (with annual distributions) (hereinafter referred to as “Class J Units”);
Class K Units denominated in CAD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “Class K Units”);
and Class L Units denominated in CAD (with annual distributions) (hereinafter referred to as “Class L Units”),
all Units of all Classes of Units are together known as the “Units”.

The portion of the assets attributable to each Class of Units is hedged to the extent possible to the reference currency of each Class of Units.

The ownership of Units affords Unitholders the opportunity to have their investment spread over the entire range of securities held by the Fund. All Units of the same Class of Units have equal rights as to distributions, repurchase, and proceeds in a liquidation.

The Fund is organized in the Grand-Duchy of Luxembourg and qualifies under Part II of the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as may be amended (the “2010 Law”), as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers (the “2013 Law”).

The Fund was initially established for a period expiring on May 20, 2011. The duration of the Fund has however been extended for a period of five (5) years to expire on May 20, 2016.

The investment objective of the Fund is to pursue the performance of Japanese equity market trend in 6 different currencies, United States dollar, Australian dollar, Euro, United Kingdom sterling pound, New Zealand dollar and Canadian dollar.

Under normal market conditions, the Fund invests at least 90% of its total net assets in diversified Japanese equity securities and, to a limited extent, in Japanese equity index futures. The Fund uses passive investment management measures in line with the Nikkei stock price average of 225 stocks (“Nikkei 225”).

The total net assets of the 12 Classes of Units are managed in one pool (the “Common Portfolio”) and the pool is divided into 12 parts attributable to each Class of Units. Additionally, for each Class of Units, forward foreign currency contracts are entered into, in order to protect the assets attributable to the relevant Class of Units against the currency fluctuation between the relevant currency of denomination of the relevant Class of Units and JPY.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

- (a) Securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available closing price on such exchange or market. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available closing price on the stock exchange or market, which constitutes the main market for such securities is used;
- (b) Securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market are valued at their last available market price;
- (c) Securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in (a) and/or (b) is not representative of the fair market value, are valued prudently, and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices;
- (d) Cash and other liquid assets are valued at their face value with accrued interest.

In the event that extraordinary circumstances render valuations as aforesaid impracticable or inadequate, the Management Company is authorised, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in JAPANESE YEN (" JPY ") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at May 20, 2014:

1 JPY	=	0.01059	AUD
1 JPY	=	0.01071	CAD
1 JPY	=	0.00718	EUR
1 JPY	=	0.00586	GBP
1 JPY	=	0.01143	NZD
1 JPY	=	0.00985	USD

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Unrealised gains are reported as an asset and unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets

FUTURE CONTRACTS

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Unrealised gains are recorded as an asset and unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

Note 3 - Management Company fees

The Management Company is entitled to a management fee payable, out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.03% of the average daily total net assets of the Fund in JPY during the relevant quarter.

Note 4 - Investment Manager fees

The Investment Manager receives for its management and advisory services a fee out of the assets of the Fund at the end of each quarter at an annual rate of 0.40% of the average daily total net assets of the Fund in Japanese Yen during the relevant quarter.

Note 5 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.30% of the average daily total net assets of the Fund in JPY during the relevant quarter.

Note 6 - Depositary fees

The Depositary is entitled to a Depositary fee payable out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.07% of the average daily total net assets of the Fund payable in JPY. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, will be borne by the Fund or each Class of Units as appropriate.

Note 7 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive an administrator fee payable out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.05% of the average daily total net assets of the Fund payable in JPY. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Administrator, will be borne by the Fund or each Class of Units as appropriate.

Note 8 - Distributor fees

Each of the Distributor is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.20% of the average daily total net assets of the Fund in JPY during the relevant quarter attributable to the Units sold by the relevant Distributor in Japan and not repurchased during the relevant quarter.

Note 9 - Accrued expenses

	<i>JPY</i>
Investment Manager fees	83,806,510
Agent Company and Distributor fees	104,680,815
Administrator fees	10,470,389
Depositary fees	14,668,040
Management Company fees	6,285,732
Overseas registration fees	5,229,512
Out-of-pocket expenses	4,185,084
Professional fees	2,229,789
Subscription tax	5,272,993
Accrued expenses	<u>236,828,864</u>

Note 10 - Distributions

Class A, C, E, G, I and K Units

For these Classes of Units, the Management Company may declare monthly or other interim distributions out of the net investment income, and net realised and unrealised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distributions, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make stable monthly distributions to Unitholders, as of the 10th day of each month. If such day is not a Valuation Day, distribution is made to Unitholders as of the immediately preceding Valuation Day. The Management Company considers to distribute in January and July, additional amounts, considering the current Net Asset Value of each of these Classes of Units.

Class B, D, F, H, J and L Units

For these Classes of Units, the Management Company may declare annual or other interim distributions out of the net investment income, and net realised and unrealised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distributions, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make annual distributions to Unitholders, as of 10th July each year. If such day is not a Valuation Day, distribution is made to Unitholders as of the immediately preceding Valuation Day.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would fall below the equivalent in JPY of the minimum amount of the net assets of undertakings for collective investment, as required by Luxembourg law.

Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and revert to the Fund.

For the year ended May 20, 2014, the Fund distributed a total amount of JPY 1,204,346,106.

Note 11 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (*taxe d'abonnement*) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Fund nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income received from the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 12 - Forward Foreign Exchange Contracts

As at May 20, 2014, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts which were used to hedge the portion of assets attributable to each Class of Units to their respective reference currency as described in note 1:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
CAD	5,554,750	JPY	515,394,180	May 30, 2014	3,079,657
GBP	3,231,492	JPY	556,272,912	May 30, 2014	(4,514,285)
EUR	16,059,628	JPY	2,271,256,999	May 30, 2014	(35,461,708)
NZD	232,019,071	JPY	20,361,088,874	May 30, 2014	(72,631,323)
AUD	245,025,698	JPY	23,232,552,648	May 30, 2014	(102,789,305)
USD	373,189,596	JPY	38,244,022,066	May 30, 2014	(352,883,629)
JPY	25,365,694	AUD	265,899	May 30, 2014	265,483
JPY	66,342,656	NZD	756,102	May 30, 2014	226,724
JPY	35,343,680	NZD	401,745	May 30, 2014	213,866
JPY	24,666,624	USD	240,935	May 30, 2014	203,631
JPY	18,193,100	USD	177,182	May 30, 2014	203,167

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
JPY	26,056,669	USD	254,758	May 30, 2014	190,221
JPY	17,901,679	AUD	187,657	May 30, 2014	187,363
JPY	16,863,498	NZD	190,709	May 30, 2014	187,280
JPY	15,374,029	AUD	160,945	May 30, 2014	181,213
JPY	12,721,401	AUD	133,027	May 30, 2014	164,012
JPY	17,732,874	NZD	200,933	May 30, 2014	162,661
JPY	28,758,357	NZD	327,217	May 30, 2014	145,464
JPY	21,647,128	AUD	227,876	May 30, 2014	136,174
JPY	12,252,161	NZD	138,559	May 30, 2014	136,068
JPY	12,980,933	AUD	136,074	May 30, 2014	135,862
JPY	12,777,961	USD	124,688	May 30, 2014	117,908
JPY	10,534,966	USD	102,600	May 30, 2014	117,647
JPY	17,246,250	USD	168,770	May 30, 2014	110,490
JPY	25,455,012	AUD	268,505	May 30, 2014	108,824
JPY	25,989,347	AUD	274,209	May 30, 2014	104,732
JPY	29,100,656	USD	285,618	May 30, 2014	100,879
JPY	8,780,772	NZD	99,423	May 30, 2014	86,849
JPY	15,230,829	USD	149,200	May 30, 2014	82,013
JPY	12,720,967	AUD	133,912	May 30, 2014	80,023
JPY	9,495,142	USD	92,736	May 30, 2014	79,260
JPY	6,809,014	AUD	71,313	May 30, 2014	77,228
JPY	4,593,504	EUR	32,450	May 30, 2014	75,837
JPY	7,736,493	NZD	87,699	May 30, 2014	67,794
JPY	7,787,418	USD	76,065	May 30, 2014	64,288
JPY	14,724,204	AUD	155,314	May 30, 2014	62,948
JPY	6,660,763	NZD	75,472	May 30, 2014	61,211
JPY	7,233,536	USD	70,648	May 30, 2014	60,381
JPY	5,526,238	NZD	62,573	May 30, 2014	54,659
JPY	12,019,476	USD	117,850	May 30, 2014	53,704
JPY	11,670,750	AUD	123,067	May 30, 2014	53,468
JPY	10,498,180	NZD	119,450	May 30, 2014	53,101
JPY	8,024,887	USD	78,530	May 30, 2014	51,413
JPY	2,917,526	EUR	20,608	May 30, 2014	48,492
JPY	6,452,061	USD	63,082	May 30, 2014	47,102
JPY	8,474,682	NZD	96,435	May 30, 2014	42,098
JPY	18,992,232	AUD	200,772	May 30, 2014	39,875
JPY	8,225,220	AUD	86,722	May 30, 2014	38,805
JPY	7,436,269	AUD	78,404	May 30, 2014	35,083
JPY	2,138,333	AUD	22,292	May 30, 2014	34,016
JPY	3,624,488	NZD	41,069	May 30, 2014	33,247
JPY	8,702,102	NZD	99,177	May 30, 2014	29,739
JPY	6,162,156	AUD	64,979	May 30, 2014	28,264
JPY	1,634,688	AUD	17,041	May 30, 2014	26,004
JPY	3,526,281	USD	34,477	May 30, 2014	25,692
JPY	15,855,710	NZD	181,037	May 30, 2014	25,266
JPY	5,426,875	AUD	57,226	May 30, 2014	24,892

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
JPY	1,759,040	AUD	18,423	May 30, 2014	19,951
JPY	2,278,502	EUR	16,229	May 30, 2014	19,016
JPY	4,136,205	AUD	43,616	May 30, 2014	18,950
JPY	1,985,818	NZD	22,501	May 30, 2014	18,249
JPY	1,897,070	USD	18,510	May 30, 2014	17,598
JPY	21,124,755	NZD	241,382	May 30, 2014	17,516
JPY	4,954,174	USD	48,624	May 30, 2014	17,174
JPY	3,005,416	USD	29,440	May 30, 2014	16,183
JPY	2,563,665	NZD	29,140	May 30, 2014	15,513
JPY	3,558,022	AUD	37,540	May 30, 2014	14,338
JPY	2,968,750	AUD	31,305	May 30, 2014	13,616
JPY	1,462,880	USD	14,274	May 30, 2014	13,570
JPY	5,334,320	USD	52,407	May 30, 2014	13,217
JPY	3,490,238	USD	34,252	May 30, 2014	12,430
JPY	15,416,290	EUR	110,646	May 30, 2014	12,299
JPY	2,750,940	USD	26,972	May 30, 2014	12,291
JPY	3,521,053	USD	34,558	May 30, 2014	12,206
JPY	5,925,190	AUD	62,655	May 30, 2014	10,681
JPY	5,736,746	AUD	60,662	May 30, 2014	10,342
JPY	510,312	EUR	3,594	May 30, 2014	9,879
JPY	1,033,431	USD	10,084	May 30, 2014	9,536
JPY	1,639,318	USD	16,058	May 30, 2014	8,828
JPY	1,038,578	GBP	6,041	May 30, 2014	7,085
JPY	2,949,351	NZD	33,648	May 30, 2014	7,027
JPY	1,499,154	USD	14,713	May 30, 2014	5,197
JPY	13,009,243	NZD	148,716	May 30, 2014	5,038
JPY	26,624,304	GBP	155,908	May 30, 2014	3,856
JPY	355,550	AUD	3,727	May 30, 2014	3,721
JPY	988,690	USD	9,702	May 30, 2014	3,521
JPY	2,105,433	CAD	22,524	May 30, 2014	3,053
JPY	394,238	NZD	4,475	May 30, 2014	2,922
JPY	418,972	GBP	2,437	May 30, 2014	2,858
JPY	592,688	AUD	6,258	May 30, 2014	1,905
JPY	184,072	USD	1,796	May 30, 2014	1,698
JPY	986,588	NZD	11,264	May 30, 2014	1,573
JPY	648,980	NZD	7,404	May 30, 2014	1,546
JPY	1,176,393	EUR	8,443	May 30, 2014	939
JPY	2,989,520	USD	29,436	May 30, 2014	730
JPY	269,974	USD	2,652	May 30, 2014	669
JPY	2,681,184	USD	26,400	May 30, 2014	655
JPY	398,401	CAD	4,262	May 30, 2014	516
JPY	27,822	CAD	297	May 30, 2014	41
JPY	230,152	CAD	2,466	May 30, 2014	(81)
JPY	893,200	USD	8,799	May 30, 2014	(283)
JPY	1,651,912	USD	16,274	May 30, 2014	(523)
JPY	1,100,959	EUR	7,920	May 30, 2014	(1,738)

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
JPY	14,877,283	NZD	170,189	May 30, 2014	(4,583)
JPY	8,967,001	USD	88,438	May 30, 2014	(12,450)
JPY	9,916,981	USD	97,807	May 30, 2014	(13,769)
JPY	10,902,144	AUD	115,890	May 30, 2014	(37,607)
JPY	12,971,685	AUD	137,889	May 30, 2014	(44,745)
JPY	14,793,218	NZD	169,704	May 30, 2014	(46,230)
USD	543,969	JPY	55,213,523	May 30, 2014	17,481
USD	122,292	JPY	12,399,496	May 30, 2014	17,217
USD	226,861	JPY	23,026,696	May 30, 2014	7,291
USD	961	JPY	97,486	May 30, 2014	135
USD	1,159	JPY	117,769	May 30, 2014	(29)
AUD	637	JPY	60,547	May 30, 2014	(381)
NZD	1,889	JPY	165,754	May 30, 2014	(566)
USD	3,094	JPY	314,969	May 30, 2014	(781)
AUD	921	JPY	87,952	May 30, 2014	(998)
GBP	865	JPY	149,273	May 30, 2014	(1,521)
USD	1,784	JPY	183,217	May 30, 2014	(2,046)
AUD	4,938	JPY	468,426	May 30, 2014	(2,210)
USD	2,664	JPY	273,033	May 30, 2014	(2,519)
USD	9,747	JPY	993,117	May 30, 2014	(3,442)
USD	8,816	JPY	902,707	May 30, 2014	(7,535)
USD	330,006	JPY	33,514,800	May 30, 2014	(8,193)
USD	14,236	JPY	1,457,556	May 30, 2014	(12,033)
AUD	27,766	JPY	2,633,475	May 30, 2014	(12,425)
NZD	63,754	JPY	5,588,244	May 30, 2014	(13,313)
USD	56,153	JPY	5,721,848	May 30, 2014	(20,377)
USD	54,298	JPY	5,542,943	May 30, 2014	(29,847)
GBP	26,258	JPY	4,515,000	May 30, 2014	(31,572)
USD	57,279	JPY	5,864,141	May 30, 2014	(48,411)
USD	149,275	JPY	15,210,613	May 30, 2014	(54,170)
EUR	101,157	JPY	14,201,460	May 30, 2014	(118,521)
AUD	562,801	JPY	53,341,875	May 30, 2014	(214,958)
USD	419,411	JPY	42,980,821	May 30, 2014	(396,601)
					(560,992,573)

Note 13 - Open Future Contracts

As at May 20, 2014, the Fund had the following open future contracts:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in JPY	Unrealised Loss in JPY
<i>Long Positions</i>					
JPY	811	FUT NIKKEI 225 OSE	June 2014	11,402,660,000	(872,339,000)
				11,402,660,000	(872,339,000)
					(872,339,000)

Note 14 - Securities lending

The Management Company has appointed Nomura Bank (Luxembourg) S.A. as securities Lending Agent by an agreement dated June 19, 2006. Security lending income is fixed under such agreement and is recorded on a daily basis in arrears. As at May 20, 2014, the Fund had lent securities with a market value of JPY 19,546,067,860. Cash collateral is received and held by the Lending Agent for an amount equivalent to 105% of the market value of the securities lent.

Note 15 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer, stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

Transaction costs recorded by the Fund during the year ended May 20, 2014 to brokers amounted to JPY 1,953.

Transaction costs are included in the cost of investments.

[次へ](#)

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Investments

as at May 20, 2014

(expressed in JAPANESE YEN)

Quantity ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING				
JAPAN				
ORDINARY SHARE				
194,000	FAST RETAILING CO LTD	1,848,365,440	6,167,260,000	7.70
582,000	SOFTBANK CORP	1,599,544,153	3,955,272,000	4.94
194,000	FANUC CORPORATION	1,913,026,431	3,269,870,000	4.09
388,000	KDDI CORP	1,302,417,505	2,111,108,000	2.64
388,000	KYOCERA CORP	1,695,144,721	1,732,032,000	2.17
388,000	HONDA MOTOR CO LTD	1,301,752,097	1,319,976,000	1.66
194,000	TOKYO ELECTRON LTD	1,332,730,385	1,201,054,000	1.51
194,000	SECOM CO LTD	1,106,690,399	1,194,070,000	1.50
970,000	ASTELLAS PHARMA INC	865,156,309	1,188,250,000	1.49
194,000	SHIN-ETSU CHEMICAL CO LTD	1,190,213,615	1,155,076,000	1.45
194,000	DAIKIN INDUSTRIES LTD	753,086,267	1,093,966,000	1.36
194,000	TOYOTA MOTOR CORP	1,102,955,393	1,060,792,000	1.32
291,000	CANON INC	1,378,489,265	971,940,000	1.21
194,000	NITTO DENKO CORP	1,446,715,728	901,712,000	1.12
194,000	TAKEDA PHARMACEUTICAL CO LTD	1,232,284,048	870,672,000	1.09
194,000	SUMITOMO REALTY & DEV CO LTD	467,088,897	853,794,000	1.06
194,000	DENSO CORP	723,250,816	837,110,000	1.04
194,000	TDK CORP	1,597,839,951	796,370,000	0.99
194,000	EISAI CO LTD	890,362,160	792,490,000	0.99
194,000	KAO CORP	575,470,593	777,358,000	0.97
388,000	TERUMO CORP	795,996,532	770,956,000	0.96
194,000	SEVEN & I HOLDINGS CO LTD	731,138,144	768,822,000	0.96
194,000	DENTSU	601,942,031	764,360,000	0.95
194,000	NTT DATA CORP	896,744,365	707,130,000	0.88
194,000	BRIDGESTONE CORP	439,464,086	656,884,000	0.82
194,000	MITSUI FUDOSAN CO LTD	429,972,253	634,768,000	0.79
194,000	JAPAN TOBACCO INC	399,748,176	628,172,000	0.78
194,000	TREND MICRO INC	755,623,263	614,010,000	0.77
194,000	OLYMPUS CORP	618,567,037	586,850,000	0.73
194,000	JGC CORP	383,674,250	557,944,000	0.70
194,000	ASAHI GROUP HOLDINGS	310,634,874	557,556,000	0.70
194,000	SUZUKI MOTOR CORP	477,004,962	549,990,000	0.69
194,000	CHUGAI PHARMACEUTICAL CO LTD	430,598,944	522,830,000	0.65
194,000	TOYOTA TSUSHO CORP	520,433,654	502,654,000	0.63
194,000	FUJIFILM HOLDINGS CORP	751,162,813	494,700,000	0.62
194,000	MITSUBISHI ESTATE CO LTD	432,492,160	474,718,000	0.59
194,000	FUJI HEAVY INDUSTRIES LTD	114,097,925	468,898,000	0.58
194,000	KONAMI CO LTD	522,938,977	444,260,000	0.55
194,000	KOMATSU LTD	414,505,908	434,366,000	0.54
388,000	ADVANTEST CORP	1,744,724,976	423,696,000	0.53
194,000	YAMATO HOLDINGS CO LTD	351,312,305	422,726,000	0.53
194,000	KIKKOMAN CORP	240,968,318	397,894,000	0.50

Statement of Investments (continued)

Quantity ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
JAPAN (CONTINUED)				
ORDINARY SHARE (CONTINUED)				
194,000	NGK INSULATORS LTD	375,024,884	390,134,000	0.49
194,000	MITSUBISHI CORP	493,068,333	381,210,000	0.48
194,000	HITACHI CONST MACH CO LTD	459,158,570	364,138,000	0.45
194,000	SHIONOGI & CO LTD	339,098,782	362,586,000	0.45
194,000	DAIWA HOUSE INDUSTRY CO LTD	299,684,063	361,034,000	0.45
194,000	NIPPON MEAT PACKER INC	241,194,529	354,438,000	0.44
194,000	CREDIT SAISON CO LTD	850,115,344	345,902,000	0.43
194,000	COMSYS HOLDINGS CORP	248,601,535	345,126,000	0.43
194,000	SHISEIDO CO LTD	414,887,330	327,666,000	0.41
194,000	DAIICHI SANKYO CO LTD	492,996,721	327,472,000	0.41
194,000	SONY CORP	885,130,624	315,250,000	0.39
194,000	SUMITOMO METAL MINING CO LTD	294,804,966	308,072,000	0.38
194,000	NIKON CORP	423,414,401	302,446,000	0.38
194,000	YAMAHA CORP	379,998,831	295,462,000	0.37
194,000	MITSUMI & CO LTD	329,032,256	294,298,000	0.37
194,000	AJINOMOTO CO INC	228,626,031	293,328,000	0.37
194,000	NISSAN CHEMICAL INDUSTRIES LTD	283,735,540	288,672,000	0.36
97,000	TOKIO MARINE HOLDINGS INC	389,552,920	285,083,000	0.36
194,000	JTEKT CORP	375,639,183	280,912,000	0.35
194,000	DAINIPPON SUMITOMO PHARMA CO LTD	209,220,641	280,524,000	0.35
194,000	TOYO SEIKAN GROUP HOLDINGS LTD	367,161,105	279,942,000	0.35
194,000	KIRIN HOLDINGS CO LTD	283,828,914	271,988,000	0.34
194,000	MITSUBISHI LOGISTICS CORP	299,372,704	270,824,000	0.34
194,000	KUBOTA CORP	176,743,512	263,258,000	0.33
194,000	SUMITOMO ELECTRIC IND LTD	304,583,265	256,274,000	0.32
194,000	ISETAN MITSUKOSHI HOLDINGS LTD	222,374,491	251,230,000	0.31
194,000	TOTO LTD	186,379,073	249,678,000	0.31
194,000	SUMITOMO CORP	280,956,111	248,708,000	0.31
19,400	CENTRAL JAPAN RAILWAY CO	132,067,576	247,447,000	0.31
194,000	SEKISUI HOUSE LTD	268,605,927	244,440,000	0.30
194,000	HINO MOTORS LTD	131,838,015	244,246,000	0.30
194,000	CASIO COMPUTER CO LTD	333,089,245	241,724,000	0.30
194,000	YOKOGAWA ELECTRIC CORP	300,729,524	239,396,000	0.30
194,000	AEON CO LTD	429,645,715	237,068,000	0.30
194,000	KYOWA HAKKO KIRIN CO LTD	175,021,768	233,964,000	0.29
194,000	NIPPON KAYAKU CO LTD	167,700,739	231,830,000	0.29
194,000	KURARAY CO LTD	235,667,489	228,920,000	0.29
194,000	NISSHIN SEIFUN GROUP INC	205,944,737	225,622,000	0.28
194,000	CHIYODA CORP	371,381,886	225,234,000	0.28
194,000	ITOCHU CORP	183,539,844	225,234,000	0.28
194,000	RICOH CO LTD	384,828,783	222,324,000	0.28
194,000	YASKAWA ELECTRIC CORPORATION	187,855,219	220,966,000	0.28
194,000	ALPS ELECTRIC CO LTD	283,442,129	216,698,000	0.27
194,000	NSK LIMITED	159,583,568	214,952,000	0.27
194,000	TAIYO YUDEN CO LTD	275,956,868	214,758,000	0.27

Statement of Investments (continued)

Quantity ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
JAPAN (CONTINUED)				
ORDINARY SHARE (CONTINUED)				
194,000	mitsubishi electric corp	171,962,838	210,490,000	0.26
194,000	panasonic corp	433,882,527	201,760,000	0.25
194,000	showa shell sekiryu kk	245,954,257	195,940,000	0.24
194,000	takashimaya co ltd	285,508,203	192,254,000	0.24
194,000	dai nippon printing co ltd	347,557,649	188,956,000	0.24
194,000	minebea co ltd	121,118,187	188,374,000	0.23
194,000	shizuoka bank ltd	224,367,844	185,270,000	0.23
194,000	marui group co ltd	323,679,433	184,106,000	0.23
194,000	amada co ltd	95,587,456	182,942,000	0.23
194,000	nisshinbo holdings inc	230,412,740	181,584,000	0.23
194,000	matsui securities co ltd	144,478,960	179,256,000	0.22
194,000	nisson motor co ltd	216,171,495	173,824,000	0.22
194,000	odakyu electric railway co ltd	136,918,848	173,436,000	0.22
194,000	okuma corp	218,195,792	173,436,000	0.22
194,000	tokyo tatemono co ltd	63,062,112	173,436,000	0.22
194,000	keisei electric railway co ltd	135,343,152	171,108,000	0.21
194,000	yokohama rubber co ltd	117,519,478	166,646,000	0.21
194,000	dowa holdings co ltd	178,898,500	164,318,000	0.20
194,000	konica minolta inc	255,981,275	163,930,000	0.20
194,000	tokyo fudosan holdings corp	202,017,232	151,902,000	0.19
194,000	daiwa securities group inc	216,211,017	146,664,000	0.18
19,400	east japan railway co	153,443,713	145,422,400	0.18
194,000	citizen holdings	181,314,608	145,306,000	0.18
291,000	nippon electric glass co ltd	347,379,072	144,918,000	0.18
194,000	toppan printing co ltd	235,817,220	141,620,000	0.18
194,000	keio corp	131,641,141	141,232,000	0.18
194,000	asaahi kasei corporation	131,314,813	140,650,000	0.18
194,000	takara holdings inc	130,895,760	140,068,000	0.17
194,000	j.front retailing co ltd	187,619,108	139,292,000	0.17
58,200	ms&ad insurance group holdings	206,576,952	136,770,000	0.17
194,000	marubeni corp	122,788,504	131,532,000	0.16
194,000	tokyo corp	130,941,500	131,338,000	0.16
194,000	hitachi ltd	143,643,756	129,980,000	0.16
48,500	nksj holdings inc	133,859,547	127,991,500	0.16
194,000	fujitsu ltd	156,601,600	125,906,000	0.16
194,000	uny group holdings co ltd	180,580,418	125,518,000	0.16
194,000	chiba bank ltd	176,066,023	123,772,000	0.15
194,000	toray industries inc	152,986,736	122,414,000	0.15
194,000	nomura holdings inc	364,787,888	120,862,000	0.15
19,400	meiji holding co ltd	67,470,679	120,474,000	0.15
194,000	mitsumi electric co ltd	375,279,096	117,758,000	0.15
194,000	obayashi corp	141,113,945	116,982,000	0.15
194,000	ebara corp	90,741,383	116,400,000	0.15
194,000	shimizu corp	132,697,027	116,206,000	0.14
194,000	isuzu motors ltd	83,481,796	115,430,000	0.14

Statement of Investments (continued)

Quantity ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
JAPAN (CONTINUED)				
ORDINARY SHARE (CONTINUED)				
19,400	NIPPON TELG & TEL CORP NTT	101,471,751	111,996,200	0.14
77,600	INPEX CORP	203,536,260	111,045,600	0.14
194,000	GS YUASA CORP	61,847,307	108,834,000	0.14
194,000	MITSUBISHI HEAVY IND LTD	95,398,049	108,446,000	0.14
194,000	TOKYO GAS CO LTD	95,649,553	108,058,000	0.13
194,000	ASAHI GLASS CO LTD	260,142,274	107,282,000	0.13
194,000	MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP	258,452,468	106,118,000	0.13
194,000	BANK OF YOKOHAMA LTD	158,636,327	105,342,000	0.13
194,000	NIPPON SODA CO LTD	79,964,512	101,850,000	0.13
194,000	JX HOLDINGS INC	90,041,872	98,164,000	0.12
194,000	NICHIREI CORP	97,949,220	96,418,000	0.12
194,000	TOBU RAILWAY CO LTD	105,460,190	95,836,000	0.12
194,000	PACIFIC METAL CO LTD	137,971,919	95,642,000	0.12
194,000	NIPPON EXPRESS	115,171,824	93,508,000	0.12
194,000	HOKUETSU KISHU PAPER CO LTD	111,623,791	92,732,000	0.12
194,000	TAISEI CORP	80,884,030	91,568,000	0.11
194,000	TOKYO DOME CORP	115,443,396	88,270,000	0.11
194,000	TOSOH CORP	95,850,593	85,360,000	0.11
194,000	SUMITOMO HEAVY IND	174,335,476	84,002,000	0.10
194,000	DAINIPPON SCREEN MFG CO LTD	158,623,352	83,808,000	0.10
194,000	FUJIKURA LTD	162,995,413	83,614,000	0.10
194,000	SAPPORO HOLDINGS LTD	124,701,071	83,226,000	0.10
194,000	FUKUOKA FINANCIAL GROUP INC	117,561,136	82,644,000	0.10
194,000	FUJI ELECTRIC CO LTD	93,476,559	81,868,000	0.10
194,000	MAZDA MOTOR CORP	101,224,528	81,674,000	0.10
194,000	OJI HOLDINGS CORPORATION	114,370,699	81,286,000	0.10
19,400	WEST JAPAN RAILWAY COMPANY	89,683,505	80,839,800	0.10
194,000	SUMITOMO MITSUI TRUST HOLDINGS INC	228,644,113	80,122,000	0.10
194,000	JAPAN STEEL WORKS LTD	184,324,817	77,406,000	0.10
194,000	TOSHIBA CORP	133,904,465	77,018,000	0.10
194,000	MEIDENSHA CORP	70,029,381	75,660,000	0.09
19,400	SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP INC	196,917,864	75,039,200	0.09
194,000	OSAKA GAS CO LTD	77,820,702	74,690,000	0.09
194,000	TAIHEIYO CEMENT CORP	74,688,479	74,496,000	0.09
194,000	KAJIMA CORP	99,107,668	74,496,000	0.09
194,000	IHI CORPORATION	54,881,984	74,302,000	0.09
194,000	NITTO BOSEKI CO LTD	55,434,960	72,362,000	0.09
194,000	SUMITOMO CHEMICAL CO LTD	148,314,488	71,974,000	0.09
194,000	SUMITOMO OSAKA CEMENT CO LTD	60,023,344	71,392,000	0.09
194,000	MITSUMI O.S.K. LINES LTD	194,461,876	70,616,000	0.09
194,000	KAWASAKI HEAVY INDUSTRIES LTD	65,431,296	70,422,000	0.09
194,000	DENKI KAGAKU KOGYO	86,818,449	69,258,000	0.09
194,000	NTN CORP	155,432,159	68,094,000	0.08
194,000	TOHO ZINC CO LTD	133,213,473	67,512,000	0.08
38,800	SONY FINANCIAL HOLDING INC	48,160,752	63,981,200	0.08

Statement of Investments (continued)

Quantity ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
JAPAN (CONTINUED)				
ORDINARY SHARE (CONTINUED)				
38,800	HEIWA REAL ESTATE CO LTD	127,052,321	59,790,800	0.07
194,000	MITSUBISHI MATERIAL CORP	95,074,608	58,976,000	0.07
194,000	AOZORA BANK LTD	35,943,952	58,394,000	0.07
194,000	NIPPON YUSEN KK	151,265,796	56,842,000	0.07
194,000	NEC CORP	116,266,559	56,454,000	0.07
194,000	TOKAI CARBON CO LTD	131,334,605	56,260,000	0.07
194,000	TOKUYAMA CORP	35,599,056	55,096,000	0.07
194,000	NIPPON STEEL & SUMITOMO METAL CORP	90,660,320	52,962,000	0.07
194,000	NIPPON SUISAN KAISHA LTD	91,397,984	51,798,000	0.06
194,000	SHARP CORP	343,465,184	51,216,000	0.06
38,800	T&D HOLDINGS INC	133,604,304	48,849,200	0.06
194,000	mitsui chemicals inc	136,916,321	47,918,000	0.06
194,000	mitsui mining & smelting co ltd	111,110,721	47,336,000	0.06
194,000	ANA HOLDINGS CO LTD	80,399,008	44,038,000	0.05
194,000	TEIJIN LTD	114,472,502	44,038,000	0.05
194,000	PIONEER CORP	272,114,113	41,710,000	0.05
194,000	KAWASAKI KISEN KAISHA LTD	155,913,070	41,516,000	0.05
194,000	FURUKAWA ELECTRIC CO LTD	123,007,010	41,128,000	0.05
194,000	SHINSEI BANK LTD	109,674,448	40,934,000	0.05
19,400	TOHO CO LTD	44,617,613	40,255,000	0.05
97,000	MITSUBISHI CHEMICAL HOLDINGS	68,089,329	39,770,000	0.05
194,000	MIZUHO FINANCIAL GROUP INC	141,020,811	38,412,000	0.05
19,400	NIPPON PAPER INDUSTRIES CO LTD	28,128,199	37,073,400	0.05
194,000	OKI ELECTRIC INDUSTRY CO LTD	58,288,198	37,054,000	0.05
194,000	FURUKAWA CO	47,452,353	36,666,000	0.05
19,400	JFE HOLDINGS INC	84,456,545	35,890,000	0.04
194,000	mitsui engineering & shipbuilding	65,845,375	35,696,000	0.04
77,600	YAHOO JAPAN CORP	46,974,767	35,618,400	0.04
194,000	UBE INDUSTRIES LTD	61,341,281	32,398,000	0.04
19,400	NTT DOCOMO	33,825,142	31,893,600	0.04
194,000	TOYOCO COMPANY LIMITED	54,793,263	31,428,000	0.04
19,400	MARUHA NICHIRO CORP	34,371,168	29,138,800	0.04
194,000	NIPPON LIGHT METAL HLDG CO LTD	15,419,733	28,324,000	0.04
19,400	DAI-ICHI LIFE INSURANCE CO LTD	23,916,284	27,936,000	0.03
194,000	KOBE STEEL LTD	66,350,409	26,190,000	0.03
194,000	SHOWA DENKO KK	76,133,521	25,414,000	0.03
194,000	NIPPON SHEET GLASS CO LTD	97,376,704	23,862,000	0.03
19,400	CHUBU ELEC POWER CO INC	54,231,668	22,775,600	0.03
19,400	NISSHIN STEEL CO LTD	16,465,322	21,844,400	0.03
19,400	MITSUBISHI MOTORS CORP	41,858,519	19,846,200	0.02
19,400	KANSAI ELECTRIC POWER CO INC	49,551,188	18,255,400	0.02
38,800	HITACHI ZOSEN CORPORATION	32,165,338	18,080,800	0.02
19,400	SUMCO CORP	75,263,846	14,938,000	0.02
194,000	UNITIKA LTD	33,645,601	10,864,000	0.01
19,400	RESONA HOLDINGS INC	61,494,895	9,835,800	0.01

Statement of Investments (continued)

Quantity ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
JAPAN (CONTINUED)				
ORDINARY SHARE (CONTINUED)				
19,400	SKY PERFECT JSAT HOLDINGS INC	11,150,525	9,797,000	0.01
19,400	TOKYO ELECTRIC POWER CO INC	55,574,235	7,430,200	0.01
19,400	SOJITZ CORPORATION	9,867,160	3,123,400	0.00
		<u>68,986,503,316</u>	<u>69,575,645,900</u>	<u>86.78</u>
	Total JAPAN	<u>68,986,503,316</u>	<u>69,575,645,900</u>	<u>86.78</u>
	Total TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING	<u>68,986,503,316</u>	<u>69,575,645,900</u>	<u>86.78</u>
	Total Investments	<u>68,986,503,316</u>	<u>69,575,645,900</u>	<u>86.78</u>

⁽¹⁾ Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Economic and Geographical Division of Investments

as at May 20, 2014

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
JAPAN	
Information Technology	24.18
Consumer Discretionary	17.20
Industrials	12.97
Financials	9.37
Health Care	7.65
Materials	6.88
Consumer Staples	4.94
Telecommunication Services	2.82
Energy	0.49
Utilities	0.28
	86.78
Total Investments	86.78

(2) 【2013年 5 月20日終了年度】

【貸借対照表】

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド

純資産計算書

2013年 5 月20日現在

(日本円で表示)

注記

資産

投資有価証券 - 時価 (取得価額 : 73,089,041,834円)	2	79,395,655,500
銀行預金		12,112,966,001
先物契約未実現利益	10	3,596,170,000
先渡為替契約未実現利益	9	1,443,192,661
先物契約未収証拠金		2,679,653,500
受益証券発行未収金		736,889,618
未収収益		482,947,298
その他の未収金		1,030,018
資産合計		100,448,504,596

負債

当座借越		218,563,583
先渡為替契約未実現損失	9	466,538,443
受益証券買戻未払金		1,015,041,437
未払費用	6	236,468,869
負債合計		1,936,612,332

純資産

98,511,892,264

以下のように受益証券によって表象される。

	1 口当たり純資産価格	発行済受益証券数 (口数)	純資産
A コース証券 (米ドル建て)	7.19	32,508,879	233,607,262
B コース証券 (米ドル建て)	9.57	15,962,601	152,825,044
C コース証券 (豪ドル建て)	6.69	32,574,726	217,842,305
D コース証券 (豪ドル建て)	9.87	8,802,766	86,910,654
E コース証券 (ユーロ建て)	6.52	1,833,728	11,952,692
F コース証券 (ユーロ建て)	8.62	948,461	8,175,498
G コース証券 (英ポンド建て)	6.58	314,954	2,073,486
H コース証券 (英ポンド建て)	9.17	201,215	1,845,339
I コース証券 (NZ ドル建て)	6.41	40,265,598	258,245,781
J コース証券 (NZ ドル建て)	9.89	3,994,397	39,484,949
K コース証券 (カナダドル建て)	6.56	498,307	3,268,635
L コース証券 (カナダドル建て)	8.77	430,702	3,776,955

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

運用計算書

2013年5月20日に終了した年度

（日本円で表示）

注記

収益

貸付証券受領収益	16,190,130
受領配当金	1,064,509,099
収益合計	1,080,699,229

費用

投資顧問報酬	3	252,822,072
代行協会員報酬および販売会社報酬	4	315,803,553
管理事務代行報酬	5	31,587,040
保管報酬	5	45,007,416
コルレス銀行報酬		14,702,365
管理報酬	3	18,962,368
法務報酬		1,029,256
海外登録費用		8,000,000
現金支出費		12,625,868
専門家報酬		4,061,887
年次税	8	38,001,501
その他の費用		518,290

費用合計	743,121,616
------	-------------

純投資収益	337,577,613
-------	-------------

投資対象証券実現純損失	(2,454,098,044)
-------------	-----------------

先物契約実現純利益	1,454,696,800
-----------	---------------

外貨および先渡為替契約実現純利益	13,872,714,428
------------------	----------------

当期実現純利益	12,873,313,184
---------	----------------

投資対象証券未実現純損益の変動	37,623,518,397
-----------------	----------------

先物契約未実現純損益の変動	3,906,920,000
---------------	---------------

先渡為替契約未実現純損益の変動	3,935,621,404
-----------------	---------------

当期末実現純利益	45,466,059,801
----------	----------------

運用の結果による純資産の純増加	58,676,950,598
-----------------	----------------

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド

財務書類に対する注記

2013年5月20日現在

注1 - ファンド

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託（"fonds commun de placement"）としてルクセンブルグにおいて設定されたノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド（以下「ファンド」という。）は、譲渡性のある証券およびその他の資産からなる非法人形態の共有体であり、ルクセンブルグの法律に基づいて設立されルクセンブルグに登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

管理会社は、ファンドのために、12種類のクラス受益証券を発行している。すなわち、

米ドル建てのAコース証券（分配型）（以下「Aコース証券」という。）、
米ドル建てのBコース証券（成長型）（以下「Bコース証券」という。）、
豪ドル建てのCコース証券（分配型）（以下「Cコース証券」という。）、
豪ドル建てのDコース証券（成長型）（以下「Dコース証券」という。）、
ユーロ建てのEコース証券（分配型）（以下「Eコース証券」という。）、
ユーロ建てのFコース証券（成長型）（以下「Fコース証券」という。）、
英ポンド建てのGコース証券（分配型）（以下「Gコース証券」という。）、
英ポンド建てのHコース証券（成長型）（以下「Hコース証券」という。）、
NZドル建てのIコース証券（分配型）（以下「Iコース証券」という。）、
NZドル建てのJコース証券（成長型）（以下「Jコース証券」という。）、
カナダドル建てのKコース証券（分配型）（以下「Kコース証券」という。）、および
カナダドル建てのLコース証券（成長型）（以下「Lコース証券」という。）である。

全コース証券の全受益証券を、合わせて「ファンド証券」という。

各コース証券に帰属するファンド資産は、日本円を売り各コース証券の表示通貨を買う為替取引を（可能な範囲で）行う。

ファンド証券の所有権は、ファンドが保有する広範囲にわたる有価証券に投資する機会を受益者に与える。同じコース証券の受益証券はすべて、分配、買戻しおよび清算手取金に関して同等の権利を有する。

ファンドは、ルクセンブルグにおいて設定され、投資信託に関する2010年12月17日法のパート Ⅱの下で適格である。

ファンドの存続期間は、2016年5月20日までの期間で設定されている。

ファンドの投資目的は、日本の株式市場のパフォーマンスを、異なる6つの外貨（米ドル、豪ドル、ユーロ、英ポンド、NZドルおよびカナダドル）で追求することである。

通常の市場環境においては、ファンドはその純資産総額の少なくとも90%を、日経平均株価「日経225」に沿うパッシブ（受動的）な投資方法に基づき、日本の株式に分散投資し、一定の範囲において日本株の株価指数先物取引にも投資する。

12のコースの全資産は、一つのプール（「共通ポートフォリオ」）で運用され、プール内の資産は、各々のコースの純資産総額に基づき12のコースに帰属する。さらに、ファンドの各コースは、日本円を売り各々の表示通貨を買う為替取引を行うために、為替先渡取引を利用する。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価される。有価証券が数ヵ所の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値が用いられる。
- 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- 相場価格が入手できないか、または上記a)および/またはb)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格に基づき評価される。
- 現金およびその他の流動資産は、額面額に発生した利息を加え評価される。

異常な事態により、上述の評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は当該通貨で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在で適用される為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な実勢為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建て投資証券取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、投資証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資証券による実現および未実現損益に計上される。

2013年5月20日現在の為替レート

1 円	=	0.01003	豪ドル
1 円	=	0.00999	カナダドル
1 円	=	0.00760	ユーロ
1 円	=	0.00641	英ポンド
1 円	=	0.01208	N Z ドル
1 円	=	0.00978	米ドル

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するように先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現利益は純資産計算書上で資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。契約が終結する時、ファンドはクロージング取引からの手取金（または費用）とファンドの約定ベースとの間の差額に等しい実現損益を計上する。

注 3 - 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.03%の管理報酬を日本円でファンドの純資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

投資顧問会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.40%の投資顧問報酬を日本円でファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注 4 - 代行協会員報酬および販売会社報酬

日本における代行協会員は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.30%の報酬を日本円でファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

日本における販売会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.20%の報酬を日本円でファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注 5 - 保管報酬および管理事務代行報酬

保管受託銀行は、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.07%の保管報酬を日本円でファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用は、ファンドまたは各コース証券が適切に負担する。

管理事務代行会社は、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.05%の管理事務代行報酬を日本円でファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。管理事務代行会社が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）は、ファンドまたは各コース証券が適切に負担する。

注 6 - 未払費用

	(日本円)
投資顧問報酬	83,324,102
代行協会員報酬および販売会社報酬	104,083,091
管理事務代行報酬	10,410,459
保管報酬	14,583,490
管理報酬	6,249,537
海外登録費用	6,004,694
現金支出費	3,565,769
年次税	8,247,727
未払費用	236,468,869

注 7 - 分配

Aコース証券、Cコース証券、Eコース証券、Gコース証券、Iコース証券、Kコース証券

当該コース証券に関して、管理会社は、純投資収益および実現・未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から毎月または随時分配を宣言することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なその他の資金からも分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、安定的な月次分配を行う予定である。毎月10日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配が行われる。管理会社は、1月および7月に、当該各コース証券の純資産額を勘案して追加的に分配を行う場合がある。

Bコース証券、Dコース証券、Fコース証券、Hコース証券、Jコース証券、Lコース証券

当該コース証券に関して、管理会社は、純投資収益および実現・未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から毎年または随時分配を宣言することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なその他の資金からも分配を行うことができる。

管理会社は、毎年7月10日現在の受益者に対して年次分配を行う予定である。7月10日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配が行われる。

分配の結果、ファンドの純資産総額が最低額である1,250,000ユーロを下回る場合には、分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2013年5月20日に終了した年度に、ファンドは総額1,348,467,929円を分配した。

注 8 - 税金

ファンドは、ルクセンブルグの法令に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産に対し年率0.05%の年次税（*taxe d'abonnement*）を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注 9 - 先渡為替契約

2013年5月20日現在、ファンドは、注1に記述のとおり各コース証券に属する資産の為替取引を行うために利用した、以下の未決済先渡為替契約を有していた。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
米ドル	14,606,714	日本円	1,476,061,171	2013年5月31日	17,834,468
米ドル	5,818,312	日本円	579,809,133	2013年5月31日	15,256,297
米ドル	4,044,443	日本円	400,359,080	2013年5月31日	13,284,717
ユーロ	309,173	日本円	40,050,055	2013年5月31日	630,285
カナダドル	151,766	日本円	14,725,409	2013年5月31日	457,238
ユーロ	209,255	日本円	27,091,296	2013年5月31日	441,971
英ポンド	60,961	日本円	9,259,169	2013年5月31日	247,408
カナダドル	72,839	日本円	7,153,758	2013年5月31日	133,052
英ポンド	40,289	日本円	6,197,173	2013年5月31日	85,705
英ポンド	123,759	日本円	19,281,071	2013年5月31日	18,507
英ポンド	148,245	日本円	23,124,333	2013年5月31日	(6,444)
カナダドル	266,855	日本円	26,724,519	2013年5月31日	(28,431)
カナダドル	222,448	日本円	22,327,796	2013年5月31日	(74,200)
ユーロ	771,625	日本円	101,735,463	2013年5月31日	(206,888)
ユーロ	642,556	日本円	84,957,676	2013年5月31日	(411,659)
米ドル	12,011,660	日本円	1,230,309,214	2013年5月31日	(1,821,696)
NZドル	3,147,433	日本円	264,124,398	2013年5月31日	(3,773,106)
豪ドル	3,420,231	日本円	344,632,998	2013年5月31日	(4,180,933)
NZドル	4,593,466	日本円	385,802,480	2013年5月31日	(5,837,354)
豪ドル	4,795,294	日本円	488,195,365	2013年5月31日	(10,868,617)
NZドル	9,629,306	日本円	807,459,613	2013年5月31日	(10,936,794)
豪ドル	9,947,254	日本円	1,005,588,971	2013年5月31日	(15,432,622)
NZドル	11,479,298	日本円	968,725,835	2013年5月31日	(19,174,275)
豪ドル	11,880,104	日本円	1,207,418,503	2013年5月31日	(24,865,050)
米ドル	336,182,108	日本円	33,174,248,740	2013年5月31日	1,208,635,636
NZドル	269,445,321	日本円	22,239,909,085	2013年5月31日	48,231,511
ユーロ	18,013,298	日本円	2,326,997,550	2013年5月31日	43,148,377
カナダドル	6,329,175	日本円	608,061,633	2013年5月31日	25,105,772
英ポンド	3,548,214	日本円	534,731,895	2013年5月31日	18,589,528
豪ドル	273,488,923	日本円	27,563,307,690	2013年5月31日	(340,038,972)
日本円	112,687,168	NZドル	1,336,148	2013年5月31日	2,162,798
日本円	96,261,432	豪ドル	947,180	2013年5月31日	1,978,429
日本円	102,031,099	豪ドル	1,006,363	2013年5月31日	1,857,010
日本円	66,062,416	豪ドル	648,335	2013年5月31日	1,526,663
日本円	78,167,846	NZドル	932,475	2013年5月31日	1,034,774
日本円	59,638,439	NZドル	709,594	2013年5月31日	941,770
日本円	42,567,115	NZドル	504,979	2013年5月31日	795,939
日本円	53,898,797	NZドル	642,705	2013年5月31日	735,065
日本円	75,270,701	豪ドル	748,813	2013年5月31日	733,321
日本円	46,244,032	豪ドル	457,384	2013年5月31日	715,707
日本円	34,296,822	NZドル	406,662	2013年5月31日	658,257
日本円	32,809,316	豪ドル	323,608	2013年5月31日	597,144
日本円	19,658,834	NZドル	232,965	2013年5月31日	388,278

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
日本円	25,717,319	N Z ドル	306,212	2013年 5 月31日	387,879
日本円	17,241,450	豪ドル	169,334	2013年 5 月31日	385,733
日本円	48,891,843	豪ドル	487,322	2013年 5 月31日	383,435
日本円	34,183,651	豪ドル	339,667	2013年 5 月31日	372,889
日本円	33,110,950	豪ドル	329,218	2013年 5 月31日	340,348
日本円	23,113,419	N Z ドル	275,348	2013年 5 月31日	336,944
日本円	42,166,534	豪ドル	420,288	2013年 5 月31日	330,692
日本円	17,229,980	豪ドル	169,944	2013年 5 月31日	313,593
日本円	15,492,153	豪ドル	152,577	2013年 5 月31日	304,507
日本円	18,908,687	豪ドル	187,017	2013年 5 月31日	292,829
日本円	12,318,084	豪ドル	120,889	2013年 5 月31日	284,664
日本円	20,575,281	N Z ドル	245,445	2013年 5 月31日	272,372
日本円	27,540,809	豪ドル	273,983	2013年 5 月31日	268,315
日本円	14,747,734	豪ドル	145,864	2013年 5 月31日	228,247
日本円	14,220,370	N Z ドル	169,197	2013年 5 月31日	224,559
日本円	17,520,623	豪ドル	173,860	2013年 5 月31日	214,422
日本円	11,103,727	N Z ドル	131,658	2013年 5 月31日	213,113
日本円	27,109,344	N Z ドル	325,177	2013年 5 月31日	211,115
日本円	10,220,292	豪ドル	100,656	2013年 5 月31日	200,886
日本円	16,806,686	豪ドル	167,106	2013年 5 月31日	172,756
日本円	10,913,949	豪ドル	107,945	2013年 5 月31日	169,018
日本円	63,536,205	豪ドル	636,884	2013年 5 月31日	140,337
日本円	35,406,962	N Z ドル	426,359	2013年 5 月31日	139,097
日本円	7,162,890	N Z ドル	84,974	2013年 5 月31日	133,935
日本円	5,511,475	N Z ドル	65,313	2013年 5 月31日	108,856
日本円	4,731,375	豪ドル	46,555	2013年 5 月31日	97,243
日本円	24,621,952	N Z ドル	296,525	2013年 5 月31日	93,774
日本円	7,191,053	豪ドル	71,358	2013年 5 月31日	88,005
日本円	37,890,876	豪ドル	379,816	2013年 5 月31日	83,692
日本円	6,811,177	豪ドル	67,679	2013年 5 月31日	74,299
日本円	28,967,883	米ドル	282,549	2013年 5 月31日	70,227
日本円	16,165,634	N Z ドル	194,661	2013年 5 月31日	63,507
日本円	3,230,864	豪ドル	31,819	2013年 5 月31日	63,505
日本円	3,385,324	豪ドル	33,390	2013年 5 月31日	61,614
日本円	24,236,282	米ドル	236,398	2013年 5 月31日	58,755
日本円	43,318,370	米ドル	422,990	2013年 5 月31日	57,230
日本円	2,222,676	N Z ドル	26,503	2013年 5 月31日	30,313
日本円	15,354,086	ユーロ	116,464	2013年 5 月31日	29,971
日本円	1,223,678	豪ドル	12,009	2013年 5 月31日	28,278
日本円	1,858,053	N Z ドル	22,123	2013年 5 月31日	28,024
日本円	3,229,829	豪ドル	32,192	2013年 5 月31日	25,330
日本円	17,216,064	米ドル	168,109	2013年 5 月31日	22,744
日本円	6,874,707	カナダドル	68,503	2013年 5 月31日	21,682
日本円	16,032,663	米ドル	156,553	2013年 5 月31日	21,181
日本円	6,269,026	米ドル	61,147	2013年 5 月31日	15,198
日本円	47,137,999	米ドル	460,767	2013年 5 月31日	13,148

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
日本円	538,824	豪ドル	5,292	2013年5月31日	12,055
日本円	35,213,399	米ドル	344,206	2013年5月31日	9,821
日本円	525,978	豪ドル	5,187	2013年5月31日	9,573
日本円	2,411,844	NZドル	29,046	2013年5月31日	9,185
日本円	1,644,810	カナダドル	16,355	2013年5月31日	8,635
日本円	27,063,960	米ドル	264,546	2013年5月31日	7,549
日本円	2,451,170	ユーロ	18,573	2013年5月31日	7,352
日本円	485,914	NZドル	5,788	2013年5月31日	7,083
日本円	1,829,243	ユーロ	13,860	2013年5月31日	5,487
日本円	2,682,740	ユーロ	20,350	2013年5月31日	5,013
日本円	879,244	カナダドル	8,742	2013年5月31日	4,616
日本円	1,423,893	英ポンド	9,110	2013年5月31日	3,122
日本円	1,010,228	ユーロ	7,654	2013年5月31日	3,031
日本円	850,303	カナダドル	8,473	2013年5月31日	2,585
日本円	5,638,668	ユーロ	42,835	2013年5月31日	2,479
日本円	833,075	ユーロ	6,314	2013年5月31日	2,167
日本円	1,301,063	英ポンド	8,330	2013年5月31日	2,017
日本円	637,476	カナダドル	6,352	2013年5月31日	1,937
日本円	502,660	カナダドル	5,009	2013年5月31日	1,528
日本円	316,487	ユーロ	2,393	2013年5月31日	1,500
日本円	492,021	英ポンド	3,150	2013年5月31日	763
日本円	311,059	カナダドル	3,106	2013年5月31日	310
日本円	112,855	ユーロ	856	2013年5月31日	221
日本円	99,512	英ポンド	637	2013年5月31日	154
日本円	743,028	英ポンド	4,763	2013年5月31日	141
日本円	10,111	ユーロ	79	2013年5月31日	(309)
日本円	305,392	豪ドル	3,072	2013年5月31日	(408)
日本円	60,651	カナダドル	616	2013年5月31日	(1,001)
日本円	996,552	英ポンド	6,398	2013年5月31日	(1,270)
日本円	58,709	カナダドル	606	2013年5月31日	(1,957)
日本円	76,574	ユーロ	597	2013年5月31日	(2,107)
日本円	409,743	NZドル	4,979	2013年5月31日	(2,192)
日本円	56,728	カナダドル	590	2013年5月31日	(2,348)
日本円	3,517,631	NZドル	42,558	2013年5月31日	(2,712)
日本円	91,597	英ポンド	605	2013年5月31日	(2,772)
日本円	4,272,711	豪ドル	42,981	2013年5月31日	(5,701)
日本円	3,748,209	NZドル	45,415	2013年5月31日	(8,504)
日本円	473,203	英ポンド	3,090	2013年5月31日	(8,783)
日本円	271,635	カナダドル	2,819	2013年5月31日	(10,391)
日本円	350,982	カナダドル	3,620	2013年5月31日	(11,256)
日本円	8,653,900	豪ドル	87,054	2013年5月31日	(11,547)
日本円	769,919	ユーロ	5,944	2013年5月31日	(12,258)
日本円	772,996	ユーロ	5,969	2013年5月31日	(12,504)
日本円	391,395	カナダドル	4,042	2013年5月31日	(13,044)
日本円	919,437	ユーロ	7,100	2013年5月31日	(14,872)
日本円	2,674,075	米ドル	26,305	2013年5月31日	(16,351)

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
日本円	571,978	カナダドル	5,894	2013年5月31日	(17,741)
日本円	998,484	ユーロ	7,729	2013年5月31日	(18,566)
日本円	725,973	米ドル	7,285	2013年5月31日	(19,121)
日本円	1,603,785	米ドル	15,873	2013年5月31日	(19,637)
日本円	30,325,722	NZドル	366,895	2013年5月31日	(23,384)
日本円	1,549,689	ユーロ	11,958	2013年5月31日	(23,835)
日本円	1,502,631	ユーロ	11,700	2013年5月31日	(36,874)
日本円	7,014,327	NZドル	85,251	2013年5月31日	(37,529)
日本円	2,110,581	英ポンド	13,897	2013年5月31日	(56,635)
日本円	1,086,847	米ドル	11,182	2013年5月31日	(56,811)
日本円	28,381,914	NZドル	343,892	2013年5月31日	(64,387)
日本円	8,459,505	米ドル	83,377	2013年5月31日	(67,925)
日本円	1,940,719	米ドル	19,861	2013年5月31日	(90,591)
日本円	6,958,851	ユーロ	53,729	2013年5月31日	(110,793)
日本円	19,614,174	米ドル	192,952	2013年5月31日	(119,936)
日本円	5,359,966	ユーロ	41,713	2013年5月31日	(128,581)
日本円	3,333,713	カナダドル	34,703	2013年5月31日	(137,990)
日本円	4,288,379	米ドル	43,456	2013年5月31日	(156,080)
日本円	30,687,735	米ドル	301,887	2013年5月31日	(187,648)
日本円	5,249,483	米ドル	53,202	2013年5月31日	(191,797)
日本円	5,967,517	米ドル	60,353	2013年5月31日	(205,081)
日本円	9,764,238	米ドル	97,985	2013年5月31日	(257,173)
日本円	11,152,059	米ドル	111,912	2013年5月31日	(293,725)
日本円	8,571,042	英ポンド	56,878	2013年5月31日	(298,850)
日本円	35,799,994	米ドル	354,324	2013年5月31日	(438,346)
日本円	72,999,403	米ドル	718,123	2013年5月31日	(446,372)
日本円	74,546,643	米ドル	733,344	2013年5月31日	(455,833)
日本円	9,158,096	米ドル	94,224	2013年5月31日	(478,704)
日本円	16,434,630	米ドル	165,754	2013年5月31日	(517,838)
日本円	14,822,745	米ドル	150,226	2013年5月31日	(541,568)
日本円	75,121,204	米ドル	740,402	2013年5月31日	(603,172)
日本円	13,999,054	米ドル	143,266	2013年5月31日	(653,466)
日本円	22,028,285	米ドル	222,170	2013年5月31日	(694,087)
日本円	58,711,060	米ドル	581,082	2013年5月31日	(718,876)
日本円	18,580,918	米ドル	189,593	2013年5月31日	(809,654)
日本円	24,524,226	米ドル	248,028	2013年5月31日	(842,807)
日本円	19,795,825	米ドル	201,989	2013年5月31日	(862,593)
日本円	17,419,060	米ドル	179,219	2013年5月31日	(910,513)
日本円	32,298,177	米ドル	325,749	2013年5月31日	(1,017,681)
日本円	130,551,038	米ドル	1,286,725	2013年5月31日	(1,048,236)
日本円	26,394,434	米ドル	269,319	2013年5月31日	(1,150,125)
日本円	35,889,161	米ドル	363,681	2013年5月31日	(1,306,216)
日本円	38,482,136	米ドル	393,826	2013年5月31日	(1,796,321)
日本円	84,438,542	米ドル	853,979	2013年5月31日	(2,901,844)
日本円	87,589,349	米ドル	887,703	2013年5月31日	(3,200,184)
米ドル	3,474,627	日本円	346,246,545	2013年5月31日	9,119,504

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
米ドル	1,186,980	日本円	115,983,868	2013年 5 月31日	5,414,050
米ドル	949,531	日本円	94,146,490	2013年 5 月31日	2,966,455
米ドル	605,977	日本円	59,799,626	2013年 5 月31日	2,176,457
米ドル	461,937	日本円	45,271,792	2013年 5 月31日	1,972,697
米ドル	390,520	日本円	38,532,524	2013年 5 月31日	1,407,833
米ドル	1,908,267	日本円	193,981,131	2013年 5 月31日	1,186,144
米ドル	1,291,148	日本円	130,999,794	2013年 5 月31日	1,051,839
米ドル	307,292	日本円	30,384,022	2013年 5 月31日	1,044,188
米ドル	190,294	日本円	18,778,832	2013年 5 月31日	683,472
米ドル	126,834	日本円	12,430,308	2013年 5 月31日	541,645
米ドル	94,839	日本円	9,217,841	2013年 5 月31日	481,826
米ドル	103,381	日本円	10,200,598	2013年 5 月31日	372,691
米ドル	92,889	日本円	9,256,421	2013年 5 月31日	243,797
米ドル	174,958	日本円	17,677,333	2013年 5 月31日	216,447
米ドル	29,792	日本円	2,911,079	2013年 5 月31日	135,887
米ドル	24,423	日本円	2,373,868	2013年 5 月31日	124,084
ユーロ	15,046	日本円	1,921,178	2013年 5 月31日	58,625
米ドル	49,846	日本円	5,057,468	2013年 5 月31日	40,608
米ドル	58,384	日本円	5,934,911	2013年 5 月31日	36,290
N Z ドル	159,664	日本円	13,177,296	2013年 5 月31日	29,894
英ポンド	5,981	日本円	910,814	2013年 5 月31日	21,935
ユーロ	4,178	日本円	541,097	2013年 5 月31日	8,752
豪ドル	62,978	日本円	6,260,535	2013年 5 月31日	8,353
N Z ドル	32,273	日本円	2,663,584	2013年 5 月31日	6,042
豪ドル	44,875	日本円	4,461,025	2013年 5 月31日	5,952
ユーロ	1,560	日本円	200,351	2013年 5 月31日	4,917
米ドル	1,350	日本円	133,502	2013年 5 月31日	4,588
米ドル	3,264	日本円	329,827	2013年 5 月31日	4,038
米ドル	4,598	日本円	466,569	2013年 5 月31日	3,746
英ポンド	845	日本円	128,888	2013年 5 月31日	2,920
英ポンド	606	日本円	92,082	2013年 5 月31日	2,445
米ドル	659	日本円	65,346	2013年 5 月31日	2,059
N Z ドル	4,212	日本円	348,171	2013年 5 月31日	269
カナダドル	651	日本円	65,211	2013年 5 月31日	(72)
N Z ドル	1,180	日本円	97,998	2013年 5 月31日	(373)
ユーロ	12,885	日本円	1,696,181	2013年 5 月31日	(745)
N Z ドル	1,163	日本円	97,027	2013年 5 月31日	(756)
豪ドル	1,253	日本円	126,089	2013年 5 月31日	(1,296)
N Z ドル	1,542	日本円	129,319	2013年 5 月31日	(1,764)
米ドル	71,383	日本円	7,302,706	2013年 5 月31日	(2,036)
ユーロ	8,145	日本円	1,075,014	2013年 5 月31日	(3,224)
米ドル	25,238	日本円	2,584,671	2013年 5 月31日	(3,415)
N Z ドル	2,123	日本円	179,182	2013年 5 月31日	(3,539)
豪ドル	18,119	日本円	1,807,650	2013年 5 月31日	(3,993)
米ドル	140,009	日本円	14,323,412	2013年 5 月31日	(3,995)
ユーロ	6,984	日本円	923,417	2013年 5 月31日	(4,375)

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
N Z ドル	4,957	日本円	418,097	2013年 5 月31日	(8,024)
豪ドル	50,014	日本円	4,989,503	2013年 5 月31日	(11,021)
豪ドル	6,317	日本円	642,042	2013年 5 月31日	(13,196)
N Z ドル	22,385	日本円	1,866,225	2013年 5 月31日	(14,533)
N Z ドル	54,461	日本円	4,522,208	2013年 5 月31日	(17,223)
米ドル	73,611	日本円	7,546,846	2013年 5 月31日	(18,295)
豪ドル	13,190	日本円	1,333,623	2013年 5 月31日	(20,640)
N Z ドル	21,267	日本円	1,783,512	2013年 5 月31日	(24,323)
豪ドル	20,383	日本円	2,054,142	2013年 5 月31日	(25,139)
豪ドル	11,967	日本円	1,218,477	2013年 5 月31日	(27,260)
豪ドル	18,296	日本円	1,857,809	2013年 5 月31日	(36,516)
豪ドル	44,270	日本円	4,450,041	2013年 5 月31日	(43,354)
豪ドル	22,307	日本円	2,265,038	2013年 5 月31日	(44,521)
豪ドル	25,224	日本円	2,561,203	2013年 5 月31日	(50,342)
豪ドル	53,988	日本円	5,426,968	2013年 5 月31日	(52,872)
豪ドル	45,096	日本円	4,544,531	2013年 5 月31日	(55,617)
米ドル	2,030,050	日本円	207,680,458	2013年 5 月31日	(57,925)
米ドル	446,327	日本円	45,708,395	2013年 5 月31日	(60,388)
豪ドル	30,573	日本円	3,115,270	2013年 5 月31日	(71,992)
N Z ドル	63,675	日本円	5,345,052	2013年 5 月31日	(77,919)
豪ドル	60,593	日本円	6,126,346	2013年 5 月31日	(94,816)
豪ドル	58,076	日本円	5,888,116	2013年 5 月31日	(107,167)
豪ドル	61,989	日本円	6,284,880	2013年 5 月31日	(114,387)
豪ドル	146,661	日本円	14,714,205	2013年 5 月31日	(115,396)
豪ドル	105,278	日本円	10,595,077	2013年 5 月31日	(115,575)
豪ドル	160,151	日本円	16,117,358	2013年 5 月31日	(175,814)
豪ドル	112,474	日本円	11,371,945	2013年 5 月31日	(176,111)
豪ドル	123,982	日本円	12,535,417	2013年 5 月31日	(194,130)
豪ドル	390,036	日本円	39,131,384	2013年 5 月31日	(306,889)
豪ドル	226,233	日本円	23,034,726	2013年 5 月31日	(515,342)
豪ドル	232,757	日本円	23,716,908	2013年 5 月31日	(548,084)
米ドル	2,512,275	日本円	257,566,307	2013年 5 月31日	(624,413)
豪ドル	418,996	日本円	42,582,375	2013年 5 月31日	(875,182)
					976,654,218

注10 - 未決済先物契約

2013年 5 月20日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	市場価額 （日本円）	未実現利益 （日本円）
ロング・ポジション					
日本円	1,290	先物 日経225大阪証券取引所	2013年 6 月	19,595,100,000	3,596,170,000
				19,595,100,000	3,596,170,000
				19,595,100,000	3,596,170,000

注11 - 証券貸付

管理会社は、2006年 6 月19日付の契約によってノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーを証券貸付代行会社として任命した。証券貸付収入は、当該契約に従って確定され、後払いで日次ベースにより計上される。2013年 5 月20日現在、ファンドは、時価8,559,970,007円の証券を貸付けていた。現金担保は、証券貸付の時価の105%に相当する額で、貸付代行会社が受領し保有している。

[次へ](#)

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Net Assets

as at May 20, 2013

(expressed in JAPANESE YEN)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value (at cost: JPY 73,089,041,834)	2	79,395,655,500
Cash at banks		12,112,966,001
Unrealised gain on future contracts	10	3,596,170,000
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	9	1,443,192,661
Margin receivable on future contracts		2,679,653,500
Receivable for subscriptions		736,889,618
Accrued income		482,947,298
Other receivable		1,030,018
Total Assets		100,448,504,596
LIABILITIES		
Bank overdraft		218,563,583
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	9	466,538,443
Payable for repurchases		1,015,041,437
Accrued expenses	6	236,468,869
Total Liabilities		1,936,612,332
NET ASSETS		98,511,892,264

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class A units (in USD)	7.19	32,508,879	233,607,262
Class B units (in USD)	9.57	15,962,601	152,825,044
Class C units (in AUD)	6.69	32,574,726	217,842,305
Class D units (in AUD)	9.87	8,802,766	86,910,654
Class E units (in EUR)	6.52	1,833,728	11,952,692
Class F units (in EUR)	8.62	948,461	8,175,498
Class G units (in GBP)	6.58	314,954	2,073,486
Class H units (in GBP)	9.17	201,215	1,845,339
Class I units (in NZD)	6.41	40,265,598	258,245,781
Class J units (in NZD)	9.89	3,994,397	39,484,949
Class K units (in CAD)	6.56	498,307	3,268,635
Class L units (in CAD)	8.77	430,702	3,776,955

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Operations
for the year ended May 20, 2013
(expressed in JAPANESE YEN)

Notes

INCOME		
Income from securities lending transactions		16,190,130
Dividends received		1,064,509,099
Total Income		1,080,699,229
EXPENSES		
Advisory fees	3	252,822,072
Agent Company and Distributor fees	4	315,803,553
Administrator fees	5	31,587,040
Custodian fees	5	45,007,416
Correspondent bank fees		14,702,365
Management fees	3	18,962,368
Legal fees		1,029,256
Overseas registration fees		8,000,000
Out-of-pocket expenses		12,625,868
Professional fees		4,061,887
Subscription tax	8	38,001,501
Other expenses		518,290
Total Expenses		743,121,616
NET INVESTMENT INCOME		337,577,613
Net realised loss on investments		(2,454,098,044)
Net realised profit on future contracts		1,454,696,800
Net realised profit on foreign currencies and forward foreign exchange contracts		13,872,714,428
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		12,873,313,184
Change in net unrealised result on investments		37,623,518,397
Change in net unrealised result on future contracts		3,906,920,000
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		3,935,621,404
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		45,466,059,801
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		58,676,950,598

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2013

Note 1 - The Fund

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund (hereinafter referred to as the "Fund") organised in and under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund (*fonds commun de placement*), is an unincorporated coproprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the "Unitholders") by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the "Management Company"), a company incorporated under the laws of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The assets of the Fund are separated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company.

The Management Company on behalf of the Fund issues twelve classes of Units (each a "Class of Units"), namely:

Class A Units denominated in USD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as "Class A Units");
Class B Units denominated in USD (with annual distributions) (hereinafter referred to as "Class B Units");
Class C Units denominated in AUD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as "Class C Units");
Class D Units denominated in AUD (with annual distributions) (hereinafter referred to as "Class D Units");
Class E Units denominated in EUR (with monthly distributions) (hereinafter referred to as "Class E Units");
Class F Units denominated in EUR (with annual distributions) (hereinafter referred to as "Class F Units");
Class G Units denominated in GBP (with monthly distributions) (hereinafter referred to as "Class G Units");
Class H Units denominated in GBP (with annual distributions) (hereinafter referred to as "Class H Units");
Class I Units denominated in NZD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as "Class I Units");
Class J Units denominated in NZD (with annual distributions) (hereinafter referred to as "Class J Units");
Class K Units denominated in CAD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as "Class K Units");
and Class L Units denominated in CAD (with annual distributions) (hereinafter referred to as "Class L Units"),
all Units of all Classes of Units are together known as the "Units".

The portion of the assets attributable to each Class of Units is hedged to the extent possible to the reference currency of each Class of Units.

The ownership of Units affords Unitholders the opportunity to have their investment spread over the entire range of securities held by the Fund. All Units of the same Class of Units have equal rights as to distributions, repurchase, and proceeds in a liquidation.

The Fund is organised in Luxembourg and qualifies under Part II of the law of December 17, 2010 on collective investment undertakings.

The Fund has been established for a period of time expiring on May 20, 2016.

The investment objective of the Fund is to pursue the performance of Japanese equity market trend in 6 different currencies, United States dollar, Australian dollar, Euro, United Kingdom sterling pound, New Zealand dollar and Canadian dollar.

Under normal market conditions, the Fund invests at least 90% of its total net assets in diversified Japanese equity securities and, to a limited extent, in Japanese equity index futures. The Fund uses passive investment management measures in line with the Nikkei stock price average of 225 stocks ("Nikkei 225").

The total net assets of the 12 Classes of Units are managed in one pool (the "Common Portfolio") and the pool is divided into 12 parts attributable to each Class of Units. Additionally, for each Class of Units, forward foreign currency contracts are entered into, in order to protect the assets attributable to the relevant Class of Units against the currency fluctuation between the relevant currency of denomination of the relevant Class of Units and JPY.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

- a) Securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available closing price on such exchange or market. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available closing price on the stock exchange or market, which constitutes the main market for such securities is used;
- b) Securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market are valued at their last available market price;
- c) Securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in (a) and/or (b) is not representative of the fair market value, are valued prudently, and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices;
- d) Cash and other liquid assets are valued at their face value with accrued interest.

In the event that extraordinary circumstances render valuations as aforesaid impracticable or inadequate, the Management Company is authorised, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in Japanese Yen ("JPY") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at May 20, 2013:

1 JPY	=	0.01003	AUD
1 JPY	=	0.00999	CAD
1 JPY	=	0.00760	EUR
1 JPY	=	0.00641	GBP
1 JPY	=	0.01208	NZD
1 JPY	=	0.00978	USD

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Unrealised gains are reported as an asset and unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

FUTURE CONTRACTS

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Unrealised gains are recorded as an asset and unrealised losses as a liability in the Statements of Net Assets. When the contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the proceeds from (or cost of) the closing transaction and the Fund basis in the contract.

Note 3 - Management and Advisory fees

The Management Company is entitled to a management fee payable out of the net assets of the Fund at the end of each quarter, at an annual rate of 0.03% of the average daily total net assets of the Fund in JPY during the relevant quarter.

The Investment Adviser is entitled to receive an advisory services fee out of the assets of the Fund at the end of each quarter at an annual rate of 0.40% of the average daily total net assets of the Fund in JPY during the relevant quarter.

Note 4 - Agent Company and Distributor fees

The Agent Company in Japan is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.30% of the average daily total net assets of the Fund in JPY during the relevant quarter.

The Distributors in Japan are entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.20% of the average daily total net assets of the Fund in JPY during the relevant quarter.

Note 5 - Custodian and Administrator fees

The Custodian is entitled to a custodian fee payable out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.07% of the average daily total net assets of the Fund payable in JPY. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Custodian and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, will be borne by the Fund or each Class of Units as appropriate.

The Administrator is entitled to receive an administrator fee payable out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.05% of the average daily total net assets of the Fund payable in JPY. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Administrator, will be borne by the Fund or each Class of Units as appropriate.

Note 6 - Accrued expenses

	<i>JPY</i>
Advisory fees	83,324,102
Agent Company and Distributor fees	104,083,091
Administrator fees	10,410,459
Custodian fees	14,583,490
Management fees	6,249,537
Overseas registration fees	6,004,694
Out-of-pocket expenses	3,565,769
Subscription tax	8,247,727
Accrued expenses	<u>236,468,869</u>

Note 7 - Distributions

Class A, C, E, G, I and K Units

For these Classes of Units, the Management Company may declare monthly or other interim distributions out of the net investment income, and net realised and unrealised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distributions, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make stable monthly distributions to Unitholders, as of the 10th day of each month. If such day is not a Valuation Day, distribution is made to Unitholders as of the immediately preceding Valuation Day. The Management Company considers to distribute in January and July, additional amounts, considering the current Net Asset Value of each of these Classes of Units.

Class B, D, F, H, J and L Units

For these Classes of Units, the Management Company may declare annual or other interim distributions out of the net investment income, and net realised and unrealised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distributions, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make annual distributions to Unitholders, as of July 10 each year. If such day is not a Valuation Day, distribution is made to Unitholders as of the immediately preceding Valuation Day.

In any case, no distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would become less than the minimum of EUR 1,250,000.

Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and revert to the Fund.

For the year ended May 20, 2013, the Fund distributed a total amount of JPY 1,348,467,929.

Note 8 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (*taxe d'abonnement*) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Fund nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income received from the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 9 - Forward Foreign Exchange Contracts

As at May 20, 2013, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts which were used to hedge the portion of assets attributable to each Class of Units to their respective reference currency as described in note 1:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
USD	14,606,714	JPY	1,476,061,171	May 31, 2013	17,834,468
USD	5,818,312	JPY	579,809,133	May 31, 2013	15,256,297
USD	4,044,443	JPY	400,359,080	May 31, 2013	13,284,717
EUR	309,173	JPY	40,050,055	May 31, 2013	630,285
CAD	151,766	JPY	14,725,409	May 31, 2013	457,238
EUR	209,255	JPY	27,091,296	May 31, 2013	441,971
GBP	60,961	JPY	9,259,169	May 31, 2013	247,408
CAD	72,839	JPY	7,153,758	May 31, 2013	133,052
GBP	40,289	JPY	6,197,173	May 31, 2013	85,705
GBP	123,759	JPY	19,281,071	May 31, 2013	18,507
GBP	148,245	JPY	23,124,333	May 31, 2013	(6,444)
CAD	266,855	JPY	26,724,519	May 31, 2013	(28,431)
CAD	222,448	JPY	22,327,796	May 31, 2013	(74,200)
EUR	771,625	JPY	101,735,463	May 31, 2013	(206,888)
EUR	642,556	JPY	84,957,676	May 31, 2013	(411,659)
USD	12,011,660	JPY	1,230,309,214	May 31, 2013	(1,821,696)
NZD	3,147,433	JPY	264,124,398	May 31, 2013	(3,773,106)
AUD	3,420,231	JPY	344,632,998	May 31, 2013	(4,180,933)
NZD	4,593,466	JPY	385,802,480	May 31, 2013	(5,837,354)
AUD	4,795,294	JPY	488,195,365	May 31, 2013	(10,868,617)
NZD	9,629,306	JPY	807,459,613	May 31, 2013	(10,936,794)
AUD	9,947,254	JPY	1,005,588,971	May 31, 2013	(15,432,622)
NZD	11,479,298	JPY	968,725,835	May 31, 2013	(19,174,275)
AUD	11,880,104	JPY	1,207,418,503	May 31, 2013	(24,865,050)

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
USD	336,182,108	JPY	33,174,248,740	May 31, 2013	1,208,635,636
NZD	269,445,321	JPY	22,239,909,085	May 31, 2013	48,231,511
EUR	18,013,298	JPY	2,326,997,550	May 31, 2013	43,148,377
CAD	6,329,175	JPY	608,061,633	May 31, 2013	25,105,772
GBP	3,548,214	JPY	534,731,895	May 31, 2013	18,589,528
AUD	273,488,923	JPY	27,563,307,690	May 31, 2013	(340,038,972)
JPY	112,687,168	NZD	1,336,148	May 31, 2013	2,162,798
JPY	96,261,432	AUD	947,180	May 31, 2013	1,978,429
JPY	102,031,099	AUD	1,006,363	May 31, 2013	1,857,010
JPY	66,062,416	AUD	648,335	May 31, 2013	1,526,663
JPY	78,167,846	NZD	932,475	May 31, 2013	1,034,774
JPY	59,638,439	NZD	709,594	May 31, 2013	941,770
JPY	42,567,115	NZD	504,979	May 31, 2013	795,939
JPY	53,898,797	NZD	642,705	May 31, 2013	735,065
JPY	75,270,701	AUD	748,813	May 31, 2013	733,321
JPY	46,244,032	AUD	457,384	May 31, 2013	715,707
JPY	34,296,822	NZD	406,662	May 31, 2013	658,257
JPY	32,809,316	AUD	323,608	May 31, 2013	597,144
JPY	19,658,834	NZD	232,965	May 31, 2013	388,278
JPY	25,717,319	NZD	306,212	May 31, 2013	387,879
JPY	17,241,450	AUD	169,334	May 31, 2013	385,733
JPY	48,891,843	AUD	487,322	May 31, 2013	383,435
JPY	34,183,651	AUD	339,667	May 31, 2013	372,889
JPY	33,110,950	AUD	329,218	May 31, 2013	340,348
JPY	23,113,419	NZD	275,348	May 31, 2013	336,944
JPY	42,166,534	AUD	420,288	May 31, 2013	330,692
JPY	17,229,980	AUD	169,944	May 31, 2013	313,593
JPY	15,492,153	AUD	152,577	May 31, 2013	304,507
JPY	18,908,687	AUD	187,017	May 31, 2013	292,829
JPY	12,318,084	AUD	120,889	May 31, 2013	284,664
JPY	20,575,281	NZD	245,445	May 31, 2013	272,372
JPY	27,540,809	AUD	273,983	May 31, 2013	268,315
JPY	14,747,734	AUD	145,864	May 31, 2013	228,247
JPY	14,220,370	NZD	169,197	May 31, 2013	224,559
JPY	17,520,623	AUD	173,860	May 31, 2013	214,422
JPY	11,103,727	NZD	131,658	May 31, 2013	213,113
JPY	27,109,344	NZD	325,177	May 31, 2013	211,115
JPY	10,220,292	AUD	100,656	May 31, 2013	200,886
JPY	16,806,686	AUD	167,106	May 31, 2013	172,756
JPY	10,913,949	AUD	107,945	May 31, 2013	169,018
JPY	63,536,205	AUD	636,884	May 31, 2013	140,337
JPY	35,406,962	NZD	426,359	May 31, 2013	139,097
JPY	7,162,890	NZD	84,974	May 31, 2013	133,935
JPY	5,511,475	NZD	65,313	May 31, 2013	108,856
JPY	4,731,375	AUD	46,555	May 31, 2013	97,243

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
JPY	24,621,952	NZD	296,525	May 31, 2013	93,774
JPY	7,191,053	AUD	71,358	May 31, 2013	88,005
JPY	37,890,876	AUD	379,816	May 31, 2013	83,692
JPY	6,811,177	AUD	67,679	May 31, 2013	74,299
JPY	28,967,883	USD	282,549	May 31, 2013	70,227
JPY	16,165,634	NZD	194,661	May 31, 2013	63,507
JPY	3,230,864	AUD	31,819	May 31, 2013	63,505
JPY	3,385,324	AUD	33,390	May 31, 2013	61,614
JPY	24,236,282	USD	236,398	May 31, 2013	58,755
JPY	43,318,370	USD	422,990	May 31, 2013	57,230
JPY	2,222,676	NZD	26,503	May 31, 2013	30,313
JPY	15,354,086	EUR	116,464	May 31, 2013	29,971
JPY	1,223,678	AUD	12,009	May 31, 2013	28,278
JPY	1,858,053	NZD	22,123	May 31, 2013	28,024
JPY	3,229,829	AUD	32,192	May 31, 2013	25,330
JPY	17,216,064	USD	168,109	May 31, 2013	22,744
JPY	6,874,707	CAD	68,503	May 31, 2013	21,682
JPY	16,032,663	USD	156,553	May 31, 2013	21,181
JPY	6,269,026	USD	61,147	May 31, 2013	15,198
JPY	47,137,999	USD	460,767	May 31, 2013	13,148
JPY	538,824	AUD	5,292	May 31, 2013	12,055
JPY	35,213,399	USD	344,206	May 31, 2013	9,821
JPY	525,978	AUD	5,187	May 31, 2013	9,573
JPY	2,411,844	NZD	29,046	May 31, 2013	9,185
JPY	1,644,810	CAD	16,355	May 31, 2013	8,635
JPY	27,063,960	USD	264,546	May 31, 2013	7,549
JPY	2,451,170	EUR	18,573	May 31, 2013	7,352
JPY	485,914	NZD	5,788	May 31, 2013	7,083
JPY	1,829,243	EUR	13,860	May 31, 2013	5,487
JPY	2,682,740	EUR	20,350	May 31, 2013	5,013
JPY	879,244	CAD	8,742	May 31, 2013	4,616
JPY	1,423,893	GBP	9,110	May 31, 2013	3,122
JPY	1,010,228	EUR	7,654	May 31, 2013	3,031
JPY	850,303	CAD	8,473	May 31, 2013	2,585
JPY	5,638,668	EUR	42,835	May 31, 2013	2,479
JPY	833,075	EUR	6,314	May 31, 2013	2,167
JPY	1,301,063	GBP	8,330	May 31, 2013	2,017
JPY	637,476	CAD	6,352	May 31, 2013	1,937
JPY	502,660	CAD	5,009	May 31, 2013	1,528
JPY	316,487	EUR	2,393	May 31, 2013	1,500
JPY	492,021	GBP	3,150	May 31, 2013	763
JPY	311,059	CAD	3,106	May 31, 2013	310
JPY	112,855	EUR	856	May 31, 2013	221
JPY	99,512	GBP	637	May 31, 2013	154
JPY	743,028	GBP	4,763	May 31, 2013	141

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
JPY	10,111	EUR	79	May 31, 2013	(309)
JPY	305,392	AUD	3,072	May 31, 2013	(408)
JPY	60,651	CAD	616	May 31, 2013	(1,001)
JPY	996,552	GBP	6,398	May 31, 2013	(1,270)
JPY	58,709	CAD	606	May 31, 2013	(1,957)
JPY	76,574	EUR	597	May 31, 2013	(2,107)
JPY	409,743	NZD	4,979	May 31, 2013	(2,192)
JPY	56,728	CAD	590	May 31, 2013	(2,348)
JPY	3,517,631	NZD	42,558	May 31, 2013	(2,712)
JPY	91,597	GBP	605	May 31, 2013	(2,772)
JPY	4,272,711	AUD	42,981	May 31, 2013	(5,701)
JPY	3,748,209	NZD	45,415	May 31, 2013	(8,504)
JPY	473,203	GBP	3,090	May 31, 2013	(8,783)
JPY	271,635	CAD	2,819	May 31, 2013	(10,391)
JPY	350,982	CAD	3,620	May 31, 2013	(11,256)
JPY	8,653,900	AUD	87,054	May 31, 2013	(11,547)
JPY	769,919	EUR	5,944	May 31, 2013	(12,258)
JPY	772,996	EUR	5,969	May 31, 2013	(12,504)
JPY	391,395	CAD	4,042	May 31, 2013	(13,044)
JPY	919,437	EUR	7,100	May 31, 2013	(14,872)
JPY	2,674,075	USD	26,305	May 31, 2013	(16,351)
JPY	571,978	CAD	5,894	May 31, 2013	(17,741)
JPY	998,484	EUR	7,729	May 31, 2013	(18,566)
JPY	725,973	USD	7,285	May 31, 2013	(19,121)
JPY	1,603,785	USD	15,873	May 31, 2013	(19,637)
JPY	30,325,722	NZD	366,895	May 31, 2013	(23,384)
JPY	1,549,689	EUR	11,958	May 31, 2013	(23,835)
JPY	1,502,631	EUR	11,700	May 31, 2013	(36,874)
JPY	7,014,327	NZD	85,251	May 31, 2013	(37,529)
JPY	2,110,581	GBP	13,897	May 31, 2013	(56,635)
JPY	1,086,847	USD	11,182	May 31, 2013	(56,811)
JPY	28,381,914	NZD	343,892	May 31, 2013	(64,387)
JPY	8,459,505	USD	83,377	May 31, 2013	(67,925)
JPY	1,940,719	USD	19,861	May 31, 2013	(90,591)
JPY	6,958,851	EUR	53,729	May 31, 2013	(110,793)
JPY	19,614,174	USD	192,952	May 31, 2013	(119,936)
JPY	5,359,966	EUR	41,713	May 31, 2013	(128,581)
JPY	3,333,713	CAD	34,703	May 31, 2013	(137,990)
JPY	4,288,379	USD	43,456	May 31, 2013	(156,080)
JPY	30,687,735	USD	301,887	May 31, 2013	(187,648)
JPY	5,249,483	USD	53,202	May 31, 2013	(191,797)
JPY	5,967,517	USD	60,353	May 31, 2013	(205,081)
JPY	9,764,238	USD	97,985	May 31, 2013	(257,173)
JPY	11,152,059	USD	111,912	May 31, 2013	(293,725)
JPY	8,571,042	GBP	56,878	May 31, 2013	(298,850)

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
JPY	35,799,994	USD	354,324	May 31, 2013	(438,346)
JPY	72,999,403	USD	718,123	May 31, 2013	(446,372)
JPY	74,546,643	USD	733,344	May 31, 2013	(455,833)
JPY	9,158,096	USD	94,224	May 31, 2013	(478,704)
JPY	16,434,630	USD	165,754	May 31, 2013	(517,838)
JPY	14,822,745	USD	150,226	May 31, 2013	(541,568)
JPY	75,121,204	USD	740,402	May 31, 2013	(603,172)
JPY	13,999,054	USD	143,266	May 31, 2013	(653,466)
JPY	22,028,285	USD	222,170	May 31, 2013	(694,087)
JPY	58,711,060	USD	581,082	May 31, 2013	(718,876)
JPY	18,580,918	USD	189,593	May 31, 2013	(809,654)
JPY	24,524,226	USD	248,028	May 31, 2013	(842,807)
JPY	19,795,825	USD	201,989	May 31, 2013	(862,593)
JPY	17,419,060	USD	179,219	May 31, 2013	(910,513)
JPY	32,298,177	USD	325,749	May 31, 2013	(1,017,681)
JPY	130,551,038	USD	1,286,725	May 31, 2013	(1,048,236)
JPY	26,394,434	USD	269,319	May 31, 2013	(1,150,125)
JPY	35,889,161	USD	363,681	May 31, 2013	(1,306,216)
JPY	38,482,136	USD	393,826	May 31, 2013	(1,796,321)
JPY	84,438,542	USD	853,979	May 31, 2013	(2,901,844)
JPY	87,589,349	USD	887,703	May 31, 2013	(3,200,184)
USD	3,474,627	JPY	346,246,545	May 31, 2013	9,119,504
USD	1,186,980	JPY	115,983,868	May 31, 2013	5,414,050
USD	949,531	JPY	94,146,490	May 31, 2013	2,966,455
USD	605,977	JPY	59,799,626	May 31, 2013	2,176,457
USD	461,937	JPY	45,271,792	May 31, 2013	1,972,697
USD	390,520	JPY	38,532,524	May 31, 2013	1,407,833
USD	1,908,267	JPY	193,981,131	May 31, 2013	1,186,144
USD	1,291,148	JPY	130,999,794	May 31, 2013	1,051,839
USD	307,292	JPY	30,384,022	May 31, 2013	1,044,188
USD	190,294	JPY	18,778,832	May 31, 2013	683,472
USD	126,834	JPY	12,430,308	May 31, 2013	541,645
USD	94,839	JPY	9,217,841	May 31, 2013	481,826
USD	103,381	JPY	10,200,598	May 31, 2013	372,691
USD	92,889	JPY	9,256,421	May 31, 2013	243,797
USD	174,958	JPY	17,677,333	May 31, 2013	216,447
USD	29,792	JPY	2,911,079	May 31, 2013	135,887
USD	24,423	JPY	2,373,868	May 31, 2013	124,084
EUR	15,046	JPY	1,921,178	May 31, 2013	58,625
USD	49,846	JPY	5,057,468	May 31, 2013	40,608
USD	58,384	JPY	5,934,911	May 31, 2013	36,290
NZD	159,664	JPY	13,177,296	May 31, 2013	29,894
GBP	5,981	JPY	910,814	May 31, 2013	21,935
EUR	4,178	JPY	541,097	May 31, 2013	8,752
AUD	62,978	JPY	6,260,535	May 31, 2013	8,353

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
NZD	32,273	JPY	2,663,584	May 31, 2013	6,042
AUD	44,875	JPY	4,461,025	May 31, 2013	5,952
EUR	1,560	JPY	200,351	May 31, 2013	4,917
USD	1,350	JPY	133,502	May 31, 2013	4,588
USD	3,264	JPY	329,827	May 31, 2013	4,038
USD	4,598	JPY	466,569	May 31, 2013	3,746
GBP	845	JPY	128,888	May 31, 2013	2,920
GBP	606	JPY	92,082	May 31, 2013	2,445
USD	659	JPY	65,346	May 31, 2013	2,059
NZD	4,212	JPY	348,171	May 31, 2013	269
CAD	651	JPY	65,211	May 31, 2013	(72)
NZD	1,180	JPY	97,998	May 31, 2013	(373)
EUR	12,885	JPY	1,696,181	May 31, 2013	(745)
NZD	1,163	JPY	97,027	May 31, 2013	(756)
AUD	1,253	JPY	126,089	May 31, 2013	(1,296)
NZD	1,542	JPY	129,319	May 31, 2013	(1,764)
USD	71,383	JPY	7,302,706	May 31, 2013	(2,036)
EUR	8,145	JPY	1,075,014	May 31, 2013	(3,224)
USD	25,238	JPY	2,584,671	May 31, 2013	(3,415)
NZD	2,123	JPY	179,182	May 31, 2013	(3,539)
AUD	18,119	JPY	1,807,650	May 31, 2013	(3,993)
USD	140,009	JPY	14,323,412	May 31, 2013	(3,995)
EUR	6,984	JPY	923,417	May 31, 2013	(4,375)
NZD	4,957	JPY	418,097	May 31, 2013	(8,024)
AUD	50,014	JPY	4,989,503	May 31, 2013	(11,021)
AUD	6,317	JPY	642,042	May 31, 2013	(13,196)
NZD	22,385	JPY	1,866,225	May 31, 2013	(14,533)
NZD	54,461	JPY	4,522,208	May 31, 2013	(17,223)
USD	73,611	JPY	7,546,846	May 31, 2013	(18,295)
AUD	13,190	JPY	1,333,623	May 31, 2013	(20,640)
NZD	21,267	JPY	1,783,512	May 31, 2013	(24,323)
AUD	20,383	JPY	2,054,142	May 31, 2013	(25,139)
AUD	11,967	JPY	1,218,477	May 31, 2013	(27,260)
AUD	18,296	JPY	1,857,809	May 31, 2013	(36,516)
AUD	44,270	JPY	4,450,041	May 31, 2013	(43,354)
AUD	22,307	JPY	2,265,038	May 31, 2013	(44,521)
AUD	25,224	JPY	2,561,203	May 31, 2013	(50,342)
AUD	53,988	JPY	5,426,968	May 31, 2013	(52,872)
AUD	45,096	JPY	4,544,531	May 31, 2013	(55,617)
USD	2,030,050	JPY	207,680,458	May 31, 2013	(57,925)
USD	446,327	JPY	45,708,395	May 31, 2013	(60,388)
AUD	30,573	JPY	3,115,270	May 31, 2013	(71,992)
NZD	63,675	JPY	5,345,052	May 31, 2013	(77,919)
AUD	60,593	JPY	6,126,346	May 31, 2013	(94,816)
AUD	58,076	JPY	5,888,116	May 31, 2013	(107,167)

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
AUD	61,989	JPY	6,284,880	May 31, 2013	(114,387)
AUD	146,661	JPY	14,714,205	May 31, 2013	(115,396)
AUD	105,278	JPY	10,595,077	May 31, 2013	(115,575)
AUD	160,151	JPY	16,117,358	May 31, 2013	(175,814)
AUD	112,474	JPY	11,371,945	May 31, 2013	(176,111)
AUD	123,982	JPY	12,535,417	May 31, 2013	(194,130)
AUD	390,036	JPY	39,131,384	May 31, 2013	(306,889)
AUD	226,233	JPY	23,034,726	May 31, 2013	(515,342)
AUD	232,757	JPY	23,716,908	May 31, 2013	(548,084)
USD	2,512,275	JPY	257,566,307	May 31, 2013	(624,413)
AUD	418,996	JPY	42,582,375	May 31, 2013	(875,182)
					<u>976,654,218</u>

Note 10 - Open Future Contracts

As at May 20, 2013, the Fund had the following open future contracts:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in JPY	Unrealised Gain in JPY
<i>Long Positions</i>					
JPY	1,290	FUT NIKKEI 225 OSE	June 2013	19,595,100,000	3,596,170,000
				<u>19,595,100,000</u>	<u>3,596,170,000</u>
				<u>19,595,100,000</u>	<u>3,596,170,000</u>

Note 11 - Securities lending

The Management Company has appointed Nomura Bank (Luxembourg) S.A. as securities Lending Agent by an agreement dated June 19, 2006. Security lending income is fixed under such agreement and is recorded on a daily basis in arrears. As at May 20, 2013, the Fund had lent securities with a market value of JPY 8,559,970,007. Cash collateral is received and held by the Lending Agent for an amount equivalent to 105% of the market value of the securities lent.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2014年9月末日現在)

	資産総額	88,944,718,603円	
	負債総額	1,109,417,215円	
	純資産総額（ - ）	87,835,301,388円	
	発行済口数	Aコース証券：28,182,558口 Bコース証券：16,628,638口 Cコース証券：24,906,481口 Dコース証券：6,460,934口 Eコース証券：1,571,102口 Fコース証券：688,173口 Gコース証券：238,907口 Hコース証券：169,263口 Iコース証券：29,598,928口 Jコース証券：2,572,382口 Kコース証券：395,647口 Lコース証券：368,865口	
	1口当りの純資産価格	Aコース証券：7.42米ドル Bコース証券：10.07米ドル Cコース証券：7.11豪ドル Dコース証券：10.69豪ドル Eコース証券：6.74ユーロ Fコース証券：9.10ユーロ Gコース証券：6.84英ポンド Hコース証券：9.73英ポンド Iコース証券：6.81NZドル Jコース証券：10.74NZドル Kコース証券：6.83カナダドル Lコース証券：9.31カナダドル	812円 1,102円 677円 1,018円 936円 1,264円 1,216円 1,729円 578円 912円 670円 913円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

(2) 受益者集会

受益者集会は開催されません。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約5,208万円）で、2014年9月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約347万円）の記名株式15株を発行済です。

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選任されることがあります。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するための人員を多数決により選任することができます。

いかなる会合においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、取締役の互選により会長1名を選任し、さらに、副会長1名ないし数名を選任することができます。取締役会は、さらに、秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選任し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができます。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会および取締役会においては他の取締役を、また株主総会においては、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができます。

取締役会は、随時管理会社の業務運営および経営に必要であると考えられるジェネラル・マネジャー1名、ジェネラル・マネジャー補佐、または他の役員を含む管理会社の役員を任命することができます。より詳細に述べると、2013年法第7条の要件に従い、取締役会は、管理会社の業務を効率的に行うために少なくとも2名の役員（「授権された業務遂行役員」）を任命します。当該任命は、取締役会によりいつでも取り消すことができます。授権された業務遂行役員は管理会社の取締役または株主であることを要しません。授権された業務遂行役員は、管理会社の定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとします。

取締役会の書面による招集通知は、緊急の場合を除き、遅くとも開催時の24時間前に取締役全員に送付されます。緊急の場合を除いて、招集通知に当該緊急事態の内容を記載します。かかる通知は、口頭による同意もしくは書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の証明可能な電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議により予め採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、取締役会において、代理権を証明することのできる書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは、その他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、当該取締役であることを確認できる電話会議またはテレビ会議により、取締役会に出席することができます。当該手段は、当該取締役会の審議が中断されることなく接続された状態であり、取締役会への有効な参加を確保する技術上の特性を満たすものとします。当該通信手段により離れた場所で開催される当該会議は、管理会社の登記上の事務所で開催されたものとみなされるものとします。

取締役会は、少なくとも取締役の半数が出席または代理の他の取締役が代理出席した場合のみ、取締役会において適法に審議しまたは行為することができます。

決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われます。

当該取締役であることを確認できるビデオ会議またはその他の通信手段により取締役会に出席する取締役は、定足数および多数決の計算において出席したものとみなされるものとします。

全取締役の合意により、全取締役が参加している電話会議は、本項のその他の規定に基づき有効な会議であるとみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグ国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うことができ、これは、決議事項が記載され、各取締役が署名した1件の書類とするかまたは数件の書類とすることができます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。これらすべてが議事録を形成し、決議の証拠となります。

投資運用会社は管理会社に投資運用業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役会の指図に従います。

(3) 役員および従業員の状況

(2014年9月末日現在)

氏名	管理会社 役職名	その他の兼職
増田真一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、デビュ ティー・ジェネラル・マネジャー
中野隆幸	取締役	野村證券株式会社 商品企画部 課長
ジャンフランソワ・カプラス (Jean- François Caprasse)	取締役兼 コンダクティング・ オフィサー	-
アラン・フレデリック・クラ チェット (Alan Frederick Crutchett)	取締役	-
アーンスト・アンド・ヤング・ ソシエテ・アノニム (Ernst & Young Société Anonyme)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

(注) 2014年9月末日現在、管理会社の従業員は6名です。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社（その単独株主はノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー）は1991年7月8日付公正証書（平成3年8月16日に「メモリアル」に公告）によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、ルクセンブルグの郡裁判所の書記課（同課にて、閲覧および写しの入手が可能）に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B 37 359号としてルクセンブルグ地方裁判所に登録しています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、A I F M Dで言うところのA I Fに関し、2013年法第5条第2項及び同法別紙Iに基づき、A I Fの資産に関する運用、管理、販売及びその他の業務を行うこと。
- ・2010年法第125 - 2条に従い、ルクセンブルグで設立され、A I F M Dで言うところのA I Fとしての資格を有する契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する管理会社としての役割の遂行。

なお、管理会社は、(a) 顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b) 投資助言、(c) 投資信託の受益証券の保管および管理または(d) 2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。

管理会社はまた、自らが業務（所在地および管理支援サービスを含みます。）を行うA I Fの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を行うこともできます。

管理会社は、業務の無償提供および/または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うこともできます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに/またはこれに有益および/もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。

管理会社は、2013年法に従うA I F Mとして認可されています。管理会社は、ファンドの投資運用業務を投資運用会社である野村アセットマネジメントに委託しており、またファンド資産の保管業務およびその他の管理業務をノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに委託しています。

管理会社は、2014年8月末日現在以下の投資信託の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額は約2.1兆円です。

なお、すべてのファンドは、契約型オープン・エンド型です。

(2014年8月末日現在)

国別（設立国）	種類別 （基本的性格）	本数	純資産額の合計 （通貨別）
ルクセンブルグ	M M F	2	4,844,938,354.47米ドル
		1	330,054,512.09ユーロ

		2	3,019,365,325.80豪ドル
		1	131,956,204.80カナダドル
		1	736,338,645.23N Z ドル
		1	75,919,809.84英ポンド
ルクセンブルグ	その他	19	1,754,869,524.12米ドル
		7	70,236,241.43ユーロ
		13	542,734,805,717.99円
		9	904,867,792.51豪ドル
		4	51,117,361.57カナダドル
		5	351,627,017.48N Z ドル
		3	23,257,420.39英ポンド
ケイマン諸島	その他	20	1,298,006,838.94米ドル
		1	337,770,432.22南アフリカ・ランド
		1	19,962,982.20ユーロ
		29	45,661,177,590.00円
		7	893,012,825.51豪ドル
		3	260,885,423.61N Z ドル

（注）外貨の円貨換算は、2014年8月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝103.74円、1豪ドル＝97.03円、1ユーロ＝136.76円、1英ポンド＝172.08円、1NZドル＝86.94円、1カナダドル＝95.53円、1南アフリカ・ランド＝9.77円）によります。

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2014年9月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝138.87円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2014年３月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2014年 3 月31日		2013年 3 月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
固定資産					
金融固定資産					
- 固定資産として保有の証券	3	-	-	710,111	98,613
流動資産					
債権					
- 1 年以内期限到来未収債権		432,756	60,097	364,956	50,681
銀行預金、郵便小切手口座現金、小切手 および手許現金	12	7,788,467	1,081,584	5,609,156	778,943
		8,221,223	1,141,681	5,974,112	829,625
前払金		29,489	4,095	-	-
資産合計		8,250,712	1,145,776	6,684,223	928,238
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	4	375,000	52,076	375,000	52,076
準備金					
- 法定準備金	5	37,500	5,208	37,500	5,208
- その他の準備金	5	1,290,000	179,142	1,435,000	199,278
繰越利益	5	3,899,759	541,560	2,620,869	363,960
当期利益	5	1,196,177	166,113	1,133,890	157,463
		6,798,436	944,099	5,602,259	777,986
引当金					
納税引当金	6	1,222,740	169,802	1,055,121	146,525
その他の引当金	11	-	-	3,047	423
		1,222,740	169,802	1,058,168	146,948
非劣後債					
税金および社会保障費		23,235	3,227	-	-
1 年以内支払期限到来その他の債務	7	206,301	28,649	23,796	3,305
		229,536	31,876	23,796	3,305
負債合計		8,250,712	1,145,776	6,684,223	928,238

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2014年３月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2014年 3 月31日に 終了した年度		2013年 3 月31日に 終了した年度	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他の対外費用		242,513	33,678	333,462	46,308
人件費					
- 給料・賃金	10	757,768	105,231	-	-
- 給料・賃金に係る社会保障費	10	67,087	9,316	-	-
その他の営業費用		10,417	1,447	-	-
利息およびその他の財務費用					
- 関連企業に係るもの	8	-	-	32,322	4,489
所得税	6	167,619	23,277	160,036	22,224
当期利益		1,196,177	166,113	1,133,890	157,463
費用合計		2,441,581	339,062	1,659,710	230,484
収益					
純売上高	1	2,275,971	316,064	1,563,440	217,115
その他の営業収益	3	88,860	12,340	70,821	9,835
金融固定資産からの収益	9	48,163	6,688	25,449	3,534
その他の利息およびその他の財務収益					
- 関連企業からの受領	8、12	28,587	3,970	-	-
収益合計		2,441,581	339,062	1,659,710	230,484

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2014年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）としての認可を2014年2月14日付で得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部である最大の組織を形成する野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類に含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の要約

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）で記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建の取引はすべて、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ別個に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高は、管理運用するファンドから受領する管理報酬を表す。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

固定資産として保有される証券

固定資産として保有される証券は、取引日の取得価額で計上される。年度末現在で固定資産として保有される証券は、取得価額かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

固定資産として保有される証券の売却実現損益は、平均原価法で算定される。

未収債権

未収債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には、当該評価調整は継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

配当金および受取利息

配当金は、配当落日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

先渡為替契約

先渡契約は、特定の金融商品を将来の特定の日に購入または売却する契約上の合意である。先渡契約は、店頭市場で取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク特性を有する契約に適用される現時点の為替レートを参照して計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は先渡為替契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注 3 - 固定資産として保有される証券

固定資産として保有される証券の増減は、以下のように要約される。

投資信託の受益証券への投資 (ユーロ)	
取得価額	
期首現在	798,971
期中取得額	-
期中処分額	(798,971)
期末現在	-
評価調整	
期首現在累積評価調整	(88,860)
期末現在評価調整 ⁽¹⁾	88,860
期末現在累積評価調整	-
期末現在純評価額	-
期末現在市場価格	-

⁽¹⁾ 当該金額は、損益計算書の「その他の営業収益」に計上されている。

2014年3月31日に終了した年度中、固定資産として保有される証券は、投資信託の受益証券への投資により構成されていた。固定資産として保有されるすべての証券は、当年度中に全額処分された。

注 4 - 払込済資本金

2014年3月31日および2013年3月31日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注 5 - 準備金および繰越利益

年度中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2013年 3 月31日現在残高	37,500	1,435,000	2,620,869
前期の利益	-	-	1,133,890
資産税準備金の取毀し純額	-	(260,000)	260,000
資産税準備金	-	115,000	(115,000)
配当金	-	-	-
2014年 3 月31日現在残高	37,500	1,290,000	3,899,759

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも 5 %を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の準備金

2002年以降、1934年10月16日法（改正済）の 8 a 項に従い、当社は、当該年度の法人所得税を上限とした、資産税の減税を受ける権利を有する。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の資産税額の 5 倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。この準備金は、設定された翌年から 5 年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、税控除は配当が行われた年度に廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」として計上することを決定した。

2014年 3 月31日現在、配当不能準備金は1,290,000ユーロであり、これは2008年から2013年までの年度の資産税の 5 倍に相当する。

2013年 5 月14日に開催された年次総会により、2007年の資産税準備金（260,000ユーロ）が全額取り毀され、2013年のための資産税準備金として115,000ユーロが設定された。

注 6 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグ税務当局からの最終的な課税査定額の出していない会計期間に関して当社が見積もった納税額（当社が税務当局に支払った前払金を控除した額）に相当する。

注 7 - その他の債務

2014年 3 月31日現在、その他の債務は、未払いの監査報酬および税務顧問報酬、給与関連拠出金ならびに法律顧問報酬で構成されていた。

2013年 3 月31日現在、その他の債務は、未払いの監査報酬および税務顧問報酬で構成されていた。

注 8 - 利息およびその他の財務費用ならびにその他の利息およびその他の財務収益

	2014年 3 月31日に 終了した年度 (ユーロ)	2013年 3 月31日に 終了した年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純（損）益	25,540	(30,380)
派生商品および為替契約に係る未実現（損）益の変動純額	3,047	(1,942)
	28,587	(32,322)

注9 - 金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2014年3月31日に 終了した年度 (ユーロ)	2013年3月31日に 終了した年度 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	47,902	-
受取配当金	261	25,449
	<u>48,163</u>	<u>25,449</u>

注10 - スタッフ

当社は、2014年3月31日現在、6人の従業員を雇用している。

2013年3月31日に終了した年度中に、従業員はいなかった。

注11 - その他の引当金

2014年3月31日現在、「その他の引当金」残高も未決済の先渡為替契約も存在しなかった。

2013年3月31日現在、「その他の引当金」は、先渡為替契約に係る未実現損失で構成されており、詳細は以下のとおりであった。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	評価額 (ユーロ)
ユーロ	460,353	米ドル	592,773	2013年6月28日	(2,670)
ユーロ	65,725	日本円	7,955,390	2013年6月28日	(377)
					<u>(3,047)</u>

注12 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2014年3月31日および2013年3月31日に終了した年度に利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

注13 - 運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2014年3月31日現在約15,250百万ユーロ（2013年：17,075百万ユーロ）である。

注14 - 後発事象

2014年4月23日に、当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーから無期限の保証状を受領している。当該保証状によりノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、当社が2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律の第8条第3項に定義された自己資本規制に適合する必要がある場合に、2.5百万ユーロを限度として加算金を支払うことを保証している。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Balance Sheet at March 31, 2014
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2014	March 31, 2013
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial fixed assets			
- Securities held as fixed assets	3	---	710,111
CURRENT ASSETS			
Debtors			
- Trade receivables becoming due and payable within one year		432,756	364,956
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	12	7,788,467	5,609,156
		8,221,223	5,974,112
PREPAYMENTS		29,489	---
TOTAL ASSETS		8,250,712	6,684,223
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	4	375,000	375,000
Reserves			
- Legal reserve	5	37,500	37,500
- Other reserves	5	1,290,000	1,435,000
Profit brought forward	5	3,899,759	2,620,869
Profit for the financial year	5	1,196,177	1,133,890
		6,798,436	5,602,259
PROVISIONS			
Provision for taxation	6	1,222,740	1,055,121
Other provisions	11	---	3,047
		1,222,740	1,058,168
NON SUBORDINATED DEBTS			
Tax and social security debts		23,235	---
Other creditors becoming due and payable within one year	7	206,301	23,796
		229,536	23,796
TOTAL LIABILITIES		8,250,712	6,684,223

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2014
(expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended March 31, 2014</i>	<i>Year ended March 31, 2013</i>
CHARGES			
Other external charges		242,513	333,462
Staff costs			
- Salaries and wages	10	757,768	---
- Social security on salaries and wages	10	67,087	---
Other operating charges		10,417	---
Interest and other financial charges			
- concerning affiliated undertakings	8	---	32,322
Income taxes	6	167,619	160,036
Profit for the financial year		<u>1,196,177</u>	<u>1,133,890</u>
TOTAL CHARGES		<u><u>2,441,581</u></u>	<u><u>1,659,710</u></u>
INCOME			
Net turnover	1	2,275,971	1,563,440
Other operating income	3	88,860	70,821
Income from financial fixed assets	9	48,163	25,449
Other interest and other financial income			
- derived from affiliated undertakings	8, 12	<u>28,587</u>	<u>---</u>
TOTAL INCOME		<u><u>2,441,581</u></u>	<u><u>1,659,710</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2014

Note 1 - General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A - 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with the Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on 14 February 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 - Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Securities held as fixed assets

Securities held as fixed assets are recorded at acquisition cost on trade date. At year end, securities held as fixed assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustments are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of securities held as fixed assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

Forward contracts are contractual agreements to buy or sell a specified financial instrument at a specific date in the future. Forwards are customized contracts transacted in the OTC market.

The fair values of currency exchange contracts are calculated by reference to current exchange rates for contracts with similar maturity and risk profiles.

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

Note 3 - Securities held as fixed assets

Movements in securities held as fixed assets are summarised as follows:

	<i>Investment in units/shares of investment funds</i>
	<i>EUR</i>
Acquisition cost	
at the beginning of the year	798,971
acquisitions during the year	---
disposals during the year	(798,971)
at the end of the year	---
Value adjustments	
cumulated value adjustments at the beginning of the year	(88,860)
Value adjustments at the end of the year ⁽¹⁾	88,860
cumulated value adjustments at the end of the year	---
Net value at the end of the year	---
Market value at the end of the year	---

⁽¹⁾ This amount is recorded in the caption "Other operating income" in the Profit and loss account.

During the year ended March 31, 2014, securities held as fixed assets consisted of investments in units/shares of investment funds. All securities held as fixed assets were fully disposed of during the year under review.

Note 4 - Subscribed capital

As at March 31, 2014 and 2013, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 - Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>
Balance as at March 31, 2013	37,500	1,435,000	2,620,869
Previous year's profit	---	---	1,133,890
Net release of net worth tax reserve	---	(260,000)	260,000
Net worth tax reserve	---	115,000	(115,000)
Dividends	---	---	---
Balance as at March 31, 2014	37,500	1,290,000	3,899,759

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with paragraph 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2014, the non-distributable reserve amounted EUR 1,290,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2008 to 2013.

As per Annual General Meeting held on May 14, 2013, the 2007 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 260,000 while a net worth tax reserve of EUR 115,000 was constituted for 2013.

Note 6 - Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 7 - Other creditors

As at March 31, 2014, other creditors consisted of audit and tax advisers fees, salary related contributions and legal advisers fees payable.

As at March 31, 2013, other creditors consisted of audit and tax advisers fees payable.

Note 8 - Interest and other financial charges and Other interest and other financial income

	<i>Year ended March 31, 2014</i>	<i>Year ended March 31, 2013</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	25,540	(30,380)
Net change in unrealised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	3,047	(1,942)
	<u>28,587</u>	<u>(32,322)</u>

Note 9 - Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year ended March 31, 2014</i>	<i>Year ended March 31, 2013</i>
Net realised gain on financial fixed assets	47,902	---
Dividend received	261	25,449
	<u>48,163</u>	<u>25,449</u>

Note 10 - Staff

The Company has 6 employees as of March 31, 2014.

The Company did not have any employees during the year ended March 31, 2013.

Note 11 - Other provisions

As at March 31, 2014, there were no “Other provisions” balance nor any open forward foreign exchange contracts.

As at March 31, 2013, “Other provisions” consisted in unrealised losses on forward foreign exchange contracts, as detailed below:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Value in EUR
EUR	460,353	USD	592,773	June 28, 2013	(2,670)
EUR	65,725	JPY	7,955,390	June 28, 2013	(377)
					<u>(3,047)</u>

Note 12 - Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded no interest for the years ended March 31, 2014 and 2013. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

Note 13 - Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 15,250 million as at March 31, 2014 (2013: EUR 17,075 million).

Note 14 - Subsequent event

On 23 April 2014, the Company has received a guarantee letter from Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an unlimited duration whereas Nomura Bank (Luxembourg) S.A. guarantees to pay any additional amount, limited to EUR 2.5 million, that the Company will need to comply with the capital requirements defined as per article 8 (3) of the law of 12 July 2013 on alternative investment fund managers.

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、ファンドのために、(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除きます。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、（ ）公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または（ ）競争価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

5【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選任されることがあります。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次回の株主総会までの欠員を補充するための人員を多数決により選任することができます。

(2) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、定款の変更に適用される株主総会の決議が必要です。

(3) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続することができます。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資運用会社

名称	野村アセットマネジメント株式会社（「野村アセットマネジメント」）
資本金の額	平成26年9月末日現在、17,180百万円
事業の内容	野村アセットマネジメントは、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。 野村アセットマネジメントは、昭和34年野村證券投資信託委託株式会社として設立され、平成9年10月1日に投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して商号を野村アセット・マネジメント投信株式会社と変更し、平成12年11月1日に野村アセットマネジメント株式会社となりました。 野村アセットマネジメントは、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。

(2) 保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人

名称	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)
資本金の額	平成26年9月末日現在、2,800万ユーロ（約39億円）
事業の内容	管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行います。また、登録・名義書換・支払・管理事務代行業務、発行会社代理人業務および評価代理人業務（純資産価格の計算を含みます。）等を行います。

(3) 日本における販売会社および代行協会員

名称	野村證券株式会社
資本金の額	平成26年9月末日現在、100億円
事業の内容	日本において第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は平成26年9月末日現在、日本国内に159の本支店を有し、顧客に金融商品取引業に関するサービスを提供しています。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について、指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託について、販売会社および代行協会員として、それぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

(4) 日本における販売会社

名称	株式会社広島銀行
資本金の額	平成26年9月末日現在、54,573百万円
事業の内容	日本の銀行法に基づく普通銀行免許を有しており、また金融商品取引法に基づく登録金融機関（中国財務局長（登金）第5号 日本証券業協会および一般社団法人金融先物取引業協会加入）として、有価証券の売買、媒介、取次ぎまたは代理を含む第一種金融商品取引業にも従事しています。

2【関係業務の概要】

(1) 投資運用会社

投資運用会社はファンドに関する投資運用業務を行います。

C S S Fの事前の承認のもと、投資運用会社は、管理会社の承諾およびルクセンブルグの目論見書の更新を条件として、管理業務の全部または一部を、自己の費用負担で他の会社へ委託することができます。

(2) 保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行います。また、登録・名義書換・支払・管理事務代行業務、発行会社代理人業務および評価代理人業務（純資産価額の計算を含みます。）等を行います。

(3) 日本における販売会社および代行協会員（野村證券株式会社）

日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務および代行協会員業務を行います。

(4) 日本における販売会社（株式会社広島銀行）

日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行います。

3【資本関係】

(1) 投資運用会社

該当事項はありません。

(2) 保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人

管理会社の株式の100%を、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが保有しています。

(3) 日本における販売会社および代行協会員（野村證券株式会社）

該当事項はありません。

(4) 日本における販売会社（株式会社広島銀行）

該当事項はありません。

第3【投資信託制度の概要】

（2013年7月15日付（AIFMDに関する暫定的な更新を含む。））

定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2010年法が継承）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（その後の改正を含む。）
AIF	オルタナティブ投資ファンド
AIFM	オルタナティブ投資ファンド運用会社
AIFMD	通達2003/41/ECおよび通達2009/65/ECならびに規則（EC）No. 1060/2009および規則（EU）No. 1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU
CSSEF	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
EU	欧州連合（EECの継承機関であるECを吸収）
FCP	契約型投資信託
KIID	通達2009/65/EC第78条および2010年法第159条に言及される主要投資家情報文書
加盟国	EU加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるEU加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内でEU加盟国に相当するとみなされる国
メモリアル パート ファンド	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン （特に通達2009/65/ECをルクセンブルグ法において導入する）2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
UCI	投資信託
UCI 管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS 通達	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付通達2009/65/EC
UCITS 所在加盟国	UCITS 通達第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
UCITS ホスト加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、UCITS 所在加盟国以外の加盟国
UCITS 管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

．投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。1983年8月25日法は、通達85/611/EEC（以下「UCITS 通達」という。）の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法（改正済）に取って代えられた。

投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（以下「2002年法」という。）は、UCITS 通達を改正する通達2001/107/ECおよび通達2001/108/EC（以下「UCITS 通達」という。）をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法に取って代わった。

2010年法は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付通達2009/65/EC（以下「通達2009/65/EC」または「UCITS 通達」という。）をルクセンブルグ法に導入し、2002年法に取って代わった。

専門投資信託に関する2007年法は、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。専門投資信託は、当該ピークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。専門投資信託（以下「SIF」という。）は、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、CSSFによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法が公布された（以下「2013年法」という。）。2013年法は、通達2003/41/ECおよび通達2009/65/ECならびに規則（EC）No. 1060/2009および規則（EU）No. 1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）をルクセンブルグ法に法制化する。

AIFMDは、主にEU（および一定の条件の下では外国）におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される通達ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ピークル（すなわちAIF）にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

2013年法は、別の新しい法律としてAIFMDをルクセンブルグ法に法制化するが、同時に、ここでは対象とされないリスク・キャピタルに投資する投資法人に関する2010年法パート、2007年法、1915年法、1993年法および改正2004年6月15日法等の現行のルクセンブルグ法を改正する。

現行の投資信託に関する法律の変更は、（ ）完全に適用対象となる投資ピークル（すなわち、AIFMDの「商品」に関する要件が適用される投資ピークル）と、（ ）AIF（AIFとしての適格性を有しているすべてのパート ファンド）ではないか、または、AIFではあるが運用会社による運用資産がAIFMDにより導入された最低限度額を下回る投資ピークルとを区別することを主に目的としている。後者の投資ピークルについては、現行の制度（保管受託銀行の制度を含む。以下V項を参照のこと。）と比較して、要件に大きな変化はない。

2010年法第16章の改正を通じて、2013年法により、非UCITSの管理会社および非AIFMの管理会社に関する新しい制度が導入される（以下、4項を参照のこと。）。

AIFMDひいては2013年法は、AIF（当該AIFがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらず。）を運用するルクセンブルグで設立されたAIFMに適用されることに留意することが重要である。また、EU加盟国以外の国で設立されたAIFMが、ルクセンブルグ内で設立されたAIFを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してAIF（その投資信託の所在地を問わない。）の販売を行う場合、2013年法は、かかるAIFMに適用される。

2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、（当該AIFMが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。AIFとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

- a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
- b) UCITS 通達に基づき認可を必要としない投資信託。

AIFMとは、以下のいずれかをいう。

- a) AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」、もしくは
- b) AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体（かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。）

2013年法は、以下のAIFMには適用されない。

- a) AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がAIFではないことを条件とする。）
- b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM

- （ ）その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは

- ()レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF(それぞれを「最低限度額」という。)

AIFMは、上記b)に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない。2013年法は、かかる登録に関して適用除外規則を定めていない。2013年法の適用が除外されるAIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。2013年法の適用が除外されるAIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に(少なくとも年に一度)提供しなければならない。2013年法の適用が除外されるAIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

EU加盟国以外の国で設立されたAIFM(すなわち、EU圏外のAIFM)の認可は、2015年7月から取得可能となる。それまで、2013年法は、EU加盟国以外の国で設立された一または複数のAIF(すなわち、EU圏外のAIF)を運用し、ルクセンブルグにおいてかかるAIFを販売しないEU圏外のAIFMには適用されない。2013年6月18日にCSSFが公表したFAQ文書¹に従い、EU圏外のAIFMは、2014年7月22日までは、ルクセンブルグの現行の販売に関する規則に基づき、引き続きルクセンブルグにおいてEU圏外のAIFMを販売することができるはずである。それ以降、EU圏外のAIFMは、2013年法の規定を遵守しなければならない。

2013年法第58条第1項に従い、2013年7月22日より前に存続して運用活動を行っているルクセンブルグのAIFMは、CSSFに対して、2014年7月22日より前に認可の申請を行わなければならない。

2013年7月22日までに設立されたAIFは、2014年7月22日まで、2013年法第58条第1項の経過規定の恩恵を享受することのできるAIFMを選任することができる。

2013年法ならびに2010年法および2007年法(2013年法により改正済)は、数多くの経過規定を定めている。起こり得る様々な状況により、異なる経過規定が適用される場合がある。したがって、実際に適用される経過規定について個別に分析する必要がある。

¹ オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日ルクセンブルグ法、ならびに、適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジの透明性および監督に関する欧州議会および理事会通達2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則(EU)No. 231/2013に関するFAQ

・2010年法に従うルクセンブルグのUCITSおよびUCI

1. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIの概要

1.1. 一般規定とその範囲

1.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート	UCITS(以下「パート」という。)
パート	その他のUCI(以下「パート」という。)
パート	外国のUCI
パート	管理会社
パート	UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

2010年法は、パート が適用されるUCITSとパート が適用されるUCIを区分して取り扱っている。

1.1.2. 2010年法パート に基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる(簡単な通知手続に服する。)

1.1.3. 2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。)

1.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するものの、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のUCITS

- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

1.1.5. 法的形態

2010年法パート またはパート に従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)
- 2) 投資法人 (investment companies)
 - 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）
 - 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

1.2. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

1.2.1. 契約型投資信託 (FCP)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素から成り立っている。

FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、管理会社との間に確立されるFCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）に対する権利を有する。

パート ファンドとしての適格性を有しているすべてのFCPも、2013年法に基づくAIFである。

FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益者の要請に基づき、パート ファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されることができるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パート ファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。IML通達91/75は、パート ファンドがその受益証券（または投資口）の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もある。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

パート ファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しう旨規定している。

（注）本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はFCPとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのFCPについては少なくとも1か月に1度は計算されなければならない。

- 約款には以下の事項が記載される。

- (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
- (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
- (c) 配分方針
- (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
- (e) 公告に関する規定
- (f) F C Pの会計の決算日
- (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
- (h) 約款変更手続
- (i) 受益証券発行手続
- (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

1.2.1.1. 保管受託銀行

パート ファンドとしての適格性を有しているF C Pに関して（パート ファンドについてA I F Mが選任される時点により）、新たな保管受託銀行に関する規則が適用される場合がある（V項を参照のこと。）。

C S S Fにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がF C Pの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、F C Pの資産の日々の運用に関するすべての業務を行う。

これに加えて、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C Pのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること（パート ファンドのみ）。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C Pの収益が約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない。パート ファンドの保管受託銀行は、その登録事務所は他の加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するF C Pに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

管理会社所在加盟国が、2010年法パート に従いF C Pの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない義務不履行または不適切な履行の結果、管理会社または受益者が被った損失につき責任を負う。受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

1.2.1.2. 関係法人

（ ）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パート ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託は以下の1.4.2.の(15)に定められた条件に従う。

パート ファンドについて、管理会社による委託は、以下の1.4.1.の(1)に定められた条件に従う。

（ ）販売会社および販売代理人

管理会社は、ＦＣＰの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

1.2.2. 会社型投資信託

パート ファンドとしての適格性を有しているすべての会社型投資信託も、2013年法に基づくＡＩＦである。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

投資法人の投資口を保有する投資主は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

1.2.2.1. 変動資本を有する投資法人（ＳＩＣＡＶ）

2010年法に従い、ＳＩＣＡＶの形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

ＳＩＣＡＶは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

ＳＩＣＡＶは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

ＳＩＣＡＶは次の仕組みを有する。

投資口は、規約に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にＳＩＣＡＶによって発行され買い戻される。発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2010年法に定められる最も重要な要件は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パート の対象となっているＳＩＣＡＶの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したＳＩＣＡＶを含めすべてのＳＩＣＡＶの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。ＣＳＳＦ規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および承認された法定監査人ならびにそれらの変更はＣＳＳＦに届け出ることを要し、ＣＳＳＦの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、ＳＩＣＡＶはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、ＳＩＣＡＶは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- 投資口は、ＳＩＣＡＶの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はＣＳＳＦ規則により決定することができる。
- 通常の期間内にＳＩＣＡＶの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、ＳＩＣＡＶの投資口を発行しない。
- 規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、ＳＩＣＡＶの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（パート ファンドについては最低1か月に2回、またはＣＳＳＦが許可する場合は1か月に1回とし、パート ファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- 規約は、ＳＩＣＡＶが負担する費用の性質を規定する。

1.2.2.2. 保管受託銀行

パート ファンドとしての適格性を有している会社型投資信託に関して（パート ファンドについてＡＩＦＭが選任される時点により）、新たな保管受託銀行に関する規則が適用される場合がある（Ｖ項を参照のこと。）。

会社型投資信託の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務はさらに以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる投資口の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの規約に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。

- ファンドの収益が規約に従って使用されるようにすること。

ファンドが管理会社を指定した場合において、かつ、管理会社所在加盟国が、パート ファンドの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

1.2.2.3. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記1.2.1.2.「関係法人」中の記載事項は、原則として、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

1.2.2.4. 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、通達2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、S I C A Vの組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 以下の1.4.2.の(15)および(16)に定める規定は、通達2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と解釈される。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 通達2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

1.3. 2010年法によるルクセンブルグのU C I T SおよびU C Iの投資制限

A) パート ファンド/U C I T S

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、F C Pおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

ＵＣＩＴＳが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のＵＣＩＴＳとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) ＵＣＩＴＳは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がＥＵ加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるＵＣＩＴＳの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) ＵＣＩＴＳは、通達2009/65/ECに従い認可されたＵＣＩＴＳまたは同通達第1条第2項第1号および第2号、a)およびb)に規定する範囲のその他のＵＣＩの受益証券に（設立国が加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかるその他のＵＣＩは、ＣＳＳＦがＥＵ法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - かかるその他のＵＣＩの受益者に対する保護水準はＵＣＩＴＳの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009/65/ECの要件と同様であること。
 - かかるＵＣＩの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - （合計で）取得が予定されているＵＣＩＴＳまたはその他のＵＣＩの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のＵＣＩＴＳまたはＵＣＩの受益証券に投資されないこと。
- (3) ＵＣＩＴＳは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はＥＵ法の規定と同様とＣＳＳＦが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) ＵＣＩＴＳは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）および／または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「ＯＴＣデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - ＵＣＩＴＳが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、ＵＣＩＴＳの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - ＯＴＣデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、ＣＳＳＦが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - ＯＴＣデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、ＵＣＩＴＳの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

ＣＳＳＦは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付ＣＳＳＦ通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、ＣＳＳＦに提供すべき最低限の情報についても概説している。

- (5) ＵＣＩＴＳは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条（すなわち上記(1)）に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
 - 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、ＥＵもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - ＥＵ法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともＥＵ法が規定するのと同じ程度厳格であるとＣＳＳＦが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - ＣＳＳＦが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

(7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

(8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。

(9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社（各運用UCITSに関するもの）は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロファイル全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。

(b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。

(c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

(10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

(b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

(c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/E E Cまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされるものとする。

U C I T Sは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、U C I T Sの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がC S S Fの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたす場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、C S S Fは、U C I T Sに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のE U加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

C S S Fは、(10)および(11)に記載する制限に適合するU C I T Sの受益者への保護と同等の保護を当該U C I T Sの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのU C I T Sは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

- (b) (a)に記載するU C I T Sは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

- (c) さらに、(a)に記載するU C I T Sは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

- (13) (a) U C I T Sは、(2)に記載するU C I T Sおよび/またはその他のU C Iの受益証券を取得することができるが、一つのU C I T Sまたはその他のU C Iの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するU C Iの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) U C I T S以外のU C Iの受益証券への投資は、合計して、一つのU C I T Sの資産の30%を超えてはならない。

U C I T SがU C I T Sおよび/またはその他のU C Iの受益証券を取得した場合、U C I T Sまたはその他のU C Iのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のU C I T Sおよび/または他のU C Iの受益証券に、U C I T Sが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先U C I T Sおよび/またはU C Iの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のU C I T Sおよび/または他のU C Iにその資産の相当部分を投資するU C I T Sは、目論見書において、当該U C I T Sならびに投資を予定している投資先U C I T Sおよび/またはU C Iの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該U C I T Sならびに投資先U C I T Sおよび/またはU C Iの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、U C I T Sが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるかどうかについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

- (b) U C I T Sが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追従する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (c) U C I T S の純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該 U C I T S の特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、U C I T S のリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート または通達 2009 / 65 / E C に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、U C I T S は、以下を超えるものを取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () (2010年法第 2 条第 2 項の意味の範囲の) 同一 U C I T S またはその他の U C I の受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数の E U 加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) E U 非加盟国で設立された会社の資本における株式で、U C I T S がその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有が U C I T S による当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、E U 非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) U C I T S は、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書1.3. A) の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可された U C I T S には、認可を受けた日から 6 か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限が U C I T S のコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、U C I T S は、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人または F C P のために行う行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、U C I T S は、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) U C I T S は、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表象する場合は当該10%までを、または F C P の場合はそのファンド価額の10%までを表象する場合は当該10%までを借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- U C I T S が、1) および 2) に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でその U C I T S の資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人または F C P のために行う行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達およびU C I T Sの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付C E S Rガイドラインを実施する、2007年3月19日付E U通達2007/16/E Cを、ルクセンブルグにおいて実施している。

2008年2月19日に、C S S Fは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08/339(以下「通達08/339」という。)を出した。

通達08/339は、2002年法の関連規定(2010年法の対応する規定により取って代えられる。)の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、U C I T Sがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日にC S S Fにより出された通達08/380により改正された。

2008年6月4日に、C S S Fは、特定の証券貸借取引においてU C I T Sが利用することのできる技法と商品の詳細について示したC S S F通達08/356を出した。

通達08/356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。当該通達08/356は、U C I T Sのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってU C I T Sのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

通達2009/65/E Cを実施する2010年法は、マスター/フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくU C I T S(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、U C I T S(またはそのサブ・ファンド)の国境を越える合併または国内の合併に関連して新しい規則を定めている。これらの規定は、U C I T Sのみに適用され、その他の種類のU C Iには適用されない。2010年法に従い、C S S Fは、2010年法の特定の規定を明確化したC S S F規則10-05を採用している。

B. U C I T Sフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のU C I T S(以下「マスター」という。)に投資するU C I T Sであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産(2010年法第41条第2項に定義される。)
- 金融デリバティブ商品(ヘッジ目的でのみ利用できる。)
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

B) パート ファンド/U C I

パート ファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、C S S F規則によって、F C Pについては2010年法第91条第1項に従い、S I C A Vについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

(注)かかる規則は未だ出されていない。

I M L通達91/75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、O E C D加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするE Cの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該U C Iがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型U C Iの受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでC S S Fとともに協議することができる。

1.4. 管理会社

ルクセンブルグの管理会社には、通達2009/65/E Uが適用されるU C I T Sを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、U C I T Sの管理会社は、A I Fを運用するA I F Mとしても認可を受けることができる。2010年法第16章の規定に服する管理会社は、A I Fを運用す

るために、または活動範囲の限られる非AIFMであり続けるために、AIFMとしての認可を求めることができる（さらなる詳細については、以下 項を参照のこと。）。

パート ファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される（以下を参照のこと。）。

1.4.1. 2010年法第16章に従う管理会社

同法第125 - 1 条、第125 - 2 条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務の開始にはC S S Fの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S Fによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下 B) に記載される2010年法第125 - 2 条の適用を害することなく、2010年法第125 - 1 条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- () A I F M D に規定される範囲内のA I F 以外の投資ピークルの運用を行うこと。
- () A I F M D に規定される範囲内のA I F としての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはA I F M D に規定される範囲内のA I F としての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2 項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および / または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88 - 2 条第2 項 a) に従い外部A I F M を選任しなければならない。
- () その運用資産が2013年法第3 条第2 項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のA I F の運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - C S S F に対して当該管理会社が運用するA I F を特定すること。
 - 当該管理会社が運用するA I F の投資戦略に関する情報をC S S F に提供すること。
 - C S S F に対し、C S S F が効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するA I F の最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88 - 2 条第2 項 a) に規定する範囲の外部A I F M を選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2 章に規定される手続に従い、30暦日以内にC S S F に対し認可の申請を行わなければならない。

A I F M D に規定する範囲のA I F 以外の投資ピークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b) またはc) に記載される業務をあわせて行うことなくa) に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125 - 1 条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の運用は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125 - 1 条第4 項 a) またはc) に記載される活動を行う2010年法第125 - 1 条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S F は、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C I が運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S F と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c) の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S F の事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記()の活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部 A I F Mが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S F は、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88 - 2条第2項 a) に規定される範囲内の外部 A I F Mを任命せずに、選任を受けた管理会社として A I F M Dに規定する範囲の一または複数の A I F を運用する2010年法第125 - 2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、A I F の A I F Mとしての認可を C S S F から事前に取得しなければならない。

2010年法第125 - 2条に記載される管理会社は、2013年法別表 に記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125 - 2条に基づき運用する A I F に関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) C S S F は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F 規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注) 現在にかかる規則は存在しない。

- b) 上記 a) に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。

- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。

- d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報が C S S F に提供されなければならない。

- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にて C S S F に通知を行う義務を負うこととなる。

(5) C S S F は、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ / または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、運用する U C I の資産を使用してはならない。

(7) 運用する U C I の資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前に C S S F の承認を得なければならない。

(9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S F から承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

1.4.2. 2010年法第15章に従う管理会社

同法第101条ないし第124条は、2010年法第15章に従う管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、C S S F の事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用(年金基金が保有するものも含む。)

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、2010年法第15章に基づき本段落に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

- (5) C S S Fは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

() 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

() 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

() 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはC S S FがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (5)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。

- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。

- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。

- (f) 取締役は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。

- (6) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

C S S Fは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

- (7) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (8) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。
- (9) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
 - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- 管理会社が、(2010年法第116条に従い)集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (10) C S S Fは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。
C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。
- ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件
- (12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (13) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
 - (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (15) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、上記を適切に報告しなければならない。C S S Fは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。

- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S F および当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) U C I T S の目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (16) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するU C I T S の最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するU C I T S の最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するU C I T S が確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (17) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたU C I T S を運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。管理会社は、U C I T S 所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

設立の権利および業務提供の自由

- (18) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表 に定めるとおり自らが運用するU C I T S の受益証券を支店を設置せずにU C I T S 所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (19) 通達2009 / 65 / E C に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (20) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

U C I T S 管理会社に適用される制度は、最初に2003年7月30日付C S S F 通達03 / 108に記載され（かかる通達の目的はU C I T S 管理会社に適用される規定および要件を明確にすることであった。）、その後、C S S F 通達05 / 185により補足された。

C S S F 規則10 - 4 は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

さらに、2010年法の効力発生後、C S S F は、2010年法第15章に従うルクセンブルグの管理会社および2010年法第27条の意味における管理会社を指定していない投資法人（いわゆる「自己管理型投資法人」）に適用される新たな規定に関するC S S F 通達11 / 508を発行した。同通達の目的は、2010年法の効力発生後にU C I T S 管理会社および自己管理型投資法人が遵守すべき新たな要件につき詳細に説明することであった。

2012年10月24日、C S S F は、C S S F 通達03 / 108、C S S F 通達05 / 185およびC S S F 通達11 / 508に取って代わる新たな通達であるC S S F 通達12 / 546を発行した。この新たな通達は、第15章に従う管理会社および自己管理型投資法人に関する認可の取得および維持のためのすべての条件を一つの通達内に含み、C S S F 規則10 - 4 の一定の原則を詳述する。

同通達は非常に詳細にわたり、以下は主要な点をまとめたものにすぎない。

- 業務プログラムを記載した申請ファイルは、C S S F に提出されなければならない。
- 管理会社および／または自己管理型投資法人は、その事務所をルクセンブルグに置かなければならない。
- 人的資源について、管理会社および／または自己管理型投資法人は、原則として、その決定事項を実行し、職務を遂行し、受任者の業務を有効に監督するために必要な技能、知識および専門的技術を有する十分な数の常勤職員を雇用しなければならない。ただし、C S S F により認められる特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の業務執行役員が遂行しなければならない。
- 一般的規則として、管理会社および／または自己管理型投資法人の業務を遂行する少なくとも2名の者はルクセンブルグを本拠としなければならない。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者は、いかなる場合も、ルクセンブルグを本拠としなければならない。また、業務執行役員のいずれも、管理会社が管理会社を務めるU C I T S の保管銀行の従業員であってはならない。業務執行役員は、業務契約により管理会社／自己管理型投資法人の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。
- 通達では、職員数は管理会社／自己管理型投資法人の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかに依拠すると示唆している。
- 管理会社のコンプライアンス担当役員、内部監査人およびリスク管理者は、管理会社の取締役会の構成員であってはならない。
- 通達では、管理会社／自己管理型投資法人が最初のおよび継続的な審査および監督に従いその権限の一部の委任を認められるため充足すべき条件、管理会社／自己管理型投資法人の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社／自己管理型投資法人から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジならびにかかる2名が権限の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類が詳細に記載されている。管理会社／自己管理型投資法人の業務を遂行する者は常にU C I T S に関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならない。
- 中央管理事務権限は、他のルクセンブルグの認可された規制対象企業に対してのみ委任することができる。
- 投資運用権限の保管銀行に対する委託は禁止されているが、E U 非加盟国の企業が当該E U 非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、かかる投資運用権限にかかる企業に対し委託することができる。

2．2010年法に従うルクセンブルグのU C I T S またはU C I に関する追加的な法律上および規制上の規定

2.1．設立および運営に関する法律および法令

2.1.1．1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、F C P の管理会社、および（2010年法により明示的に適用除外されていない限り）S I C A V の形態をとるか公開有限責任会社（société anonyme）の形態をとるかにかかわらず投資法人に対して適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合に関する説明であるが、S I C A V にも一定の範囲で適用される。

2.1.1.1．会社設立の要件（1915年法第26条）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロ相当額である。

2.1.1.2．規約の必要的記載事項（1915年法第27条）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- () 設立者の身元
- () 会社の形態および名称
- () 本店の所在地
- () 会社の目的
- () 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- () 発行時に払込済の額
- () 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記事
- () 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定
- () 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法に対する最近の改正は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、C S S F は、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- () 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

- (x) 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）に関する記載
- (x) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (x) 会社の存続期間
- (x) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

2.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第29条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- () 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること
- () 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第31条および第32条の1）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.1.2. その他の関連する規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付C E S R ガイドライン10 - 049
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての通達2009 / 65 / E Cを実施する2010年7月1日付委員会通達2010 / 43 / E Uを置き換える2010年12月22日付C S S F 規則No . 10 - 4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての通達2009 / 65 / E Cを実施する2010年7月1日付委員会通達2010 / 44 / E Uを置き換える2010年12月22日付C S S F 規則No . 10 - 5
- 他のE U加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うU C I T Sおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のE U加盟国のU C I T Sが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付C S S F 通達11 / 509
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付C S S F 通達12 / 540

2.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録および監督

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- () 次の投資信託はルクセンブルグのC S S F から正式な認可を受けることを要する。
 - ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
 - E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- () 認可を受けたU C I は、C S S F によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- () ルクセンブルグ法、規則およびC S S F の通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S F のかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない、これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S F の要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C I の解散および清算を決定する。

1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって設置された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）（I M L）に取って代わられた。I M Lは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会（C S S F）に移管された。

C S S F の権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各 F C P のために、その目論見書および主要投資家情報文書
^(注)ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書を C S S F に送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家が U C I T S の受益証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。U C I T S 以外の U C I は、2010年法に規定する範囲内において、主要投資家情報を含む文書を作成する権限を有する。かかる場合において、当該文書は、主要投資家情報を作成する U C I は、通達2009 / 65 / E C に従う U C I T S ではない旨の明確な記述を含まなければならない。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4 か月および2 か月以内に公表されなければならない。

2010年法パート に従う U C I に関しては、上記で言及される年次報告書の公表に関する4 か月の期間は、6 か月に延長され、半期報告書の公表に関する期間は、3 か月に延長される。

2.1.4. 2010年法によるその他の要件

() 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためには C S S F の認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S F が設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、2010年法パート に従う U C I は、2010年法第88 - 2条第2項 a) に従って選任されたその外部 A I F M が当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

2010年法第88 - 2条第2項 b) に規定する範囲内において内部運用される、2010年法パート に従う U C I は、2010年法第129条第1項に従って要求される認可、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、2010年法第88 - 2条第2項 b) に従って認可されなければならない。

2010年法パート に従う U C I T S は、第1パラグラフに定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、C S S F により認可されないものとする。

- a) F C P は、当該 F C P を運用するための管理会社の申請書を C S S F が承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書を C S S F が承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記 a) を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立された U C I T S が通達2009 / 65 / E C に従う管理会社により運用され、通達2009 / 65 / E C に基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、C S S F は、2010年法第123条に従い、当該 U C I T S を運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、C S S F は、以下の場合、2010年法第2条の範囲内において U C I T S の認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づき U C I T S を運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国において U C I T S を運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2 か月以内に、U C I T S の認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

() 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいて C S S F に提出された場合の事前の意見確認

C S S F の監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、C S S F の事前のコメントを得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付C S S F通達05 / 177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S Fに提出する必要はないものとされている。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載内容

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 誤解を招く表示の禁止

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めに記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F通達02 / 81に基づき、C S S Fは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F通達02 / 81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C Iの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はU C Iの状況を全体的にみることでありと述べている。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L通達97 / 136（C S S F通達08 / 348により改正）に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

1人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年8月10日法および2010年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.2. 清算

2.2.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

2.2.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

a．管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合

b．管理会社が破産宣告を受けた場合

c．連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

（注）純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的に清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

2.2.1.2. S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

a．資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。

b．資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

2.2.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.2.2. 清算の方法

2.2.2.1. 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

2.2.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.2.2.1.に記載された方法で預託される。

2.3. 税制

2.3.1. ファンドの税制

2.3.1.1. 資本税（droit d'apport）

2002年法第128条および2003年4月14日の大公規則の廃止に従い、2010年法に従う投資信託の設立に際しては、資本税は今後課されない。

2.3.1.2. 年次税（taxe d'abonnement）

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するU C Iの個別のコンパートメントおよびU C I内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するU C Iの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（C

D)、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証券と定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に係る金融商品を検討した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のコンパートメントについて免税を規定している。

- その受益証券が機関投資家に保有され、
- その専属的目的が短期金融商品への集合的投資および信用機関への預金であり、
- そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
- 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合

UCI、そのコンパートメント、その投資口または受益証券の年次税の免除は以下のものに適用されることを予定している。() 2010年法第175条に規定されている企業退職年金のための機関または同様の投資ビークル、(ただし、該当する年金基金が従業員のため同一グループの一部である場合に限られる。) および() 従業員に年金給付を提供するため自らが保有するファンドに投資する当該グループの会社。

2010年法第175条により以下のUCIも年次税を免除される。

- 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント、ならびに
- 以下のような複数のコンパートメントを有するUCIおよびかかるUCIの個々のコンパートメント
 - () その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているもの、および
 - () 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

2.3.2. 日本の投資主または受益者の課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資口または受益証券について、通常の所得税、キャピタル・ゲイン課税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

ルルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下「2007年法」という。）を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年法の下で設定されたビークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、2007年法は、前者を「専門投資信託」（以下「SIF」という。）と称している。

上記I.に記載するとおり、2007年法は、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年法は、現在、2つのSIF制度、すなわち、() 2007年法パート に従い、AIFMDの対象となるAIFとしての資格を有しないSIF、および、() 2007年法パート に従い、認可されたAIFMによる運用が必要なSIFを区別する。

1. 範囲

SIF制度は、() その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCI、および、() その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」）の適用可能性の有無について重要性を有する。同通達は、2012年7月3日法によって置き換わった通達2010/73/EUによって改正されている。

SIFは、当該ビークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、通達2006/48/ECに定める金

融機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2009/65/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報を精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ビークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ビークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2. 投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パート と同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。CSSFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認める可能性がある。個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される見込みである。

3. 構造的側面

3.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託（以下「FCP」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

・契約型投資信託

特性の要約については、上記 1.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

・投資法人（SICAVまたはSICAF）

特性の要約については、上記 1.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、SICAVは、2010年法に従うSICAVの場合のように公開有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で設立されるSIFは、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、コーポレート・リミテッド・パートナーシップ、普通リミテッド・パートナーシップ、特別リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合のうち形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.1.2. 複数クラスの仕組み

2010年法および2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または配分方針について異なる特徴を持つことがある。CSSFは、2010年法および2007年法に従う投資信託（以下「UCI」という。）の運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連するCSSF通達12/540を発行した。

3.1.3. 資本構造

2007年法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に従うUCIについては6か月以内である。FCPに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額ではなく、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口/受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび/または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年法の下で、SIFは、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは、一部払込済投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、取得の約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済投資口（当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。）によって行うこともできる。

4. 規制上の側面

4.1. 慎重な制度

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役/運用会社、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2007年法の改正前、2007年法は、設立された月の翌月内にCSSFに認可申請書が提出されることを条件として、規制当局の承認を得る前にSIFを設立することができると定めていた。これにより、CSSFの承認を得る前にSIFを設立し、運用を開始することができた。2007年法の改正により、新たなSIFまたは既存のSIFの新たなサブ・ファンドはその運用開始前にCSSFの承認を得ることが必要となる。

4.2. 保管受託銀行

SIFは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、もしくはその登録事務所が海外に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない。AIFとしての資格を有するSIFの保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、もしくはその登録事務所が他の加盟国に所在する場合は、ルクセンブルグに支店を有しなければならない。

以下の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、以下のV. 2項に詳述される、2013年法の第19条第3項で言及される条件（例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み）を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項a)に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または、上記の2013年法第24条に従い発行者または非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者または非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないSIFに関しては、以下のV. 2項に詳述される、1993年法第26 - 1条に規定する範囲の金融機関の地位以外に資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

2007年法は、保管受託銀行に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

4.3. 承認された法定監査人

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない。

4.4. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

4.5. リスク管理システムおよび利益相反に関する方針

2007年法上、S I Fは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付C S S F規則12 - 01は、これらの要件に関する措置を講じている。

5. S I Fの税制の特徴

S I Fについては、0.01%（これに対して、2010年法に基づき存続する大部分のU C Iについては、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2007年法は、2010年法と同様の方法により、他のルクセンブルグU C Iに投資された資産で年次税が課される部分、一定のインスティテューショナル・キャッシュ・ファンドおよび年金プール・ファンドについて、年次税を免除している。

S I Fが受領する収益およびS I Fによって実現されたキャピタル・ゲインに対しては税金は課されない。

. オルタナティブ投資ファンド運用会社に適用される新たな制度

ルクセンブルグで設立され、集合ポートフォリオ運用業務を提供する運用会社は、A I F M Dが変更された場合、U C I T Sの規定と合わせて、異なる規制上の制度を利用することが可能となる。

1. A I F M

2013年法の範囲内に該当し、および最低限度額を超える資産を有する、A I Fを運用する、および/またはA I Fの管理会社として行為するすべての運用会社は、A I F Mとして認可される必要がある。最低限度額を下回る資産を有する、A I Fを運用する、および/またはA I Fの管理会社として行為する運用会社は、A I F M DによってA I F Mに付与されるE Uパスポートの利益を得るため、かかる制度に参加することができる。

A I F M Dによって課される継続中の義務（特定の資本要件および自らの資金要件、適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組みならびに報告義務等）の大半は、U C I T S 通達によってU C I T S 管理会社に課される義務と類似している。

規制当局への事前通知および適切な開示を条件として、A I F Mの権限の一部を委託することが許可されている。ただし、A I F Mは、連絡機能のみを有する機関となることはできない。ポートフォリオ運用およびリスク管理の委託は、（ ）資産運用について認可され、登録された会社に対してのみ行うことができ、また、（ ）当局間の協力が確保されなければならない。（ ）の条件が充足されない場合、A I F Mの所在加盟国の当局による事前の承認を取得しなければならない。同様の条件に従って、再委託が許可されている。

2. A I F Mとしても認可されているU C I T S 管理会社

これらの管理会社は、U C I T S およびA I Fを運用し、およびこれらの管理会社として行為することを許可されている。

3. その他の管理会社

その他の管理会社は、ある部分において（2013年法に基づき廃止された）2010年法第16章に基づく、現在のU C I（すなわち、非U C I T S）管理会社に相当するが、広範な種類の活動を行う管理会社である。かかるU C I 管理会社は、要約すると、以下を行うことができる。

(a) A I Fとしての適格性を有しないあらゆる種類の投資ピークル（規制されているか否か、または、ルクセンブルグまたは外国の投資ピークルであるか否かを問わない、A I F M Dに基づくA I Fの定義に該当しない投資ピークルを含む。）の運用会社または管理会社として行為すること。

(b) A I F M Dの完全な適用対象となる一または複数のF C P、S I C A VまたはS I C A Fの管理会社として行為すること（ただし、管理会社が、A I F M Dの完全な適用対象となる当該A I Fのために完全に認可されたA I F Mを指名した場合に限る。）。

(c) 総資産が2013年法およびA I F M Dによって規定される最低限度額を下回るA I Fの運用会社または管理会社として行為すること。運用下にある総資産が最低限度額を超過する場合、または運用会社がA I F M制度へ参加する意向を

有する場合、管理会社は、（ ）（上記２．のとおり）A I F Mとしての認可を求めなければならない、および（ ）上記(a)に基づく活動（非A I Fの運用）は、A I F Mによって行われることが許可されていない活動であるため、当該活動を中止する。

V．保管受託銀行に適用される新たな制度

- 1．2013年法は、A I F M Dの完全な適用対象となるA I Fに関して新たな保管受託制度を導入する一方、A I F M Dの完全な適用対象とならないファンドに関する現行の制度を維持する。
 - ・ 2013年法は、関連するA I F M D規定を変更することによって新たな保管受託制度を導入し、当該制度は、2013年法の完全な適用対象となるA I Fの保管受託銀行のみを対象とする。
 - ・ わずかな調整（例えば、投資会社およびE U圏外のルクセンブルグの支店）を条件として、2013年法は、2013年法の完全な適用対象とならないパート ファンドおよびS I Fに関する現行の保管受託制度を維持する。
- 2．2013年法は、適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。
 - ・ 2013年法は、金融機関以外に、資産の専門保管受託銀行を導入する。
1993年法に従って行われる、かかる新たな金融セクターの特殊な専門機関（以下「P S F」という。）の活動は、（ ）当初の投資が行われた日から５年間に於いてクロード・エンド型である、および（ ）A I F M D第21条第8項(a)に規定する範囲において保管される資産に通常投資しない、または、通常、発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）に対する監督権を獲得しようと試みるファンドのための保管受託業務を提供するものとして定義される。
かかる活動は、P S Fの通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または現地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。
 - ・ 前項に記載される新たなかつ特殊なP S Fに加えて、適格性を有する保管受託銀行は、（現行の保管受託制度において）ルクセンブルグで設立された信用機関であるが、A I F M D第21条第3項(b)および2013年法第19条第3項の要件、ならびに、特に2013年法第19条第3項i）に規定される以下の追加の要件を充足するルクセンブルグで設立された投資会社でもある。
 - 投資会社の認可は、1993年法別表 の第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
 - 投資会社は、法人であること。
 - 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
 - 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理上の構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
 - 投資会社は、C S S Fによって明確にされるとおり、A I F M D第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。
- 3．A I Fの保管受託銀行は、C S S Fによる要求に応じて、C S S FがA I Fによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。
2013年法に規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法に規定される新たな保管受託制度に従わなければならない。
かかる新たな制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。
 - A I Fの資産の保護預かり義務
 - A I Fのキャッシュ・フローを監視する義務、および
 - 監督業務保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類金融商品またはその対当額を、A I FまたはA I Fを代理して行為するA I F Mに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。
さらに、保管受託銀行は、保管受託銀行はまた、2013年法に基づくその義務を適切に履行する際の過失または意図的な不履行によって、A I Fまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

・ A I Fの販売および運用に関するE Uの国境を越えるパスポート

E UにおけるA I Fの証券またはパートナーシップ持分のA I F Mによる販売およびクロス・ボーダーベースのE Uにおける当該A I Fの運用は、ルクセンブルグで設立されたA I F Mによって運用されるA I Fの場合、2013年法第6章の規

定に準拠し、また、その他の加盟国または第三国で設立されたA I F Mによって運用されるA I Fの場合、通達2011 / 61 / E U第6章および第7章の規定に準拠する。なお、A I Fが第三国で設立されたA I F Mによって運用されている場合、上記A I F M D第66条第3項の適用に従う。

第4【参考情報】

ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

平成25年11月20日	有価証券届出書 / 有価証券報告書（第8期）
平成26年2月20日	半期報告書（第9期中） / 有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項ありません。

監査報告書

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド の受益者各位

我々は、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンドの2013年5月20日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能とするために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

公認企業監査人（*"Réviseurs d'entreprises agréé"*）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（*"Commission de Surveillance du Secteur Financier"*）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンドの2013年5月20日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

ルクセンブルグ、2013年9月10日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

ケネス・カイ・ション・イーグ

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of
Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Multi Currency Japan Stock Fund, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at 20 May 2013, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Multi Currency Japan Stock Fund as of 20 May 2013, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative

Luxembourg, 10 September 2013

Represented by

Kenneth Kai Siong Iek

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

監査報告書

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド の受益者各位

我々は、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンドの2014年5月20日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能とするために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

公認企業監査人（"Réviseurs d'entreprises agréé"）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（"Commission de Surveillance du Secteur Financier"）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンドの2014年5月20日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

ルクセンブルグ、2014年9月19日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

ケネス・カイ・ション・イーウ

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of
Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Multi Currency Japan Stock Fund, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at 20 May 2014, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Multi Currency Japan Stock Fund as of 20 May 2014, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative

Luxembourg, 19 September 2014

Represented by

Kenneth Kai Siong Iek

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

L - 5826 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番A棟

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を可能とするために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

公認企業監査人（"réviseur d'entreprises agréé"）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（"Commission de Surveillance du Secteur Financier"）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム

公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

シルヴィー・テスト

ルクセンブルグ、2014年6月4日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Buiding A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2014 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, 4 June, 2014

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。